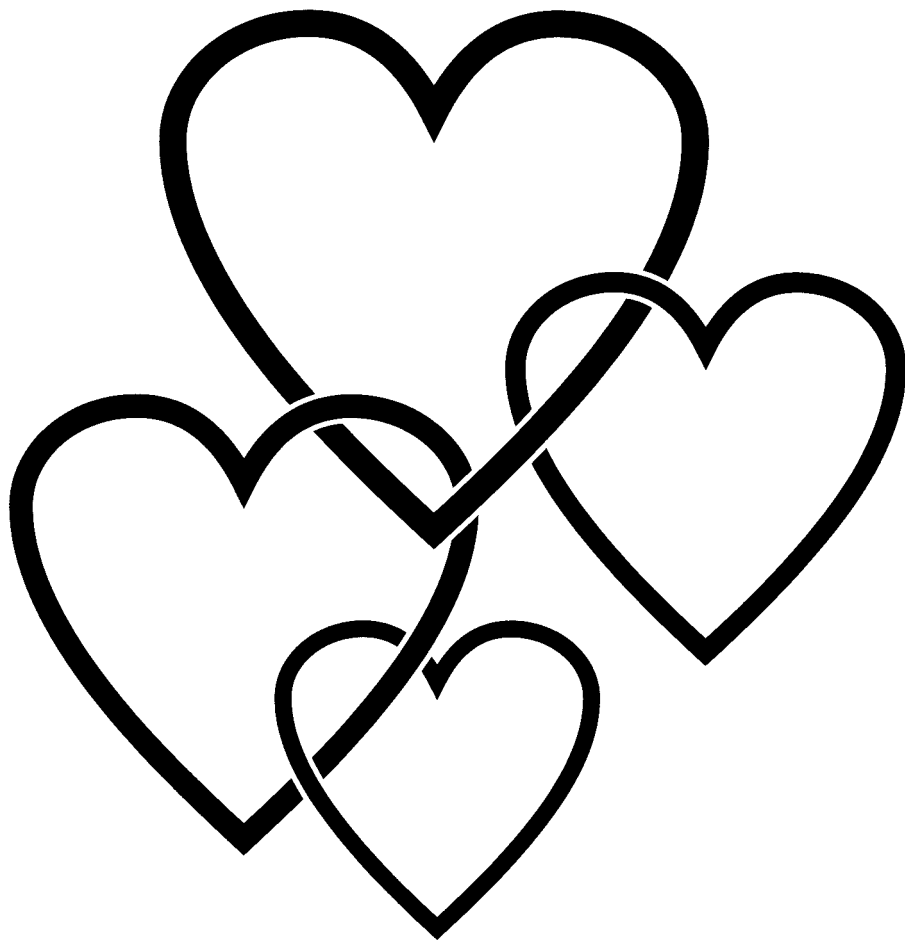


しんしんしょうがいしゃ  
心身障害者  
ふく  
福祉しおり

れいわ ねんどぼん  
(令和5年度版)



～ ご覧頂くにあたって ～

このしおりは主に令和5年4月1日時点の情報を掲載しています。各  
制度についての記載内容は概要的なものですので、詳しい内容につきま  
してはそれぞれの窓口へお問い合わせください。

なお、今後制度の内容などについて変更がある場合は、「市民と市政」  
などに掲載しますのでご覧ください。

1 相談窓口  
相談機関・相談員など

2 手帳の交付

3 保健・医療

4 年金・手当など

5 障害福祉サービス  
在宅・施設サービス

6 障害福祉サービス  
以外の在宅サービス

7 学ぶ

8 働く

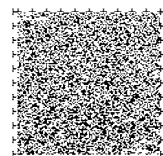
9 障害福祉サービス  
以外の施設サービス

10 料金の減免など

11 その他

12 社協・団体

各区役所などへの  
問合せ



この福祉のしおりには「Uni-Voice（ユニボイス）」（各ページの下角についている黒い四角のコードのことを言い、目印としてコードの横に切り込みが入れています。）がついています。

「Uni-Voice（ユニボイス）」のアプリ、「活字文書読上げ装置（スピーチオ、テルミーなど）」をお使い頂くことで、この冊子の掲載内容を音声で聞いていただくことができます。目印の切り込みはひとつですが、各ページ原則両面に Uni-Voice（ユニボイス）がついています。

なお、書式などの理由から「障害程度別該当事業一覧（主なもの）」および綴じ込みの「身体障害者障害程度等級表」、「その他各区の窓口の問い合わせ先一覧」、「各区役所などの場所と行き方」のページに掲載の案内図については、冊子作成上、切り込みがあるページがありますが、Uni-Voice（ユニボイス）がついておりませんので、予めご了承ください。

また、Uni-Voice（ユニボイス）化できる文字の数量には上限があり、掲載文字量の多いページについては Uni-Voice（ユニボイス）上の読み上げを前後のページに割り振っています。このため、Uni-Voice（ユニボイス）で読み上げる参照ページ数が実際の紙面掲載上のページと異なる場合があります。

\*活字文書読上げ装置…視覚障害者および高齢者向けに開発された音声コード読み取り装置であり、読み上げの速度や音量を調整することができます。日常生活用具として視覚障害2級以上の方に給付（→57 ページ参照）しています。

# 〔 掲 載 内 容 一 覧 〕

- ・ページ数は各ページの上下2ヶ所についています。
- ・☆の事業については、介護保険のサービス受給対象者は介護保険での利用が優先です。
- ・市外局番は記載がない限り（082）です。

〈障害程度別該当事業一覧（主なもの）〉…… 1～5

## 1 相談窓口

### 相談機関

- (1) 福祉事務所（区福祉課）…………… 6
- (2) 保健センター…………… 6
- (3) 児童相談所…………… 7
- (4) 身体障害者更生相談所…………… 7
- (5) 知的障害者更生相談所…………… 7
- (6) 療育相談所・療育相談室（診療所）…………… 7

### 相談員など

- (1) 身体障害者相談員…………… 8
- (2) 知的障害者相談員…………… 10
- (3) 民生委員・児童委員…………… 10
- (4) ろうあ者専門相談員…………… 10
- (5) 手話相談員…………… 11
- (6) 手話専用テレビ電話での相談受付…………… 11
- (7) 身体障害者結婚相談員…………… 11
- (8) 障害者相談支援事業…………… 12
- (9) 障害児等療育支援事業…………… 14
- (10) 障害者のための権利相談ダイヤル（障害者110番）…………… 14
- (11) 障害者虐待通報ダイヤル…………… 15
- (12) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」…………… 15
- (13) 成年後見事業「こうけん」…………… 15
- (14) 成年後見制度利用支援事業…………… 16

## 2 手帳の交付

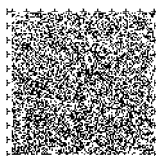
- (1) 身体障害者手帳…………… 17
- (2) 療育手帳…………… 17

## 3 保健・医療

- (1) 自立支援医療（更生医療）…………… 18
- (2) 自立支援医療（育成医療）…………… 18
- (3) 小児慢性特定疾病医療費助成…………… 19
- (4) 療養介護…………… 19
- (5) 重度心身障害者医療費補助…………… 20
- (6) 重度心身障害者介護保険利用負担助成…………… 20
- (7) 高額障害福祉サービス等給付費…………… 21
- (8) 高額障害福祉サービス等給付費（介護保険サービスの利用者負担の軽減）…………… 21
- (9) ひとり親家庭等医療費補助（心身障害者関係分）…………… 22
- (10) 後期高齢者医療制度…………… 22
- (11) 特定医療費（指定難病）助成制度…………… 22
- (12) 身体障害者健康診査…………… 23
- (13) 心身障害児（者）歯科治療…………… 23
- (14) 在宅重度心身障害者（児）訪問診査…………… 23
- (15) 産科医療補償制度…………… 24

## 4 年金・手当など

- (1) 障害基礎年金…………… 25
- (2) 特別障害給付金…………… 26
- (3) 特別児童扶養手当…………… 26



(4) 特別障害者手当	27
(5) 障害児福祉手当	27
(6) 重度心身障害者介護手当	27
(7) 児童扶養手当(心身障害者関係分)	29
(8) 被爆身体障害者福祉手当	30
(9) 心身障害者扶養共済制度	30
(10) 重度心身障害者福祉給付金	31
(11) 障害者住宅改造費補助	32
(12) 生活福祉資金貸付(心身障害者関係分)	33
(13) 生活一時資金貸付(心身障害者関係分)	35

## 5 しょうがいふくし 障害福祉サービス

### がいよう <概要>

(1) 障害福祉サービスとは	36
(2) 基本的な仕組み	36
(3) 対象となるサービス	37
(4) サービスを受けるための手続	38
(5) 支給決定までの流れ	39
(6) 費用	40

### ざいたく <在宅サービス>

(1) ☆居宅介護、重度訪問介護など	41
(2) ☆短期入所	41
(3) グループホーム	42

### しせつ <施設サービス>

(1) 障害者支援施設	48
(2) 日中活動サービス事業所	50

## 6 しょうがいふくし いが い ざいたく 障害福祉サービス以外の在宅サービス

### せいかつ <生活>

(1) 民間の福祉・家事援助サービス	51
(2) 日中一時支援事業	51
(3) ☆(一部)補装具費の支給	52
(4) ☆(一部)日常生活用具の給付	52
(5) 難聴児補聴器購入費助成	59
(6) 点字図書の給付	59
(7) 身体障害者パソコン等給付	59
(8) ファックスの設置	60
※広島市関係機関のファックスの設置場所とファックス番号	
(9) あんしん電話の設置	61
(10) ファックスによる災害避難情報の提供	61
(11) 聴覚障害者等緊急通報用ファックス	62
(12) 広島市eメール119番	63
(13) Net119緊急通報システム	64
(14) 広島県警察ファックス110番・メール110番・110番アプリシステム	65
(15) ☆重度身体障害者入浴サービス	66
(16) 視覚障害者宛て文書にかかる点字・音声コードサービス	66

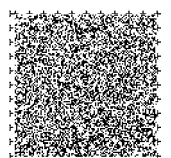
(17) 視覚障害者用ワードプロセッサ(点字ワープロ)の共同利用	66
(18) 視覚障害者(児)ICT利活用支援ボランティアの派遣	66
(19) 図書館の障害者向けサービス	67
(20) 点字広報紙・声の広報の発行	68
(21) 手話通訳・要約字幕付テレビ広報番組	69
(22) 手話通訳・字幕付インターネット配信動画	69
(23) 選挙	69
(24) 大型ごみ排出支援(あんしんサポート)事業	70
(25) 重度障害者入院時コミュニケーション支援	71
(26) 市営住宅の入居など	71
(27) 民間住宅への入居支援	72
(28) 放課後等デイサービス・児童発達支援	72
(29) 保育所等訪問支援	72

### かつどう <活動>

(1) 手話通訳者の派遣	73
(2) 要約筆記者・奉仕員の派遣	73
(3) 移動支援事業	73
(4) 障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパーの派遣	73
(5) 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	74
(6) 障害者自動車運転免許取得費の助成	74
(7) 身体障害者自動車改造費の助成	74
(8) 障害者公共交通機関利用助成(いきいき乗車券)	75
(9) 重度障害者福祉タクシー利用助成	76
(10) 障害者福祉バスの運行	77
(11) リフト付タクシーの運行	77
(12) 生活訓練など	78
(13) 健康づくり事業	79
(14) スポーツの振興	80
(15) 交通用具として使う自転車等の利用促進	81
(16) 身体障害者補助犬健康管理費の支給	81
(17) 広島県思いやり駐車場利用証の交付	82

## 7 まな 学 ぶ

(1) 特別支援学校	83
(2) 特別支援学級	84
(3) 通級指導教室	84
(4) 教育相談活動	84
(5) 特別支援学校就学奨励費の支給	85
(6) 特別支援教育就学奨励費の支給	85



## 8 はたら 働 く

(1) 障害者の職業紹介	86
(2) 広島障害者職業センター	86
(3) 障害者就業・生活支援センター	87
(4) 障害者合同面接会の開催	87
(5) トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	87
(6) 広島障害者職業能力開発校	88
(7) 障害者職業能力開発事業（障害者職業能力開発プロモート事業）	89
(8) 重度障害者雇用モデル企業	89
(9) 障害福祉サービス事業所通所者交通費助成	89
(10) 地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成	90
(11) 広島市就労支援センター	90
(12) 広島県就労振興センター	90
(13) 更生訓練費の支給	91
(14) 公共施設内の売店設置	91
(15) 専売品の販売	91

## 9 しょうがいふくし いがい しせつ 障害福祉サービス以外の施設サービス

### しんたいしょうがいしや しせつ 〈身体障害者施設〉

(1) 福祉ホーム	92
(2) 身体障害者福祉センター	92
(3) 点字図書館	92

### じどうふくし しせつ 〈児童福祉施設〉

(1) 医療型児童発達支援センター	93
(2) 医療型障害児入所施設	93
(3) 児童心理治療施設	93
(4) 福祉型障害児入所施設	94
(5) 福祉型児童発達支援センター	94
(6) 保育園等	95

### ほか しせつ 〈その他の施設〉

(1) 地域活動支援センターⅡ型事業	96
(2) 地域活動支援センターⅢ型事業	96

## 10 りょうきん げんめん 料金の減免など

(1) 税金	97
(2) 交通運賃の割引	100
(3) J R特急料金などの割引	104
(4) 有料道路通行料金の割引	105
(5) 保育料・副食費の軽減	105
(6) 郵便料金の軽減	106
(7) NHK放送受信料の減免	107

(8) 携帯電話基本使用料などの割引	107
(9) NTT電話番号の無料案内	107
(10) 施設設置負担金の分割払い	108
(11) 水道料金および下水道使用料の減免	108
(12) 市営駐車場の駐車料金の減免	108
(13) 市営駐輪場の駐輪料金の減免	109
(14) 自動車保管場所の証明申請手数料等の免除	109
(15) 公共施設使用料の減免	110
(16) 映画鑑賞料の減免	112

## 11 ほか その他

(1) 「福祉のまちづくり」の推進	113
(2) 啓発活動の推進	113
(3) 車いすの貸出し	114
(4) 視聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出し	114
(5) 広島市ボランティア情報センター・区ボランティアセンター	114
(6) 広島市視覚障害者情報センター	115
(7) 広島市障害者支援情報提供サイト	115
(8) 青い鳥郵便葉書の無償配付	115
(9) 駐車禁止除外指定車標章の交付	116
(10) 自動車事故被害者援護制度	117
(11) ヘルプマーク・ヘルプカード	118

## 12 しゃきょう だんたい 社協・団体

(1) 社会福祉協議会	119
(2) 市内の主な心身障害者（児）団体	120

## しりょう 資料

・広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

・みんなのお店ひろしま宣言

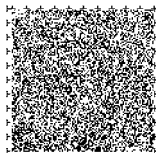
身体障害者障害程度等級表 綴じ込み（表）

（「障害基礎年金」「特別児童扶養手当」「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「児童扶養手当」の対象となる障害程度は、各制度ごとに個別に定められています。）

## かくくやくしよ といあわ 各区役所などへの問合せ

各区役所などへの問合せ

〈その他各区の窓口の問合せ先一覧〉 綴じ込み（裏）	
〈出張所・連絡所など〉	121
〈収納対策部・市税事務所・税務室〉	123
〈各区役所などの場所と行き方〉	124～125
〈福祉事務所（区福祉課）など〉	裏表紙



障害程度別該当事業一覧（主なもの）

注1. ○印は、おおむね全部が対象、△印は、一部が対象。ただし、事業によっては、年齢・所得・等級などに制限がある場合や、手帳がなくても対象となる場合がありますので、この表は目安としてお使いいただき、詳しくは窓口でお問合わせください。

事業名	保健・医療								年金・手当など								
	（自立更生医療）	（自立成育医療）	重度心身障害者医療費補助	重度心身障害者介護保険利用負担助成	重度心身障害者介護	身体障害者健康診査	歯科障害児（者）療	在宅重度心身障害者（児）訪問診査	障害基礎年金	特別障害給付金	特別障害者手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	介護重度心身障害者手当	児童扶養手当		
障害程度別 手帳	視覚障害	1	○		○	○		○	○	（身体障害者手帳、療育手帳の等級とは一致しません。国民年金の障害等級表の1級または2級の方が対象となります。）		○	△	○		（身体障害者手帳、療育手帳の等級とは一致しません。児童扶養手当法施行令別表第一および第二に相当する方が対象となります。）	
		2	○		○	○		○	○			△	△	△			
		3	○		○	○		○					△	△			
		4	○					○									
		5	○					○									
		6	○					○									
	聴覚または平衡機能障害	2	○		○	○		○	○				△	△	△		
		3	○		○	○		○					△	△			
		4	○					○									
		5	○					○									
		6	○					○									
	言語・音声	3	○		○			○					△	△			
		4	○					○					△				
	肢体不自由	1	○		○	○	△	○	○				△	△	△		△
		2	○		○	○	△	○	○				△	△	△		
		3	○		○	○	△	○					△	△			
		4	○					○					△				
		5	○					○									
		6	○					○									
内部障害	1	△		○	○		○	○			△	△	△				
	2	△		○	○		○	○				△					
	3	△		○	○		○				△						
	4	△					○										
療育手帳	（A）			○	○		○	○			○	△	△	○			
	A			○	○		○	○			○	△	△				
	（B）			○	○		○				△	△	△				
	B						○				△	△	△				
本文ページ		18	18	20	20	23	23	23	25	26	26	27	27	27	29		

注2. ☆印の事業については、介護保険のサービス受給対象者は、介護保険が優先です。

障害の種別	障害の程度	年金・手当など					障害福祉サービス		障害福祉サービス以外の在宅サービス(生活)						
		共済障害者扶養給付金	福祉心身障害者年金	障害者住宅改修費補助	生活福祉資金貸付	生活一時資金貸付	☆居宅介護など	☆短期入所	☆(一部)補装具費の支給	☆(一部)の日常生活用具給付	点字図書	あんしん電話	災害避難情報	☆入浴サービス	重度身体障害者
視覚障害	1	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	2	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	3	○		○	○	○	○	○	○	△	○				
	4			○	○	○	○	○	○	△	○				
	5				○	○	○	○	○	△	○				
	6				○	○	○	○	○	△	○				
聴覚または平衡機能障害	2	○	△	△	○	○	○	○	○	○		○	(聴覚障害者)		
	3	○		△	○	○	○	○	○	△					
	4			△	○	○	○	○	○	△					
	5				○	○	○	○	○	△					
	6				○	○	○	○	○	△					
音声・言語	3	○		△	○	○	○	○	○	○					
	4			△	○	○	○	○	○						
肢体不自由	1	○	△	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
	2	○	△	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
	3	○		○	○	○	○	○	○						
	4			○	○	○	○	○	○						
	5				○	○	○	○	○						
	6				○	○	○	○	○						
内部障害	1	○	△	△	○	○	○	○	○	△		○			
	2	○	△	△	○	○	○	○	○	△		○			
	3	○		△	○	○	○	○	○	△					
	4			△	○	○	○	○	○	△					
㊤	○	△	△	○	○	○	○		○						
A	○	△	△	○	○	○	○		○						
㊦	○			○	○	○	○								
B	○			○	○	○	○								
本文ページ		30	31	32	33	35	41	41	52	52	59	61	61	66	

障害福祉サービス以外の在宅サービス（生活）					障害福祉サービス以外の在宅サービス（活動）										
視覚障害者宛て文書にかかると点字サービス	図書館の障害者向けサービス	点字広報紙・発行の	選挙（郵便等による不在者投票）	市営住宅の入居（抽選率の優遇措置）	手話通訳者の派遣	要約筆記者・奉仕員の派遣	移動支援事業	障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーの派遣	障害者自動車運転免許取得費の助成	身体障害者自動車改造費の助成	障害者公共交通機関利用助成	重度障害者福祉タクシー利用助成	障害者福祉バスの		
○	○	○		○			○	○	（身体・知的障害者で運転免許証の交付を受けている方）	（身体障害者で運転免許証の交付を受けている方）	○	○	○		
○	○	○		○			○	○			○	○	○	○	
○	○	○		○			○	○			○	○		○	
○	○	○		○			○	○			○	○		○	
○	△	○					○	○			○	○		○	
○	△	○					○	○			○	○		○	
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○			○	○	○							○		○
	○		△	○			○	○					○	○	○
	○		△	○			△	△					○	△	○
	○			○			△	△					○	△	○
	○			○									○		○
	○			○									○		○
	○		○	○									○	○	○
	○		○	○									○	○	○
	○		○	○							○		○		
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
	○			○							○		○		
66	67	68	69	71	73	73	73	73	74	74	75	76	77		

事業名 障害の種別 障害の程度	障害福祉サービス以外の在宅サービス（活動）										働く 地域活動支援センター Ⅱ型通所者交通費助成	
	生活訓練など											
	家庭視覚障害者生活訓練者	生活視覚障害者社会	緊急中途失明者生活訓練者	歩行中途失明者生活訓練者	ろうあ者社会	中途失聴者社会	肢体障害者生活行動訓練者	在宅障害者青年教室開催者	知的障害者生活自立訓練事業	身体・知的・精神障害者スポーツ大会		
視覚障害	1	○	○	○	○				○		○	○
	2	○	○	○	○				○		○	○
	3	○	○						○		○	○
	4	○	○						○		○	○
	5	○	○						○		○	○
	6	○	○						○		○	○
聴覚または平衡機能障害	2					○	○		○		○	○
	3					○	○		○		○	○
	4					○	○		○		○	○
	5					○	○		○		○	○
	6					○	○		○		○	○
音声・言語	3					○			○		○	○
	4					○			○		○	○
肢体不自由	1							○	○		○	○
	2							○	○		○	○
	3							○	○		○	○
	4							○	○		○	○
	5							○	○		○	○
	6							○	○		○	○
内部障害	1								○		△	○
	2								○			○
	3								○		△	○
	4								○		△	○
①								○	○	○	○	
A								○	○	○	○	
②								○	○	○	○	
B								○	○	○	○	
本文ページ		78	78	78	78	78	78	79	79	79	80	90



料 金 の 減 免 な ど																	その他						
の所得 所得控除 市県民除税	相続税の 税額控除	贈与税の 非課税	消費税の 非課税	身体障害者 用物品の 非課税	事業税の 非課税	自動車税・軽自動車税 (環境性能割・種別割)の減免	交通運賃の 割引	有料道路 通行料 割引	保育料・副食費の 軽減	NHK放送 受信料 減免	NTT電話 番号 案内	の分割 負担 金	施設設置 金	水道料金 等の減免	市営駐 車場の 減免	市営駐 車場の 減免	申請手 数料等 の免除	自動車 保管場 所証明	公共施設 使用料 の減免	駐車禁止 除外指 定車	標準章 の交 付		
○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
○	○		△			○		○	○	○	○	○	○			○		○	○	○		○	△
○	○		△			○		○	○	○	○	○	○			○		○	○	○		○	
○	○		△			○		○	○	○	○	○	○			○		○	○	○		○	
○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	△
○	○		△			○	○	○	○	△	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○
○	○		△			○	○	○	○	△		○	○			○		○	○	○		○	
○	○		△			○	○	○	○	△	○	○	○			○		○	○	○		○	
○	○		△			○	○	○	○	△	○	○	○			○		○	○	○		○	
○	○		△			○	○	○	○	△	○	○	○			○		○	○	○		○	
○	○	○	△			○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	△			○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
○	○		△			○	○	○	○	△		○	○	○		○		○	○	○		○	○
○	○		△			○	○	○	○	△		○	○			○		○	○	○		○	○
○	○		△			○	○	○	○	△		○	○			○		○	○	○		○	○
○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	△	△			○		○	△	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○	
○	○	△	△			○		○	△	○	○	○	○			○		○	○	○		○	
97	98	98	98	98	99	100	105	105	107	107	108	108	108	108	109	109	109	110	110	110	111	116	116

※ 自動車税の環境性能割・種別割および軽自動車税の環境性能割については、本人運転を除く。

# 1 相談窓口

そうだん き かん  
**〈相談機関〉**〔所在地〕(裏表紙に記載)

## 1 福祉事務所 (区福祉課)

身体障害者手帳の交付などの身体障害者福祉および知的障害者施設への入所などの知的障害者福祉についての相談窓口です。

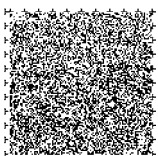
## 2 保健センター

地域における保健衛生の向上を図るために、妊産婦・乳幼児・児童・成人・高齢者などの保健についての相談・指導を行う機関です。

相談の内容	担当課
成人・高齢者の健康相談、健康診査	区地域支えあい課地域支援第一係 区地域支えあい課地域支援第二係 (安芸区は地域支えあい課地域支援係)
予防接種の相談	
結核・感染症の相談	
妊産婦・乳幼児の相談、健康診査	
精神保健福祉の相談、難病・小児慢性特定疾病の相談	

〔所在地〕

区 分	所 在 地	TEL
中 保健センター	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル内 (中区厚生部・中区地域福祉センター内)	地域支援第一係 504-2109
		地域支援第二係 504-2528
東 〃	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 (東区厚生部・東区総合福祉センター内)	地域支援第一係 568-7735
		地域支援第二係 568-7729
南 〃	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 (南区役所別館内)	地域支援第一係 250-4133
		地域支援第二係 250-4108
西 〃	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 (西区厚生部・西区地域福祉センター内)	地域支援第一係 294-6384
		地域支援第二係 294-6235
安佐南 〃	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	地域支援第一係 831-4944
		地域支援第二係 831-4942
安佐北 〃	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 (安佐北区厚生部・安佐北区総合福祉センター内)	地域支援第一係 819-0616
		地域支援第二係 819-0586
安 芸 〃	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 (安芸区厚生部・安芸区総合福祉センター内)	地域支援係 821-2820
		821-2809
佐 伯 〃	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 (佐伯区役所別館内)	地域支援第一係 943-9733
		地域支援第二係 943-9731



### 3 児童相談所<sup>じどうそうだんしよ</sup>

児童（0歳～18歳未満）の福祉に関するあらゆる問題についての相談・援助を行う機関です。

- ① 児童の心身の発達および障害についての相談・援助
- ② 児童のしつけ、性格、遊び、教育、児童虐待についての相談・援助
- ③ いろいろな事情で児童を施設や里親にあずけるための相談  
（ただし、保育園への入所は福祉事務所）
- ④ 一時保護の実施

### 4 身体障害者更生相談所<sup>しんたいしょうがいしゃこうせいそうだんしよ</sup>

主として18歳以上の身体障害者を対象として、専門的な立場から相談・判定を行う機関です。

- ① 専門的な知識および技術を必要とする相談
- ② 補装具費の支給などに係る医学的、心理学的、職能的判定
- ③ 補装具の処方・適合判定
- ④ 住環境整備や福祉用具の活用法などに関する相談、連絡調整、情報収集・提供

### 5 知的障害者更生相談所<sup>ちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしよ</sup>

主として18歳以上の知的障害者を対象として、専門的な立場から相談・判定を行う機関です。

- ① 専門的な知識および技術を必要とする相談・助言
- ② 療育手帳の交付に係る医学的、心理学的、職能的判定

### 6 療育相談所・療育相談室（診療所）<sup>りょういくそうだんしよ りょういくそうだんしつ しんりょうしよ</sup>

障害児等を対象として、医師などが相談・指導、診断・検査・治療・訓練を行う機関です。

- ① 相談員による児童の発達などに関する相談・助言
- ② 医師などによる診断・検査・治療

#### 広島市こども療育センター療育相談所

診療科目：小児科、精神科、整形外科、耳鼻咽喉科

#### 広島市北部こども療育センター療育相談室

診療科目：小児科、精神科、整形外科

#### 広島市西部こども療育センター療育相談室

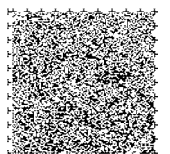
診療科目：小児科、精神科、整形外科

- ③ 外来療育事業

診療外来の児童およびその保護者を対象とした個別のおよび集団的・治療的な指導、生活指導

- ④ 障害福祉サービスなどの利用計画の作成
- ⑤ 保育所等での集団生活への適応のため専門的な支援

（ただし、①、④は無料ですが、②、③は健康保険証などによって医療費が、⑤は所得に応じた月ごとの上限額までの1割の定率負担が必要です。）



そうだんいん  
〈相談員など〉

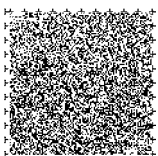
しんたいしょうがいしゃそうだんいん  
1 身体障害者相談員

地域において、身体障害者からの更生援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行う民間の協力者です。気軽にご相談ください。

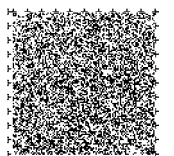
〔身体障害者相談員名簿〕

(令和5年4月1日現在)

区	障害区分	氏名	居住地	連絡先
中	視覚	志摩哲郎	中区堺町	232-6263
	聴覚	内山妙子	中区西白島町	FAX211-2824
	肢体	野田次郎	中区江波西	090-9412-1711
	肢体	西本英司	中区国泰寺町	050-5217-2013
	肢体	高本ひろみ	中区白島北町	223-3070
東	肢体	百田智恵子	東区上温品	280-0778
	肢体	石井栄三	東区牛田新町	225-2737
	肢体	森美枝子	東区馬木	899-8051
	肢体	かねもとみづえ	東区馬木	899-2613
	肢体	わかきしのぶ	東区馬木	899-5416
南	視覚	おのやままさあき	南区宇品神田	254-7917
	視覚	てらなかくみこ	南区東雲	285-8110
西	聴覚	やまもとてるお	西区大芝	FAX238-6690
	肢体	はらだあきら	西区己斐本町	272-5314
	肢体	そねあきこ	西区井口	FAX兼用277-7667



区	障害区分	氏名	居住地	連絡先
安佐南	視覚	いし 石 原 照 幸	安佐南区安東	878-0370
	視覚	よし 吉 田 孝 三	安佐南区伴東	848-3840
	肢体	たく 宅 見 伸 夫	安佐南区安東	872-2224
	肢体	はやし 林 田 達 郎	安佐南区長東	FAX兼用874-7445
	内部	まつ 松 尾 弘 二	安佐南区緑井	FAX兼用870-1412
	内部	まき 榎 原 勲	安佐南区八木	090-7996-5703
安佐北	聴覚	かぎ 鍵 本 金 六	安佐北区落合南	FAX兼用843-3055
	肢体	おお 大 谷 良 弘	安佐北区安佐町大字くすの木台	837-1878
	肢体	うえ 上 田 智 恵 美	安佐北区可部	FAX兼用815-4043
	肢体	いわ 岩 谷 秀 秋	安佐北区真亀	842-4593
安芸	肢体	かわ 川 手 諄 治	安芸区矢野西	FAX兼用888-1298
	聴覚	まる 丸 山 香 代 子	安芸区船越	FAX822-0156
	聴覚	なか 中 垣 映 子	安芸区上瀬野町	FAX894-1215
佐伯	聴覚	みの 蓑 田 澄 枝	佐伯区藤の木	FAX928-9879
	肢体	うえ 上 野 玲 子	佐伯区薬師が丘	521-2798
	肢体	ふじ 藤 本 隆 男	佐伯区湯来町	0826-23-1060
	肢体	かみ 上 土 井 譲	佐伯区八幡	928-0186
	肢体	なか 中 本 忍	佐伯区五日市中央	FAX兼用922-9055
	肢体	むか 向 井 助 三	佐伯区五日市町大字上河内	928-5434



## 2 知的障害者相談員

ちてきしょうがいしゃそうだんいん

地域において、知的障害者やその保護者からの更生援護に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行う民間の協力者です。気軽にご相談ください。

〔知的障害者相談員名簿〕

(令和5年4月1日現在)

区	氏名	居住地	連絡先
中	お じま むつみ 小 島 睦	中区中町	246-3726
	いま がわ ち あき 今 川 千 昭	中区千田町	249-9238
東	こち う あや こ 河 内 綾 子	東区牛田旭	223-0970
	よし かわ なつ み 善 川 夏 美	東区山根町	264-3063
南	なか お み え 中 尾 美 恵	南区翠	253-0217
	やす もり ひろ ゆき 安 森 博 幸	南区東雲本町	282-2597
西	やま だ きぬ こ 山 田 絹 子	西区鈴が峰町	278-7488
	けつ いん 欠 員		
安佐南	かし だ じゅん こ 柏 田 潤 子	安佐南区東原	875-2340
安佐北	はた ゆ み こ 畑 裕美子	安佐北区落合	841-4331
	ふじ なが み ゆき 藤 長 美 幸	安佐北区亀山西	815-6018
安芸	あ べ いずみ 阿 部 泉	安芸区中野	892-3860
佐伯	まつ お え み こ 松 尾 恵美子	佐伯区八幡	927-3765
	そら く み 空 久 美	佐伯区八幡	928-1823

## 3 民生委員・児童委員

みんせい いん じどう いん

生活に困っている方や、心身障害者・高齢者・児童などのことで悩みをお持ちの方々の相談・助言を行います。

担当民生委員の住所・氏名などは福祉事務所（区地域支えあい課）（綴じ込み）におたずねください。

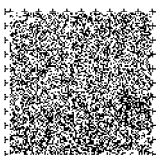
## 4 ろうあ者専門相談員

しゃせんもんそうだんいん

ろうあ者の一般生活上の諸問題にかかる相談業務を行い、必要に応じ、関係機関への連絡などを行います。

〔相談場所・相談日〕

場 所	相 談 日	時 間
<b>ろうあ者専門相談室</b> 所在地：南区皆実町一丁目6-29 (広島県聴覚障害者センター内) FAX：254-0087	毎週火～日	午前9時 ～午後5時



## 5 手話相談員

聴覚障害者などの更生援護の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、手話による意思伝達の仲介業務を行います。

〔相談場所・相談日〕

場 所	相 談 日	時 間
市障害福祉課、区福祉課および 身体障害者更生相談所	毎週 月～金	午前9時15分 ～午後4時

## 6 手話専用テレビ電話での相談受付

市役所本庁舎の障害福祉課にタブレット端末とNTTフレッツフォンを設置し、自宅等から手話で、市職員に相談できる窓口を設けています。また各区福祉課にもタブレット端末を設置し、手話で市職員に相談できる体制を整えています。

〔受付時間〕 月曜日から金曜日までの9:30～12:00、13:00～16:00

(ただし、年末年始、祝日および8月6日を除く。)

〔パソコンから利用する場合〕

スカイプ表示名	スカイプ名
広島市障害福祉課	signlanguage.city
広島市中区福祉課	na.signlanguage.city
広島市東区福祉課	hi.signlanguage.city
広島市南区福祉課	mi.signlanguage.city
広島市西区福祉課	ni.signlanguage.city
広島市安佐南区福祉課	am.signlanguage.city
広島市安佐北区福祉課	as.signlanguage.city
広島市安芸区福祉課	ak.signlanguage.city
広島市佐伯区福祉課	sa.signlanguage.city

※事前にスカイプ (Skype) をインストール (無料) し、アカウント登録を済ませ、利用できる状態にしてください。

〔NTTフレッツフォンから利用する場合〕

TEL (ひかり電話): 082-236-8033

※ ひかり電話仕様で設置したフレッツフォン接続できます。

(通話料が発生します。)

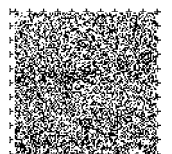
## 7 身体障害者結婚相談員

専門の相談員が、身体障害者の結婚に関する各種の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。

〔相談場所・時間〕

場 所	相 談 日	時 間
(公社)広島市身体障害者福祉団体連合会 所在地: 〒732-0822 南区松原町5-1 (BIG FRONT ひろしま5階) TEL: 263-4524 FAX: 263-9713	土日祝日 等を除く 平日	午前10時 ～午後4時

来所される場合は、あらかじめ電話等で予約を入れてください。



## 8 障害者相談支援事業

しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう

### 広島市障害者基幹相談支援センター・広島市障害者相談支援事業所

障害者（児）や家族が地域で安心して暮らせるよう、障害に関する生活上や療養上のさまざまな相談に応じ、必要な支援を行います。

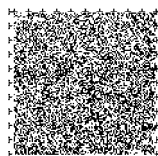
〔対 象〕 市内に居住する障害者（児）、家族、地域に居住する方等

〔相談時間〕 月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分

〔問合せ先〕

担当区域	名 称	所 在 地	TEL (FAX)
中区	広島市中区障害者基幹相談支援センター	〒730-0823 中区吉島西二丁目3-20	298-5575 (545-8801)
	広島市中区障害者相談支援事業所	〒730-0802 中区本川町二丁目6-11	234-2422 (234-2411)
東区	広島市東区障害者基幹相談支援センター	〒732-0013 東区戸坂南一丁目27-2	573-0140 (229-7008)
	広島市東区障害者相談支援事業所	〒732-0034 東区温品町字森垣内510-1	562-2802 (289-6085)
南区	広島市南区障害者基幹相談支援センター	〒734-0001 南区出汐二丁目3-46	207-0636 (207-0626)
	広島市南区障害者相談支援事業所	〒732-0804 南区西蟹屋一丁目1-48	298-6232 (567-0818)
西区	広島市西区障害者基幹相談支援センター	〒733-0864 西区草津梅が台10-1	270-1249 (270-1248)
	広島市西区障害者相談支援事業所	〒733-0004 西区打越町17-27	555-1018 (555-1018)
安佐南区	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	〒731-0124 安佐南区大町東一丁目12-10	207-4338 (831-7734)
	広島市安佐南区障害者相談支援事業所	〒731-0138 安佐南区祇園六丁目31-3	962-3350 (962-3336)
安佐北区	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	〒739-1742 安佐北区亀崎一丁目1-6 2階	881-1441 (562-2424)
	広島市安佐北区障害者相談支援事業所	〒731-0221 安佐北区可部三丁目32-12	815-0405 (847-2266)
安芸区	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	881-7110 (894-0403)
	広島市安芸区障害者相談支援事業所	〒739-0323 安芸区中野東四丁目5-35	892-1601 (892-3914)
佐伯区	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	〒731-5122 佐伯区五日市町皆賀104-27	924-0028 (943-8874)
	広島市佐伯区障害者相談支援事業所	〒731-5127 佐伯区五日市一丁目5-39	924-5560 (924-5560)

※年齢や障害種別に関わらずご相談に応じますが、より専門的な対応が必要な場合は、事業所間で連携して対応させていただくことがあります。





**広島市こども療育センター**

障害児の家族等からの相談に応じ、各種情報の提供などを通じて地域での生活を一緒に考えます。

〔対 象〕 市内に居住する在宅の障害児の家族等

〔相談時間〕 月曜日から金曜日（祝日、年末年始、8月6日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分

〔問合せ先〕

担当区域	名 称	所在地	TEL (FAX)
中区、東区、南区、 安芸区、安佐南区 (祇園地区)	広島市こども療育センター	〒732-0052 東区光町二丁目15-55	263-0683 (261-0545)
安佐南区(祇園地 区、沼田地区を除 く。)、安佐北区	広島市北部こども療育センター	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70	814-5801 (815-0541)
西区、佐伯区、安 佐南区(沼田地区)	広島市西部こども療育センター	〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18	943-6831 (943-6865)

**広島市重症心身障害児者相談支援センター**

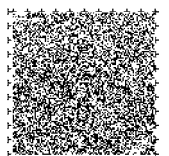
重症心身障害児(者)や家族等からの、医療や障害に関する専門的な相談対応や、ピアカウンセリング等を行います。

〔対 象〕 市内に居住する重症心身障害児(者)、家族等

〔相談窓口〕 月曜日から金曜日(年末年始、祝日を除く。)午前8時30分から午後5時15分

〔問合せ先〕

名 称	所在地	TEL (FAX)
広島市重症心身障害児者相談支援センター 「ほっと+いけあひろしま」	〒731-5122 佐伯区五日市町皆賀104-27	943-8832 (943-8874)



## 9 障害児等療育支援事業

在宅の障害児（者）の地域での生活を支援するため、障害児（者）施設の機能を活用し、家庭訪問や電話による療育相談、外来による療育相談などを行います。

〔対象〕 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）

〔問合せ先〕（中・東・南・安佐南区（祇園地区）・安芸区にお住まいの方）

広島市こども療育センター地域支援室、瀬野川学園

（西・安佐南区（沼田地区）・佐伯区にお住まいの方）

広島市西部こども療育センター療育相談室

（安佐南（祇園・沼田地区以外）・安佐北区にお住まいの方）

広島市北部こども療育センター療育相談室

こども発達支援センターひゅーるぽん

〔所在地〕

対象区	名称	所在地	TEL (FAX)
中 東 南 安佐南(祇園) 安芸	広島市こども療育センター 地域支援室	〒732-0052 東区光町二丁目15-55	263-0683 (261-0545)
	瀬野川学園	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	894-8958 (894-0403)
西 安佐南(沼田) 佐伯	広島市西部こども療育センター 療育相談室	〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18	943-6832 (943-6865)
安佐南 安佐北	広島市北部こども療育センター 療育相談室	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70	814-5801 (815-0541)
	こども発達支援センター ひゅーるぽん	〒731-0102 安佐南区川内六丁目28-15	846-6888 (831-6889)

## 10 障害者のための権利相談ダイヤル（広島市障害者110番）

障害者の権利擁護を図るため、障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、情報提供や助言を行います。

〔相談内容〕 ① 障害を理由とする差別に関する相談

② 生命、身体危害に関する相談

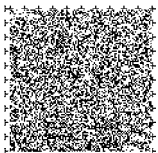
③ 財産侵害、財産管理、相続に関する相談

④ 金融、消費、雇用、契約などに関する相談

⑤ その他、親族、隣人、施設などにおける人権に関する相談

〔問合せ先・相談日〕

問合せ先	TEL	相談日・時間
<b>（福）広島市手をつなぐ育成会</b> 所在地：〒733-0004 西区打越町17-27 （育成会総合福祉センター内）	537-1777 (FAX兼用)	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時 *上記時間以外は、留守番電話または FAXで24時間受付 弁護士相談（要予約） *毎月第2水曜日（偶数月 午前10時から午前12時 奇数月 午後2時から午後4時）



## 11 障害者虐待通報ダイヤル

しょうがいしやぎやくたいつうほう

障害者の虐待に関わる通報、届出や相談を 24 時間体制で受け付けます。

〔問合せ先〕 障害者虐待防止センター

T E L : 5 4 2 - 5 3 0 0

F A X : 5 4 2 - 5 3 1 1

Email : sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp

(障害者虐待通報)

## 12 福祉サービス利用援助事業「かけはし」

ふくし りょうえんじょじぎょう

判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などについて、相談助言を受けたり、代行を頼んだりして、地域で安心して暮らし続けたいという方を支援します。大切な書類などの預かりサービスも行います。

〔費用〕 相談は無料

預かりサービス、および「支援契約」締結後の生活支援員による支援は有料。(生活保護世帯は無料。ただし、生活支援員の活動にかかる交通費実費等は、生活保護世帯も有料)

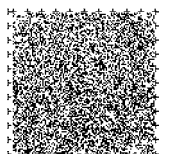
〔問合せ先〕 各区社会福祉協議会、または広島市社会福祉協議会 権利擁護課 福祉サービス利用援助係 (119 頁)

## 13 成年後見事業「こうけん」

せいねんこうけんじぎょう

判断能力の低下により「かけはし」の利用継続が困難になった方が、成年後見制度を申し立てる場合に、広島市社会福祉協議会が法人として成年後見人等の業務をする事業です。対象は次の①～④の全ての条件を満たす方です。①現に福祉サービス利用援助事業「かけはし」の利用者②広島市内在住者③市長申立て者④他に後見人等候補者がいない者

〔問合せ先〕 広島市社会福祉協議会 権利擁護課 成年後見係 (119 頁)



## 14 成年後見制度利用支援事業

身寄りのない高齢者または障害者が、判断能力が不十分であるため財産の管理ができない場合などに、本人保護のため、財産管理などを代わりに行う「成年後見人」選任の申し立てを市長が家庭裁判所に行う制度です。

〔対 象〕 次のいずれにも該当する方

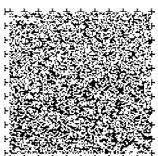
- ① 高齢者（65歳以上）、知的障害者または精神障害者であること
- ② 自己の財産の管理・処分や医療・介護・障害福祉サービスの契約を行う能力に欠けること
- ③ 成年後見の申し立てを行う配偶者および四親等以内の親族がいないこと
- ④ その他市長が特に本人の福祉のため必要と認めること

また、資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に、家庭裁判所が決定した報酬に相当する額を助成します。

〔対 象〕 審判決定書における報酬付与の対象期間内に、次のいずれかに該当する期間を有している方です。

- ① 生活保護を受けている方
  - ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
  - ③ 収入・資産等の状況から上記①、②に挙げる者と同等の状態であると認められる方
- ※成年後見人等が被後見人等の親族の場合は対象になりません。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区地域支えあい課）（綴じ込み）



## 2 てちょう こうふ 手帳の交付

### 1 しんたいしょうがいしゃ てちょう 身体障害者手帳

身体障害者の方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。

〔対 象〕 上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、  
免疫、肝臓などに障害がある方  
(詳しくは、身体障害者障害程度等級表を参照)

〔手 続〕 ① 医師の診断書・意見書  
② 申請者の本人確認用書類  
③ 申請者の個人番号確認用書類  
④ 写真 2枚(たて4cm×よこ3cm)  
最近1年以内に撮ったもの

○ ご本人が来庁される場合は、上記の① ② ③ ④をご持参ください。  
○ 代理人が申請する場合は上記の① ③ ④に加えて、以下の本人確認書類等をご持参ください。

※法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および補助人)の場合  
・本人と法定代理人の関係がわかる書類(戸籍謄本・後見登記された登記事項証明書など)  
・代理人の本人確認書類(運転免許証・身体障害者手帳・個人番号カード等)

※任意代理人の場合  
・委任状  
・代理人の本人確認書類(運転免許証・身体障害者手帳・個人番号カード等)

※障害等級変更申請の場合は、現在お持ちの身体障害者手帳もご持参ください。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)

### 2 りょう いく て ちょう 療育手帳

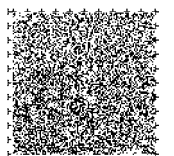
知的発達に障害のある方が、各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。

〔対 象〕 児童相談所(裏表紙)または知的障害者更生相談所(裏表紙)において知的障害と  
判定された方

〔手 続〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)へ以下をご持参ください。

- ① 写真2枚(たて4cm×よこ3cm)  
〔顔が確認できる上半身を写したもので、1年以内に撮ったもの〕 } が必要です。
- ② 本人を確認できる書類  
③ 個人番号がわかるもの  
④ 身体障害者手帳(交付を受けている方のみ。)

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)



## 3 ほけん いりょう 保健・医療

### 1 じりつしえん いりょう こうせい いりょう 自立支援医療（更生医療）

身体障害者とその障害の補填、程度の軽減、あるいは進行を防いで、自立した日常生活・社会生活を営むための身体上の機能を回復するために必要な医療費の一部を支給するものです。指定自立支援医療機関でのみ受診できます。

〔例〕 人工透析（じん臓機能障害）、水晶体摘出術（視覚障害）、人工関節置換術（肢体不自由）、ペースメーカー埋込み術（心臓機能障害）、中心静脈栄養法（小腸機能障害）、抗HIV療法（免疫機能障害）

〔対象〕 身体障害者手帳を所持する18歳以上の方

〔費用〕 医療費の1割が自己負担になります（ただし、世帯の所得水準等に応じて負担上限額の設定あり。）。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

### 2 じりつしえん いりょう いくせい いりょう 自立支援医療（育成医療）

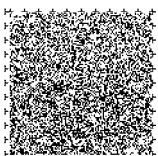
身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療費の一部を支給するものです。指定自立支援医療機関でのみ受診できます。

〔対象〕 身体に次のような障害のある18歳未満の児童

- ① 肢体不自由                      ② 視覚障害
- ③ 聴覚・平衡機能障害          ④ 音声・言語・そしゃく機能障害
- ⑤ 内臓障害（ただし、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る。）
- ⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

〔費用〕 医療費の1割が自己負担になります（ただし、世帯の所得水準等に応じて負担上限額の設定あり。）。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



### 3 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病に罹患している児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の一部を助成するものです。

〔対 象〕 小児慢性疾病のうち、その治療が長期にわたる次の特定疾病に罹患している18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本制度の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満の方も対象となります。）

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ① 悪性新生物              | ② 慢性腎疾患   |
| ③ 慢性呼吸器疾患            | ④ 慢性心疾患   |
| ⑤ 内分泌疾患              | ⑥ 膠原病     |
| ⑦ 糖尿病                | ⑧ 先天性代謝異常 |
| ⑨ 血液疾患               | ⑩ 免疫疾患    |
| ⑪ 神経・筋疾患             | ⑫ 慢性消化器疾患 |
| ⑬ 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 | ⑭ 皮膚疾患    |
| ⑮ 骨系統疾患              | ⑯ 脈管系疾患   |

\*それぞれ対象となる詳しい病名と基準が定められています。

〔費 用〕 患者と同一保険世帯に属する方の市町村民税額などに応じて、費用の負担があります。ただし血友病の方は負担はありません。

〔そ の 他〕 本制度の対象者の方に対し、次の制度を設けています。

- ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付
- ・小児慢性特定疾病交通費助成

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

### 4 療養介護

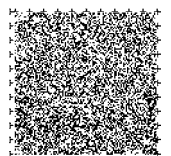
医療と常時介護を必要とする障害者の方について、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関などにおいて、治療や訓練、介護、日常生活の支援を行うものです。

〔対 象〕 障害支援区分5以上に該当する筋ジストロフィー患者等で、その治療などに特に長期間を要する方

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

〔実施機関〕

医療機関名	所在地	経営主体	TEL
独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター	〒739-0696 大竹市玖波四丁目1-1	独立行政法人 国立病院機構	(0827) 57-7151



## 5 重度心身障害者医療費補助

重度心身障害者(児)に対して、医療費の一部を補助し、保健の向上と福祉の増進を図るものです。

〔対 象〕 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1～3級の方
- ② 療育手帳で、最重度(A)、重度(A)、中度(B)の方
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち国民年金法の別表の規定する1級の方

〔所得制限〕 本人・配偶者・扶養義務者の所得により対象とならないことがあります。  
ただし、人工呼吸器などを常時装着する方の所得制限はありません。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)

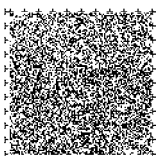
## 6 重度心身障害者介護保険利用負担助成

重度心身障害者に対して介護保険の利用者負担の一部を助成し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図るものです。

〔対 象〕 介護保険の給付対象者のうち広島市重度心身障害者医療費補助の資格を有する方で介護保険法による要介護または要支援の認定を受けた方

- 〔対 象〕 訪問看護
- 〔サービス〕 訪問リハビリテーション  
通所リハビリテーション(介護老人保健施設を除く。)  
居宅療養管理指導  
介護療養型医療施設への入院(介護療養施設サービス)  
介護医療院I型療養床への入所(II型療養床は除く。)  
介護予防訪問看護  
介護予防訪問リハビリテーション  
介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設を除く。)  
介護予防居宅療養管理指導

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)





## 7 高額障害福祉サービス等給付費

同一世帯に障害福祉サービス等を利用する方が複数いるなど、一定の要件に該当する方について、申請に基づき、世帯における利用者負担を軽減します。

〔対象〕 世帯における次の利用者負担の合計額が基準額を超える方

①障害福祉サービスに係る利用者負担額

②介護保険の利用者負担額

※同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限り、

※高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された額を除きます。

※生活保護世帯または市町村民税非課税世帯の方の利用者負担額を除きます。

③補装具費に係る利用者負担額

※同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限り、

④障害児通所給付費に係る利用者負担額

⑤障害児入所給付費に係る利用者負担額

〔基準額〕 ①市町村民税課税世帯に属する方…… 37,200 円

②市町村民税非課税世帯に属する方……… 0 円

※同一の障害児が異なる複数のサービスを利用する場合や同一世帯にサービスを利用する複数の障害児がいる場合には、利用するサービスのうち、最も高い利用者負担上限月額が基準額となります。

〔支給額〕 利用者負担の合計額から基準額を差し引いた額

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

## 8 高額障害福祉サービス等給付費（介護保険サービスの利用者負担の軽減）

65歳になるまでに相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していたなど一定の要件に該当する方について、申請に基づき、介護保険サービスの利用者負担を軽減します。

〔対象〕 次の全ての要件に該当する方

(1) 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険に相当する障害福祉サービス（※）

の支給決定を受けていたこと ※居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

(2) 本人および配偶者が、本人が65歳に達する日の前日および介護保険サービス

を利用する際において、低所得（市民税非課税）または生活保護受給者である

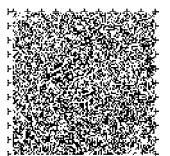
こと

(3) 65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったこと

(4) 65歳まで介護保険サービスを利用していないこと

〔軽減対象となる介護保険サービス〕 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービスは含まない。）

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



## 9 ひとり親家庭等医療費補助（心身障害者関係分）

ひとり親家庭の母または父およびその児童などに対して、医療費の一部を補助し、保健の向上と福祉の増進を図るものです。

〔対 象〕 ひとり親家庭の母または父もしくはこれに準ずる方および 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（ひとり親家庭とは配偶者が障害の状態にある方を含みます。障害の状態とは、国民年金法の別表に規定する 1 級程度の障害があつて、一年以上労働能力を失っている状態をいいます。）

〔所得制限〕 世帯の所得税額により対象とならないことがあります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課児童福祉係）（綴じ込み）

## 10 後期高齢者医療制度

高齢者の健康の向上と福祉の増進を図るための医療保険制度です。

〔保 険 者〕 広島県後期高齢者医療広域連合

〔被保険者〕 ・ 県内に居住する 75 歳以上の方  
・ 県内に居住する 65 ～ 74 歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度への加入を申請し、広域連合の認定を受けた方

（一定の障害の程度）

- ① 国民年金法等における障害年金 1、2 級
- ② 身体障害者手帳 1、2、3 級および 4 級の一部
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級
- ④ 療育手帳(A)、A

認定を受けた日から加入します。なお、認定はいつでも将来に向かって撤回することができます。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課高齢介護係）（綴じ込み）

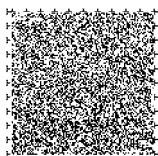
## 11 特定医療費（指定難病）助成制度

指定難病患者が適切な治療を受け、より良い療養生活を送れるように医療費助成を行います。対象者には、特定医療費（指定難病）受給者証を交付します。

〔対 象〕 難病のうち、厚生労働大臣が指定した指定難病 338 疾患に罹患し、国が定めた重症度を満たしている方等

〔費 用〕 患者と同一保険世帯に属する方の市町村民税額などに応じて、費用の負担があります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）または市健康推進課（TEL 504-2718）



## 12 身体障害者健康診査

常時車いすを使用する在宅の身体障害者を対象に、車いすを長期間使用することによって発生する二次障害を予防するための健康診査を実施します。

〔対象〕 市内に住所を有し、日常生活で常時車いすを使用している在宅の18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方。ただし次のいずれかに該当する方は原則として受診できません。

- (1) 障害者支援施設等の施設に入所している方
- (2) 医療機関に入院している方
- (3) 通院等により過去1年以内にこの事業で行う検査と同様の検査を受診した方

〔健診の内容〕 ①問診 ②身体計測 ③理学的検査 ④血圧測定 ⑤検尿 ⑥循環器検査  
⑦肝機能検査 ⑧腎機能検査

※必要に応じ貧血検査・X線検査・血糖検査などの検査も行います。

〔受診費用〕 無料

〔受診回数〕 年1回

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

## 13 心身障害児（者）歯科治療

〔対象〕 一般歯科医院で治療困難な心身障害児（者）

〔診療場所〕

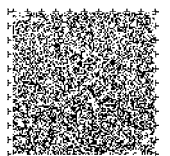
名 称	所 在 地	TEL
広島大学病院 障害者歯科	〒734-8551 南区霞一丁目2-3	257-5788
広島県歯科医師会 広島口腔保健センター	〒732-0057 東区二葉の里三丁目2-4	262-2555

## 14 在宅重度心身障害者（児）訪問診査

日常生活に著しく支障のある在宅の重度心身障害者（児）に対し、医師等を派遣し、診査および更生相談を行うものです。

〔対象〕 市内に住所を有する重度心身障害者（児）で、身体的、精神的または地理的条件などにより医療機関の健康診査を受けることが困難な方

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



さんか いりょう ほしゅうせいど  
15 産科医療補償制度

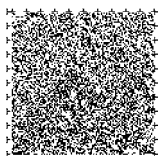
お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合 在胎週数が <b>32週以上</b> で出生体重が <b>1,400g以上</b> 、または在胎週数が <b>28週以上</b> で所定の要件を満たすこと	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合 在胎週数が <b>28週以上</b> であること
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者障害者手帳1または2級相当の脳性まひであること	
		総額 3,000万円

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記問合せ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) をご参照ください。

〔問合せ先〕 公益財団法人日本医療機能評価機構  
産科医療補償制度コールセンター TEL 0120-330-637  
(土日祝・年末年始を除く。)



# 4 ねんきん てあて 年金・手当など

## 1 しょうがい き そねんきん 障害基礎年金

- 〔受給要件〕
- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日において、国民年金の被保険者であるとき、または国民年金の被保険者であった方が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満にあるとき
  - ② 初診日から1年6か月経過した日（その期間内に治った場合はその日（症状が固定した日を含む。））また、「20歳前に初診日がある場合は、初診日から起算して1年6か月経過した日が20歳前にある場合は20歳に到達した日、20歳後にある場合は1年6か月経過した日」の障害の程度が国民年金法に規定する1級または2級に該当するとき
  - ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間、学生納付特例期間を含む。）が3分の2以上あること、または、令和8年3月31日までに初診日があるときは初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと
- ※20歳前の障害による場合、①と③の要件は問いません。

- 〔年金額〕 国民年金法施行令別表に規定される1級
- ① 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ） 年額 993,750円
  - 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ） 年額 990,750円
- 国民年金法施行令別表に規定される2級
- ② 67歳以下の方（昭和31年4月2日以後生まれ） 年額 795,000円
  - 68歳以上の方（昭和31年4月1日以前生まれ） 年額 792,600円
- ※年金額は、令和5年4月現在の金額です。

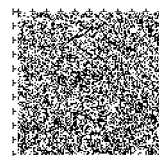
〔支給制限〕 次に該当するとき本人の前年所得や他の公的年金の受給状況によって、支給の制限があります。

- ① 20歳前に障害になった方が20歳になったときから支給されるとき
- ② 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間の公的年金制度加入期間中に初診日のある傷病で、当時の受給要件に該当しなかった方が、平成6年11月9日以降支給されることとなったとき

※障害福祉年金から裁定替えされた場合にも同様の制限があります。

〔問合せ先〕 区保険年金課（綴じ込み）

【受付のみ】 出張所（似島出張所を除く。）（121頁）



## とくべつしょうがいきゅうふきん 2 特別障害給付金

- 〔受給対象者〕 ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生  
 ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方  
 ただし、65歳に達する日の前日までにその障害状態に該当された方に限られます。

障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

- 〔支給額〕 障害の程度が障害基礎年金の1級相当に該当する方：月額 53,650 円  
 障害の程度が障害基礎年金の2級相当に該当する方：月額 42,920 円  
 ※支給額は、令和5年4月現在の額です。

- 〔支給制限〕 ① 他の公的年金など（老齢年金、遺族年金、労災補償など）を受給されている場合には、その受給額分を差し引きます。他の公的年金などの額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。  
 ② 特別障害給付金が支給されると、経過的福祉手当、高齢者福祉給付金の支給は停止となります。  
 ③ 本人の前年所得により、支給が半額または全額停止される場合があります。

〔問合せ先〕 区保険年金課（綴じ込み）

〔受付のみ〕 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）

## とくべつじどうふようてあて 3 特別児童扶養手当

〔対象〕 次のいずれかに該当し、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護している父母または養育者

- ① 精神の発達が遅滞しているため、日常生活において著しい制限を受ける状態（療育手帳でおおむねA、A、B）にあるとき  
 ② 身体に中度以上の障害または長期の安静を必要とする状態（身体障害者手帳でおおむね1～3級）にあるとき  
 ③ 精神障害などによって、日常生活において著しい制限を受けるとき  
 ※障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得していなくても受給できる場合があります。

〔手当額〕 障害児童1人につき

1級 月額 53,700 円

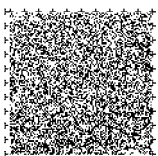
2級 月額 35,760 円

※手当額は、令和5年4月現在の額です。

〔支給制限〕 児童を監護している方やその扶養義務者などの所得により支給が停止されることがあります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

〔受付のみ〕 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）



#### とくべつしょうがいしゃ てあて 4 特別障害者手当

〔対 象〕 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあり、次のいずれかに該当する 20 歳以上の在宅の方（3ヶ月を超える入院等は除く。）

※次ページの表参照

- ① 表Bの障害が2つ以上あるもの
- ② 表Bの障害が1つあり、かつ、表Cの障害が2つ以上あるもの
- ③ 表Bの3から5までのいずれかの障害があり、それが特に重度であるため、日常生活に全面的な介護を要すると認められるもの
- ④ 表Aの8の障害があり、その状態が絶対安静を要すると認められるもの
- ⑤ 表Aの9の障害があり、日常生活に全面的な介護を要すると認められるもの

※障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得していなくても受給できる場合があります。

〔手 当 額〕 月額 27,980 円

（原爆介護手当を併せて受給すると、特別障害者手当の受給月額の一部または全部が減額調整されます。）

※手当額は、令和5年4月現在の額です。

〔支給制限〕 本人やその扶養義務者などの所得により支給が停止されることがあります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

【受付のみ】 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）

#### しょうがいじふくし てあて 5 障害児福祉手当

〔対 象〕 精神または身体に重度の障害（次ページの表Aに定める程度の障害）があるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の方（入院等も含む。）

※障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を取得していなくても受給できる場合があります。

〔手 当 額〕 月額 15,220 円

※手当額は、令和5年4月現在の額です。

〔支給制限〕 本人やその扶養義務者などの所得により支給が停止されることがあります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

【受付のみ】 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）

#### じゅうどしんしんしょうがいしゃかいご てあて 6 重度心身障害者介護手当

〔対 象〕 次のいずれかに該当する5歳以上 20 歳未満の重度心身障害者を介護している保護者

- ① 重度身体障害者：身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由を含めた総合等級が1級であり、自力での起居および移動が困難であると認定を受けた方
- ② 最重度知的障害者：療育手帳Aの所持者

〔手 当 額〕 ・重度身体障害者または最重度知的障害者 月額 2,000 円

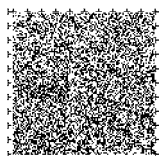
・最重度知的障害者のうち、身体障害者手帳1・2級所持者または児童相談所により重症心身障害児の判定を受けた方 月額 3,000 円

〔支給制限〕 ① 障害者本人やその保護者の所得により支給されないことがあります。

② 障害者が施設や病院に入っているときまたは障害基礎年金を受けられることができるときは支給されません。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

【受付のみ】 出張所（似島出張所を除く。）（121 頁）



## 〈特別障害者手当・障害児福祉手当 障害程度一覧表〉

表 A

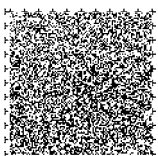
1-1	両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
1-2	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のものまたは一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したため、障害程度が 1-1 と同程度以上と認められ、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢の全ての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	内臓機能等に重度の障害を有し、障害程度および長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 7 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活に介助を要するもの
9	精神の障害を有し、障害程度が 1 から 8 までと同程度以上と認められるもの
10	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が 1 から 9 までと同程度以上と認められるもの

表 B

1-1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの、または一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
1-2	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
1-3	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢の全ての指を欠くものもしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	内臓機能等に重度の障害を有し、障害程度および長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 5 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活に介助を要するもの
7	精神の障害を有し、障害程度が 1 から 6 までと同程度以上と認められるもの

表 C

1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの、または一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	しゃく機能を失ったもの
5	音声または言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したのまたは両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
7	1 上肢の機能に著しい障害を有するものまたは 1 上肢の全ての指を欠くものもしくは 1 上肢の全ての指の機能を全廃したのもの
8	1 下肢の機能を全廃したのまたは 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	内臓機能等に重度の障害を有し、障害程度および長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 9 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害を有し、障害程度が 1 から 10 までと同程度以上と認められるもの





## 7 児童扶養手当（じどうふようてあて しんしんしょうがいしゃかんけいぶん心身障害者関係分）

〔対 象〕 ① 母が申請できる場合

- ・父が障害の状態にあり、18歳に達する日の属する年度の末日までにある児童（児童が障害の状態にある場合は20歳未満まで）を監護しているとき（父の障害とは、障害基礎年金1級程度）
- ・父のいない、障害の状態にある20歳未満の児童を監護しているとき

② 父が申請できる場合

- ・母が障害の状態にあり、18歳に達する日の属する年度の末日までにある児童（児童が障害の状態にある場合は20歳未満まで）を監護し、かつ、生計を同じくしているとき（母の障害とは、障害基礎年金1級程度）
- ・母のいない、障害の状態にある20歳未満の児童を監護し、かつ、生計を同じくしているとき

③ 児童を養育している者が申請できる場合

- ・上記①に該当する児童を母が監護しないか、母がいないとき
- ・上記②に該当する児童を父が監護かつ生計を同じくしていないか、父がいないとき

※児童の障害とは、身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳④、A程度、特別児童扶養手当の支給対象となる場合などにあたります。

※母、父、養育者または児童が公的年金等を受けている場合、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を支給します。

〔手 当 額〕 対象となる児童が1人の場合

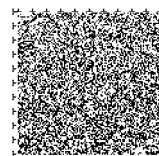
全額支給 月額44,140円

一部支給 月額44,130円～10,410円までの10円刻み（一部支給額は所得額や扶養親族などの人数によって決定されるため、それぞれの方の状況により異なります。）

〔支給制限〕 ① 母、父、養育者、扶養義務者などの所得により支給が停止されることがあります。

② 対象となる児童が児童福祉施設等に入所（母子生活支援施設、保育園、その他の通所施設は除く。）している場合などには支給されません。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課児童福祉係）（綴じ込み）



## 8 被爆身体障害者福祉手当

- 〔対 象〕 原子爆弾の傷害作用の影響による身体障害者の方で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級・2級もしくは3級に該当する方、または原子爆弾の傷害作用の影響による著しい熱傷瘢痕もしくは外傷瘢痕が頭部、顔面部等にある方
- 〔支給制限〕 医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当・保健手当および被爆者在宅高齢者福祉手当との併給はできません。
- 〔支給額〕 月額 17,940円
- 〔問合せ先〕 福祉事務所（区地域支えあい課）（綴じ込み）  
【受付のみ】出張所（似島出張所を除く。）（121頁）

## 9 心身障害者扶養共済制度

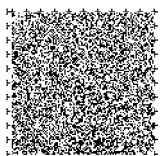
心身障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡または重度障害の状態になった場合に、障害者に終身一定額の年金を給付する制度です。

- 〔対 象〕 障害者の保護者であって、次に該当する方 ①市内に住所があること ②満65歳未満であること ③特別な疾病または障害がないこと
- 〔障害者の範囲〕 将来独立して自活することが困難と認められる次のいずれかの障害者が対象となります。 ①知的障害者 ②1級～3級の身体障害者 ③精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②に掲げる方と同程度と認められる方
- 〔掛 金〕 加入または付加（2口目加入）したときの年齢により固定します。付加を希望する場合は、次表の1口目に2口目を加算した額が掛金月額となります。掛金は、毎月20日までに払い込んでいただきますが、2か月以上滞納すると加入資格を失います。また掛金は、所得税・地方税とも全額所得控除されます。

加入時の年齢区分	加入月額 (1口あたり)	加入時の年齢区分	加入月額 (1口あたり)
35歳未満	9,300円	50歳以上 55歳未満	18,800円
35歳以上 40歳未満	11,400円	55歳以上 60歳未満	20,700円
40歳以上 45歳未満	14,300円	60歳以上 65歳未満	23,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円		

※掛金の改定がある場合があります。

- 〔掛金の減免〕 次のような事情がある場合は減免の対象となります（申請が必要です。）。 ①加入者またはその世帯員が生活保護法による保護を受けているとき、免除 ②市民税を課されていない世帯、5割減額 ③市民税の均等割のみ課税されている世帯、3割減額 ④加入者が2人以上の障害者について加入しているとき、1人を除き、その他の障害者につき9割減額
- 〔給付内容〕 年金（加入者が死亡または重度障害の状態となったときに障害者に支給）、1口につき月額20,000円
- 〔支給方法〕 指定の口座へ振り込みます。
- 〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



## 10 重度心身障害者福祉給付金

〔対 象〕 身体障害者手帳1・2級または療育手帳<sup>ア</sup>・Aを持っており、広島市に住民登録を行っている方のうち、次のいずれかに該当する障害基礎年金等の受給資格のない方

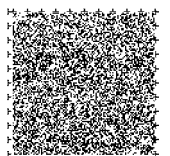
- ① 外国籍の方（昭和57年1月1日以降に日本国籍を取得した方を含む。）で次の要件のすべてに該当する方
  - ア 昭和57年1月1日現在、日本国内で廃止される前の外国人登録法による外国人登録（以下、「外国人登録」という。）を行っていた方
  - イ 昭和57年1月1日前に満20歳に到達している方
  - ウ 昭和57年1月1日前に重度心身障害者であった方または同日以降になったが、その発生原因に係る初診日が同日前の方
- ② 昭和36年4月2日以降昭和57年1月1日以前に日本国籍を取得した方で、次のすべての要件に該当する方
  - ア 日本国籍取得時前に満20歳に到達している方
  - イ 日本国籍取得時前に重度心身障害者であった方または同日以降になったが、その発生原因に係る初診日が同日前の方
- ③ 昭和22年1月1日以前に生まれており重度心身障害の発生原因に係る初診日に外国人登録を行っていた方のうち、次のいずれかの要件に該当する方
  - ア 昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に重度心身障害者であった方
  - イ 昭和61年3月31日以降に重度心身障害者になったが、その発生原因に係る初診日が同日前の方
- ④ 帰国者で次のいずれかの要件に該当する方
  - ア 昭和61年4月1日前において障害の発生原因に係る初診日が満20歳前にあり、20歳到達時において日本国内に住所を有しなかった方
  - イ 昭和61年4月1日前において障害の発生原因に係る初診日が満20歳以降にあり、その初診日に日本国内に住所を有しなかった方

〔支給制限〕 次のいずれかに該当する場合は支給を停止します。

- ① 本人の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が一定額を超える場合
- ② 生活保護を受けている場合
- ③ 月額38,000円以上の公的年金等または他の自治体からこの給付金と同様の趣旨の給付金を受けている場合

〔支給額〕 月額38,000円

〔問合せ先〕 市障害福祉課（TEL 504-2147 FAX 504-2256）  
福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



## 11 障害者住宅改造費補助

しょうがいしゃじゅうたくかいぞう ひ ほじょ

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者の居住環境の向上を図るため、住宅の改造に要する費用を補助します。

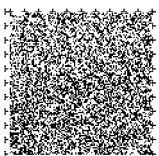
〔対 象〕 ①身体障害者手帳1～4級、②療育手帳(A・A)、③精神障害者保健福祉手帳1級いずれかの所持者、④発達障害者のうち聴覚過敏により防音工事が必要と認められる方または⑤難病患者等の方で住宅改造が必要と認められる方  
(介護保険の被保険者の方は、要介護(支援)認定を受けて非該当となった方に限ります。)

〔補助額〕 住宅を改造する費用(80万円が限度)のうち介護保険など他の制度の対象となる額を差し引いた部分に補助率を乗じた額を補助します。

※補助率 生活保護受給世帯等 5/5      市民税非課税世帯 3/5  
                その他世帯 2/5

〔所得制限〕 生計中心者の当該年度の市民税所得割額(4月～6月までは前年の市民税所得割額)課税年額が9万円を超える場合は対象となりません。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)

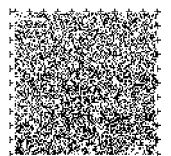


## 12 生活福祉資金貸付（心身障害者関係分）

障害者の世帯に対して、経済的自立と安定した生活を送ることができるよう支援するため、資金の貸付と相談支援を行っています。

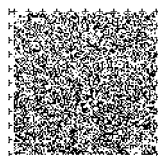
- 個人ではなく世帯の自立を支援する貸付制度です。
- 面談により、世帯全体の生活や収支、負債の状況、資金使途等について、根拠書類をもとに確認します。
- 他の給付や貸付制度等を優先して相談・利用が必要です。他の制度等を活用できない、活用しても賄えない場合を対象としています。
- 借入相談から償還（返済）完了まで、お住まいの地域の民生委員が支援に関わります。借入申請時は担当民生委員が面談を行います。
- 必要に応じて、生活困窮者自立支援制度（経済的に困っている方の支援窓口）と連携して支援を行います。
- 貸付には審査があります。生活福祉資金運営委員会（月1回開催）において、貸付の必要性および借入金額の妥当性、償還並びに自立の見込み等を総合的に審査し、貸付の可否を判断します。審査結果が出るまでに一定の期間を要し、場合によっては貸付ができない場合があります。その他、詳細については、お住まいの地域の社会福祉協議会へご相談ください。

福祉費 ※日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用	貸付限度額 580万円以内 ※貸付上限額の目安	据置期間	償還期間 据置期間経過後 20年以内 ※償還期間の目安	貸付利子
生業を営むために必要な経費	(460万円)	貸付日から 6か月以内  ※分割交付の場合、最終貸付日から	(20年)	連帯保証人あり 無利子  連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		(8年)	
住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)		(7年)	
福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)	
障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		(8年)	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)		(10年)	
負傷または疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。) およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む。）およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	
冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)	
就職、技能習得等の支度に必要な経費 その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円) (50万円)		(3年) (3年)	



緊急小口資金 ※緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用		据置期間	償還期間	貸付利子
(1) 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき	10万円以内	貸付日から 2か月以内	据置期間経 過後12か月 以内	無利子
(2) 火災等被災によって生活費が必要なとき				
(3) 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ◆生活保護支給開始までのつなぎ資金 ◆初給料までのつなぎ資金 ◆年金支給開始までのつなぎ資金 ◆職業訓練受講給付開始までのつなぎ資金 ◆雇用保険（失業手当等）支給開始までのつなぎ資金等 ※つなぎ資金としての貸付のため、支給開始日・金額等が明確に分かることが必要				
(4) 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ※今後の収入が見込めることが条件				
(5) 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき				
(6) 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき				
(7) 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき				
(8) 給料等の盗難によって生活費が必要なとき				
(9) その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき				

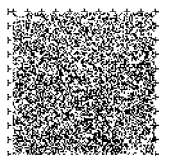
〔問合せ先〕 区社会福祉協議会（119頁）



せいかついちじしきんかしつけ しんしんしょうがいしゃかんけいぶん  
 13 生活一時資金貸付 (心身障害者関係分)

生活一時資金 (特別貸付)	
対象世帯 (特別貸付)	世帯員の中に身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、または療育手帳制度要綱に規定する療育手帳などを有する者がいる世帯。
対 象	不測の出費により、生活に一時的に困窮した世帯の生計維持者であり、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 広島市内に6か月以上居住している者 (2) 1か月の所得がおおむね生活保護法による保護の基準以上、1.5倍以下の者 (3) 資金の償還の見込の確実な者
連 帯 保 証 人	必要 <b>【要件】</b> (1) 独立の生計を営み、原則として定職を有し、所得が申込者より多く、65歳以下の者 (2) 広島市内に居住している者
貸 付 限 度 額	100,000円
利 子	無利子
償 還 期 間	貸し付けた月の翌月から20か月以内
償 還 の 方 法	一括または分割

〔問合せ先〕 福祉事務所 (区福祉課) (裏表紙)



## 5 しょうがいふくし 障害福祉サービス

### がいはう 〈概要〉

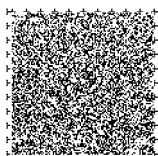
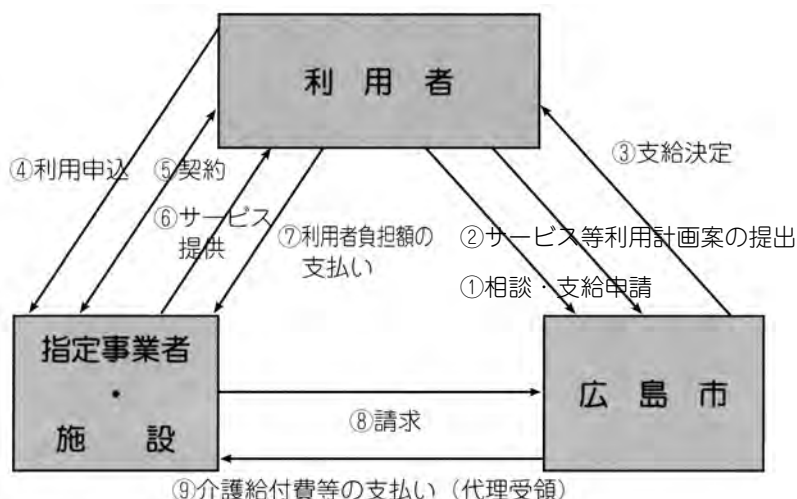
#### 1 しょうがいふくし 障害福祉サービスとは

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉サービス」は、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

障害福祉サービスでは、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとなっています。

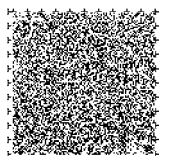
#### 2 きほんてき しく 基本的な仕組み





### 3 対象となるサービス

介 護 給 付	居宅介護 (身体介護・家事援助等・通院等乗降介助)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、その他生活全般にわたる援助を行います。(41 頁)
	重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。(41 頁)
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。(41 頁)
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、代筆・代読などにより移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。(41 頁)
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。(41 頁)
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(41 頁)
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。 ※療養介護医療を伴います。(19 頁)
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。(50 頁)
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(48 頁)
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※宿泊型自立訓練もあります。(50 頁)
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。(50 頁)
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。(50 頁)
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。(42 頁)
	就労定着支援	訓練後、一般企業等へ雇用された人に、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活上の相談など、必要な支援を行います。
	自立生活援助	退院、退所等により一人暮らしを始めた人に、自立した日常生活ができるよう、定期的に訪問を行い、情報の提供や相談など、必要な支援を行います。



## 4 サービスを受けるための<sup>う</sup>手<sup>て</sup>続<sup>つづ</sup>き

### ① 相談・支給申請

どのようなサービスが必要か、どのような指定事業者・施設があるのかなどの相談や情報提供および申請の受付を各区福祉課（裏表紙）で行っています。受けたいサービスが決まったら、申請書を提出します。

### ② サービス等利用計画案の提出

障害福祉サービスの利用をするためのサービス等利用計画案を指定特定相談支援事業所に作成を依頼し、支給決定の勘案事項にするために各区福祉課に提出します。

指定特定相談支援事業者の計画案に代えて、本人や家族等の支援者が作成したセルフプランを提出することもできます。

（サービス等利用計画案の作成等、計画相談支援については利用者負担はありません。）

### ③ 支給決定（詳しくは、39頁）

〔介護給付を希望する場合〕

まず、市が認定調査を行います。その結果や医師意見書などによる審査会での審査をふまえ、市が障害支援区分（区分1～6）の認定を行います。さらに、勘案事項やサービスの利用意向などをふまえ、市が支給決定を行い、受給者証を交付します。

〔訓練等給付を希望する場合〕

まず、市が認定調査を行います。さらに勘案事項やサービスの利用意向などをふまえ、市が暫定支給決定を行います。一定期間、サービスを利用されたのち、それを評価し、個別支援計画を立てて本支給決定を行い、受給者証を交付します。

### ④ 利用申込、契約

支給決定を受けた利用者は、指定事業者・施設に利用の申込みを行い支給決定の範囲内で契約を結びます。

### ⑤ サービス提供

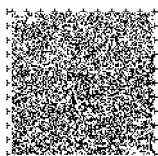
契約を締結した利用者は、受給者証を指定事業者・施設に提示し、契約の範囲内でサービスの提供を受けます。

### ⑥ 利用者負担額の支払い

サービス提供を受けた利用者は、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

### ⑦ 請求・介護給付費等の支払い

指定事業者・施設は、利用者負担額などを除いた介護給付費・訓練等給付費を市に請求し、市は、介護給付費・訓練等給付費を指定事業者・施設に支払います。

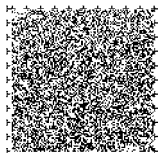
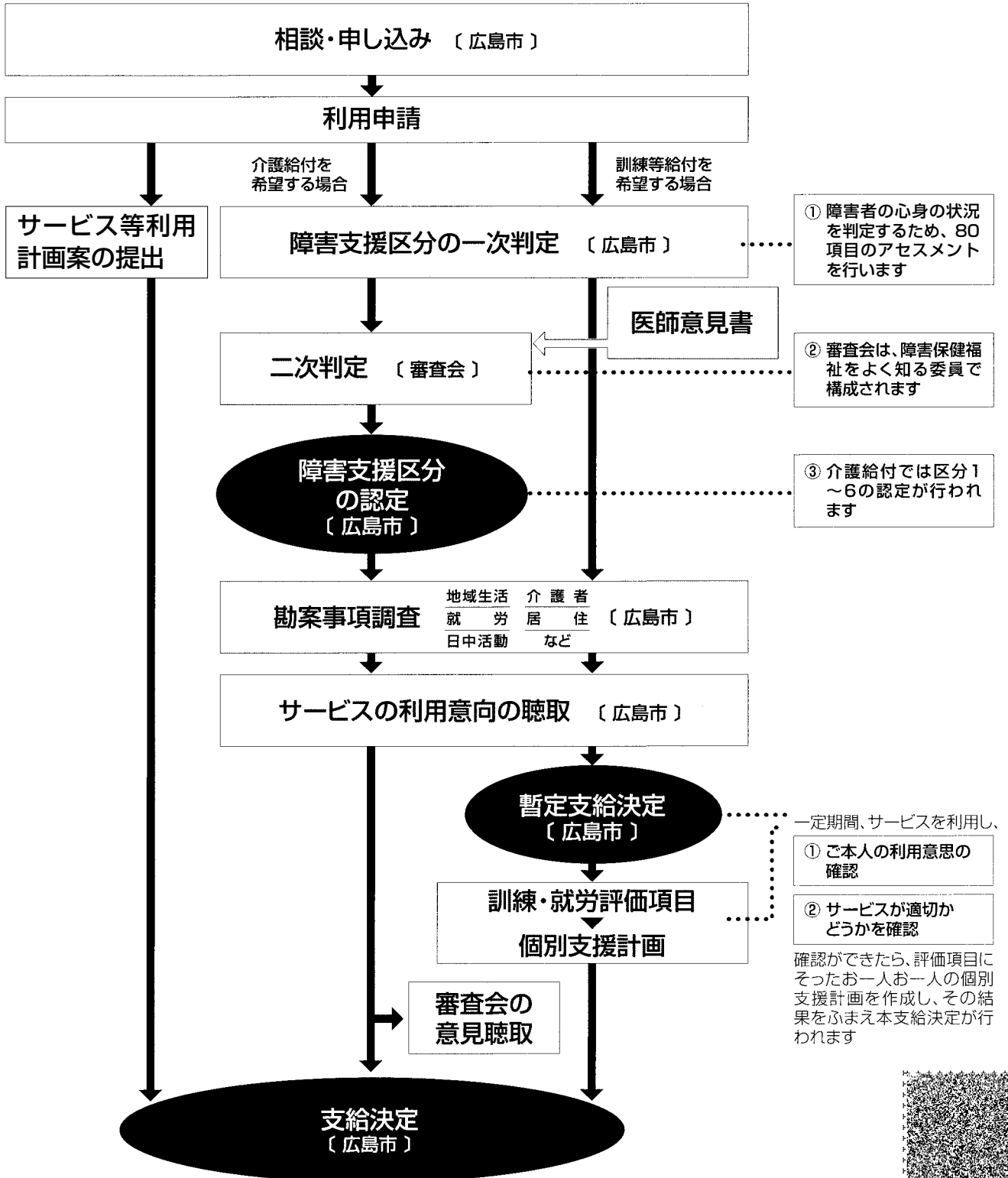


5 支給決定までの流れ

障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- ①障害者の心身の状況（障害支援区分）
- ②社会活動や介護者、居住等の状況
- ③サービスの利用意向
- ④訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。



## 6 費用

所得に応じた月ごとの上限額までの1割の定率負担です。一部のサービスには、食費・光熱水費等の実費負担があります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減制度があります。

■ 月ごとの利用者負担の上限額

(1) 障害者の場合

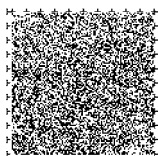
所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0円
利用者および配偶者が市民税非課税		0円
利用者および配偶者が市民税課税	市民税所得割額16万円未満の居宅で生活する障害者	9,300円
	上記以外	37,200円

(2) 障害児（施設に入所する18、19歳を含む。）の場合

所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	市民税所得割額28万円未満の居宅で生活する障害児	4,600円
	市民税所得割額28万円未満の施設入所の障害児	9,300円
	上記以外	37,200円

■ 各種の軽減制度

同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用された場合などの「高額障害福祉サービス費」の償還払い制度や、食費等実費負担の軽減措置、生活保護への移行防止措置などがあります。



## ざいたく 〈在宅サービス〉

### 1 きょたくかいご 居宅介護、じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護など

障害のため日常生活を営むうえで支障があり介護が必要な方の家庭を訪問し、必要なお世話をします。

〔内 容〕

#### ■ 居宅介護

障害者（児）の方に、自宅での身体介護や家事援助、通院時の介助などを行うサービスです。

- ① 身体介護 …………… 自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
- ② 家事援助等 …………… 自宅で、調理、洗濯、掃除などの家事などを行います。
- ③ 通院等介助 …………… 通院時など、屋内外における移動等の介助を行います。
- ④ 通院等乗降介助 …… 通院時など、乗車や降車の介助を行います。

#### ■ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者で常時介護を必要とする方に、自宅での身体介護や家事援助、外出時の移動中の介護などを総合的に行うサービスです。

#### ■ 行動援護

知的障害者（児）または精神障害者（児）で行動上著しい困難がある方に、外出時の移動中の介護などを行うサービスです。

#### ■ 同行援護

視覚障害者（児）で移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、代読・代筆などにより移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービスです。

#### ■ 重度障害者等包括支援

重度障害者（児）で介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

※外出時の移動中の介護を行う場合は、移動支援事業や障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーの派遣（73 頁）と利用時間の調整を行います。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

### 2 たんきにゅうしょ 短期入所

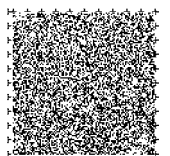
障害者（児）を介護している方が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭または旅行、休養などの理由で一時的に介護ができなくなった場合、障害者（児）を施設でお預かりします。

なお、日中利用（宿泊を伴わない短期入所）については、日中一時支援事業（51 頁）をご覧ください。

〔対 象〕 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等

〔費 用〕 サービスに要する費用の 1 割の額および食費などの実費負担があります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

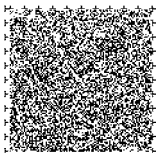


## 3 グループホーム

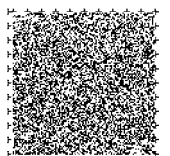
地域において共同生活を望む障害者に対し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、共同住宅での生活を支援する制度です。

〔所在地〕

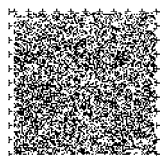
住居名	所在地	定員(人)	運営主体
グループホーム たんぼぼ	〒730-0822 中区吉島東一丁目27-26-401	4	(福) もみじ福祉会
グループホーム ハッピーホーム	〒730-0823 中区吉島西二丁目3-20	8	〃
ホーム クローバー	〒730-0047 中区平野町6-16	5	(福) おりづる
グループホーム アイラブの家2F	〒730-0823 中区吉島西三丁目1-4-201	3	(福) 広島聴覚障害者福祉会
グループホーム アイラブの家3F	〒730-0823 中区吉島西三丁目1-4-301	3	〃
グループホーム SA-N-PO(三歩) 本川町A	〒730-0802 中区本川町二丁目4-22	9	(株) マリモホールディングス
グループホーム SA-N-PO(三歩) 本川町B	〃	10	〃
こだまのいえ吉島	〒730-0823 中区吉島西一丁目13-4	5	(株) ストーリー
こだまのいえ サテライト吉島	〒730-0823 中区吉島西一丁目12-12-203	1	〃
交響ホーム清風台	〒732-0021 東区中山新町三丁目12-6	4	(福) 交響
交響ホーム戸坂第一	〒732-0012 東区戸坂新町二丁目3-1	6	〃
交響ホーム戸坂第二	〒732-0012 東区戸坂新町二丁目3-3	10	〃
交響ホームあけぼの	〒732-0045 東区曙二丁目3-23	4	〃
生活支援ホーム「i」	〒732-0012 東区戸坂新町二丁目3-4	4	〃
交響ホーム戸坂山根	〒732-0002 東区戸坂山根三丁目18-3	10	〃
グループホーム オハナ戸坂大上	〒732-0014 東区戸坂大上一丁目4番4-9号	5	(同) マハ口
似島学園有終寮うじな	〒734-0015 南区宇品御幸四丁目9-15	10	(福) 似島学園
似島学園有終寮かすみ	〒734-0046 南区東霞町6-18	4	〃
似島学園のぞみの家	〒734-0011 南区宇品海岸一丁目11-8	10	(福) 似島学園
広島マック・ハウス	〒734-0007 南区皆実町一丁目10-12	13	(特非) 広島マック



住居名	所在地	定員(人)	運営主体
こだまのいえ出汐	〒734-0001 南区出汐三丁目4-14-19	5	(株) ストーリー
こだまのいえ サテライト出汐	〒734-0001 南区出汐三丁目6-15-405	1	〃
こだまのいえ向洋新町	〒734-0055 南区向洋新町一丁目13-1	6	〃
ピース東雲ユニット①	〒734-0022 南区東雲二丁目10-30-1	4	(株) PIECE
ピース東雲ユニット②	〒734-0022 南区東雲二丁目10-30-1	6	(株) PIECE
南かにやの家 2階	〒732-0803 南区南蟹屋二丁目8-10	3	シューペルブリアン(株)
南かにやの家 3階	〒732-0803 南区南蟹屋二丁目8-10	4	シューペルブリアン(株)
おおずの家	〒732-0802 南区大洲二丁目2-8	4	シューペルブリアン(株)
グループホーム 夢トピア	〒733-0036 西区観音新町三丁目9-9	7	(福) もみじ福祉会
ホームいぶき	〒733-0851 西区田方二丁目11-2	18	(福) 希望の丘
グループホーム 第一ふくしまの家	〒733-0024 西区福島町二丁目16-2	8	(福) それいゆの会
グループホーム 第二ふくしまの家	〒733-0024 西区福島町二丁目33-3	10	〃
グループホーム ふくしまの家サテライト	〒733-0024 西区福島町二丁目14-20	1	〃
グループホーム ソシアⅡ	〒733-0815 西区己斐上六丁目554-1	10	(医) 共愛会
グループホーム ドリームハウス 1 番館	〒733-0036 西区観音新町三丁目9-1	9	(福) もみじ福祉会
グループホーム ドリームハウス 2 番館	〃	9	〃
グループホーム よこがわ 1 号館	〒733-0011 西区横川町三丁目2-46	10	(福) 広島市手をつなぐ育成会
グループホーム よこがわ 2 号館	〃	10	〃
グループホーム こいうえ	〒733-0815 西区己斐上一丁目7-24	20	〃
こだまのいえ己斐上	〒733-0815 西区己斐上五丁目73番4号	5	(株) ストーリー
こだまのいえ草津	〒730-0823 西区草津東二丁目6-18	6	〃
こだまのいえ 井口鈴が台	〒730-0843 西区井口鈴が台三丁目20-9	5	〃
グループホーム リトム己斐上	〒733-0815 西区己斐上三丁目7番25-4号	4	(株) リトム

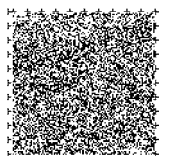


住居名	所在地	定員(人)	運営主体
グループホーム リトム大迫	〒733-0816 西区己斐大迫一丁目17番20号	4	(株) リトム
グループホーム りらくす三篠	〒733-0003 西区三篠町三丁目11番7号	5	(有) リラックス
グループホーム りらくす三篠2	〃	5	〃
グループホーム きらきら	〒733-0873 西区古江新町12-12	8	(福) もみじ福祉会
こだまのいえ 草津サテライト①	〒733-0861 西区草津東二丁目7-20-204	1	(株) ストーリー
こだまのいえ井口明神	〒733-0841 西区井口明神三丁目2-2	5	〃
こだまのいえ サテライト井口明神①	〒733-0841 西区井口明神三丁目3-2-201	1	〃
こだまのいえ井口	〒733-0842 西区井口二丁目10-10	5	〃
こだまのいえ庚午	〒733-0822 西区庚午中三丁目2-8 3階	5	〃
グループホーム りらくす南観音1	〒733-0035 西区南観音七丁目2-13	10	(有) リラックス
グループホーム りらくす南観音2	〃	10	〃
JAFLO古江新町	〒733-0873 西区古江新町1-30-304	5	(一社) 日本フレキシブルオペレーション
JAFLO古江新町SR	〒733-0873 西区古江西町4-17-202	1	〃
JAFLO古江新町SR2	〒733-0873 西区古江西町4-17-306	1	〃
JAFLO古江東町	〒733-0872 西区古江東町1-24	5	〃
パインハウス横川町	〒733-0011 西区横川町二丁目3-20	10	Japan foods (株)
太田川学園 沼田ケアホーム	〒731-3165 安佐南区伴中央六丁目36-9	9	(福) 三矢会
ホームあたた男子棟	〒731-3165 安佐南区伴中央四丁目21-36	5	(福) あさみなみ
ホームあたた女子棟	〃	5	〃
ホームあたた混合棟	〃	9	〃
さくら1	〒731-3169 安佐南区伴西四丁目12-2	6	(一社) レインボー
さくら2	〒731-3164 安佐南区伴東五丁目26-38	3	〃
さくら3	〒731-3164 安佐南区伴東四丁目12-5	2	〃

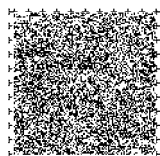




住居名	所在地	定員(人)	運営主体
こだまのいえ西原	〒731-0113 安佐南区西原四丁目40-31	6	(株) ストーリー
グループホーム おおたがわ	〒731-0124 安佐南区大町東一丁目12-10	7	(福) 三矢会
YELL せせらぎ 壱番館 1階	〒731-0102 安佐南区川内五丁目6-33	4	(同) アーク広島
YELL せせらぎ 壱番館 2階	〃	6	〃
YELL せせらぎ 弐番館 1階	〒731-0102 安佐南区川内五丁目6-34	4	〃
YELL せせらぎ 弐番館 2階	〃	6	〃
グループホーム ここにこ①	〒731-0153 安佐南区安東一丁目1-32-104	2	(株) ここにこ
グループホーム ここにこ②	〒731-0153 安佐南区安東一丁目1-32-204	3	〃
グループホーム ここにこ③	〒731-0153 安佐南区安東一丁目1-32-304	3	〃
グループホーム ここにこ相田	〒731-0141 安佐南区相田五丁目17-21	6	〃
グループホーム ここにこ西原①	〒731-0113 安佐南区西原二丁目18-11-202	2	〃
グループホーム ここにこ西原②	〒731-0113 安佐南区西原二丁目18-11-303	3	〃
グループホーム ここにこ川内①	〒731-0102 安佐南区川内二丁目19-11-101	3	〃
グループホーム ここにこ川内②	〒731-0102 安佐南区川内二丁目19-11-104	3	〃
グループホームリアン	〒731-3165 安佐南区伴中央六丁目1-5-4	10	(株) Merci
リボン	〒731-0213 安佐北区三入南一丁目12-9	10	(福) 清流
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町Ⅰ	〒739-1753 安佐北区狩留家町2902-4	5	ソーシャルインクルー(株)
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町Ⅱ	〃	5	〃
グループホーム オハナ可部上市	〒731-0221 安佐北区可部五丁目12-2	5	(同) マハロ
グループホーム オハナ落合南	〒731-0221 安佐北区落合南三丁目36-8	6	〃
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町2号館Ⅰ	〒739-1753 安佐北区狩留家町2903-1	10	ソーシャルインクルー(株)
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町2号館Ⅱ	〃	10	〃

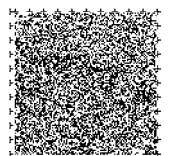


住居名	所在地	定員(人)	運営主体
グループホーム 桜のいえ □田南	〒739-1733 安佐北区□田南七丁目5-8	4	リンクス(株)
グループホーム 桜のいえ ガーデン□田	〒739-1734 安佐北区□田五丁目29-6	5	〃
雲海	〒739-1301 安佐北区白木町大字井原字西日詰797-6	5	(株) オンザライズ
さくら	〃	5	〃
グループホーム にこり・ほっと2階	〒731-3362 安佐北区安佐町大字久地10177-22	10	(福) ぐくる
グループホーム にこり・ほっと3階	〒731-3362 安佐北区安佐町大字久地10177-22	10	〃
グループホーム サラ	〒739-1732 安佐北区落合南三丁目13-33	7	(株) 50 GLAY
グループホーム あおば寮	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目1917-1	4	(福) 柏学園
グループホーム やすらぎ寮	〒739-0311 安芸区瀬野二丁目5-12	4	〃
グループホーム ふたば寮	〒739-0302 安芸区上瀬野町2212-23	4	〃
グループホーム さわやか寮	〒739-0302 安芸区上瀬野町2212-8	4	〃
グループホーム もえぎ寮	〒739-0314 安芸区瀬野南一丁目6-13	4	〃
グループホーム あかね寮	〒739-0314 安芸区瀬野南一丁目6-14	4	〃
アンゲネーム	〒739-0323 安芸区中野東四丁目5-40	20	(医) せのがわ
ミットレーベン	〒739-0323 安芸区中野東四丁目5-35	20	〃
グループホーム 瀬野時計台	〒739-0311 安芸区瀬野二丁目17-33	9	(福) 共助会
グループホーム リトム観音台	〒731-5157 佐伯区観音台一丁目15-22	5	(株) リトム
グループホーム いつかいちA	〒731-5127 佐伯区五日市一丁目5-29-5	5	(医) 翠和会
グループホーム いつかいちB	〃	5	〃
グループホーム いつかいちC	〒731-5127 佐伯区五日市一丁目5-26-4	9	〃
グループホーム いつかいちD(サテライト)	〒731-5127 佐伯区五日市一丁目8-29-306	1	〃
グループホーム しんぐうえんI	〒731-5126 佐伯区新宮苑9-2	5	(福) 広島市手をつなぐ育成会



住居名	所在地	定員(人)	運営主体
グループホーム しんぐうえんⅡ	〒731-5126 佐伯区新宮苑9-2	5	(福) 広島市手をつなぐ育成会
順源寮①	〒731-5116 佐伯区八幡一丁目5-20	21	(福) 順源会
順源寮②	〃	3	〃
順源寮③	〒731-5116 佐伯区八幡二丁目4-8	6	〃
こうち	〒731-5152 佐伯区五日市町下河内27-1-302	4	(特非) 広島自立支援センターとともに
さんわ	〒731-5116 佐伯区八幡五丁目10-12-503、 505、506	5	〃
ひといき利松	〒731-5106 佐伯区利松三丁目25-43	9	(株) 障がい者ライフサポート
ひといき美鈴園	〒731-5121 佐伯区五日市町美鈴園24番12号	9	〃
ピスタ観音台WEST1	〒731-5157 佐伯区観音台三丁目5番15号	5	ジョイフル・ファミリー(株)
ピスタ観音台WEST2	〃	5	〃
ピスタ観音台EAST1	〃	5	〃
ピスタ観音台EAST2	〃	5	〃
ひといき八幡	〒731-5116 佐伯区八幡一丁目27-16	10	(株) 障がい者ライフサポート
グループホーム りらくす五日市しんぐうえん1	〒731-5126 佐伯区新宮苑8-26	5	(有) リラックス
グループホーム りらくす五日市しんぐうえん2	〃	5	〃
グループホーム りらくす五日市やはたA棟1	〒731-5116 佐伯区八幡二丁目24-14	5	〃
グループホーム りらくす五日市やはたA棟2	〃	3	〃
グループホーム りらくす五日市やはたB棟1	〒731-5116 佐伯区八幡二丁目24-12	5	〃
グループホーム りらくす五日市やはたB棟2	〃	3	〃
ソーシャルインクルーホーム 広島坪井Ⅰ	〒731-5142 佐伯区坪井一丁目27-7	10	ソーシャルインクルー(株)
ソーシャルインクルーホーム 広島坪井Ⅱ	〃	10	〃

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)



## しせつ 〈施設サービス〉

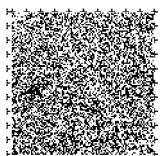
### しょうがいしゃしえんしせつ 1 障害者支援施設

主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行うとともに、日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援 B 型）の提供を行う施設です。

入所：施設入所支援、生介：生活介護、機能：自立訓練（機能訓練）、生訓：自立訓練（生活訓練）  
就移：就労移行支援、継 B：就労継続支援 B 型

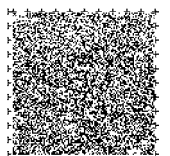
〔所在地〕

施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
障害者支援施設 光清学園成人部	〒734-0001 南区出汐二丁目3-46	入所 38 生介 38	(福) 光清学園	254-0901 (254-0910)
障害者支援施設 セルフ宇品	〒734-0003 南区宇品東六丁目2-20	入所 50 生介 13 継 B 57	(福) 広島県肢体 障害者連合会	253-2082 (254-3410)
指定障害者支援施設 いくせい	〒733-0004 西区打越町17-27	入所 50 生介 50	(福) 広島市手 をつなく育成会	537-1771 (509-0629)
太田川学園 第1成人部	〒731-3164 安佐南区伴東三丁目16-1	入所 67 生介 67	(福) 三矢会	848-0130 (848-0810)
どんぐり学園 (入所)	〒731-3167 安佐南区大塚西三丁目8-1	入所 30 生介 30	(福) 希望の丘	848-1036 (848-5924)
太田川学園 第2成人部	〒731-3164 安佐南区伴東三丁目16-1	入所 30 生介 30	(福) 三矢会	848-0130 (848-0810)
広島市立 自立訓練施設	〒731-3168 安佐南区伴南一丁目39-1	入所 40 機能 60	地方独立行政法人 広島市立病院機構	849-2868 (849-2872)
太田川学園 第3成人部	〒731-3164 安佐南区伴東三丁目16-1	入所 30 生介 30	(福) 三矢会	848-0130 (848-0810)
太田川学園 第4成人部	〒731-3164 安佐南区伴東三丁目16-1	入所 15 生介 15	〃	848-0130 (848-0810)
太田川学園高陽寮	〒739-1732 安佐北区落合南町201-1	入所 52 生介 52	〃	843-3731 (843-3837)
指定障害者支援施設 白木の郷	〒739-1412 安佐北区白木町大字小越10230	入所 80 生介 100	(福) 三篠会	828-0123 (828-3456)
瀬野柏の実苑	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	入所 40 生介 40	(福) 柏学園	894-8958 (894-0403)
障害者支援施設 あとの郷	〒731-4231 安芸区阿戸町1599-1	入所 50 生介 50	(福) 無漏福祉会	856-1150 (856-1151)



施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
時計台	〒739-0323 安芸区中野東六丁目3-8-1	入所 30 生介 30	(福) 共助会	554-4780 (554-4781)
安芸柏の実苑	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	入所 20 生介 20	(福) 柏学園	894-8958 (894-0403)
自然の村	〒731-5102 佐伯区五日市町大字石内1920	入所 70 生介 70	(福) 順源会	928-0815 (929-4117)
愛命園	〒738-0601 佐伯区湯来町大字和田1113-2	入所 60 生介 60	(福) 広島県視覚 障害者団体連合会	(0829)83-1111 ((0829)83-1112)
見真学園成人部	〒731-5102 佐伯区五日市町大字石内1920	入所 60 生介 60	(福) 順源会	928-0815 (928-1007)

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

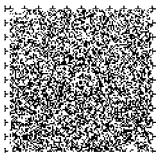


## 2 日中活動サービス事業所

以下の日中活動にかかるサービスを提供する事業所です。

- ・生活介護 にっちゅうかつどう : 入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。
- ・自立訓練（機能訓練） じぎょうしよ : 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
- ・自立訓練（生活訓練） : 入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
- ・就労移行支援 : 就労を希望する 65 歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
- ・就労継続支援 : 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。（原則、雇用契約に基づき就労する A 型と、雇用契約を伴わない B 型の 2 種類があります。）
- ・療養介護 : 進行性筋萎縮症にり患している身体障害者等に対して、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関などにおいて、必要な治療、訓練および生活指導を行います。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



## 6 しょうがいふくし いがい ざいたく 障害福祉サービス以外の在宅サービス

### せいかつ <生活>

#### 1 みんかん ふくし かじえんじょ 民間の福祉・家事援助サービス

健康で働く意欲のある高齢者が、福祉・家事援助サービスの提供を行っています。

〔内 容〕 家事・介護（身体介護を除く）に関すること

〔費 用〕 詳しくは窓口へお問い合わせください。

〔問合せ先〕

施 設 名	担 当 区	所 在 地	TEL (FAX)
(公社) 広島市シルバー人材センター本部	中・東・南・西区	〒730-0005 中区西白島町23-9	223-1156 (223-8528)
(公社) 広島市シルバー人材センター北支部	安佐南・安佐北区	〒731-0292 安佐北区可部四丁目13-13	815-5251 (815-1139)
(公社) 広島市シルバー人材センター安芸出張所	安芸区	〒736-0081 安芸区船越四丁目28-3	822-0300 (822-0386)
(公社) 広島市シルバー人材センター佐伯支部	佐伯区	〒731-5135 佐伯区海老園二丁目5-28	922-0520 (922-0587)

#### 2 にっちゅういちじ しえんじぎょう 日中一時支援事業

短期入所の日中利用として実施している事業です。家族の就労および一時的な休息等のために、障害者等を、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設などで一時的に預かり、見守り等のサービスを提供します。

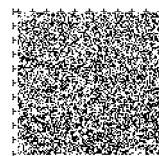
〔対 象〕 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等。

〔費 用〕 生活保護受給世帯等や市民税非課税世帯は無料です。

市民税課税世帯は、1,500円までの1割の定率負担です。

階層区分	利用者負担（サービス費用の1割）			利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円			
市民税非課税世帯				
市民税課税世帯	1回あたり	軽・中度障害者(児)	重度障害者(児)	1,500円
	4時間未満	170円	240円	
	4時間以上 8時間未満	340円	480円	
	8時間以上	510円	710円	

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



### 3 補装具費の支給

障害者（児）の身体上の障害を補うための用具の購入、修理、借受けのための費用を支給します。ただし、障害者本人または世帯員（本人が18歳以上の場合は、本人または配偶者。）のいずれかが一定所得以上の場合には支給対象外となります。

〔対 象〕 身体障害者手帳の所持者、難病患者等

〔支給対象および種目〕

主な障害種別	主な種目
視覚に問題のある方	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚に問題のある方	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置の修理のみ）
その他	義肢（義手、義足）、装具、歩行補助つえ（一本杖を除く。）、座位保持装置、歩行器、車いす、電動車いす、重度障害者用意思伝達装置（ただし、介護保険のサービス受給対象者は、車いす、歩行器、歩行補助つえについては、原則として介護保険から貸与されます。）
	18歳未満の方のみ （座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具）

〔費用〕 種目についての価格の1割が自己負担となります（ただし、自己負担上限月額あり。）。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

### 4 日常生活用具の給付

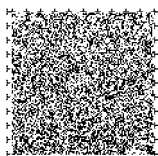
在宅の重度障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付を行っています。

ただし、介護保険のサービス受給対象者は、介護保険の保険給付の対象となる品目（特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具および便器）については、介護保険から貸与や購入費の支給が行われます。

また、障害者本人または世帯員（本人が18歳以上の場合は、本人または配偶者。）のいずれかが一定所得以上の場合には給付対象外となります。

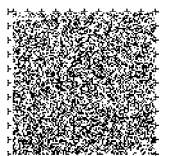
#### 【難病患者等の方用】

種目	対象者	基準額 (円)	性能	耐用 年数
便器	常時介助を要する者	便器 4,450	難病患者等が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)	8
		手すり 5,400		
特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600	褥瘡の防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止することができる機能を有するもの	5
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000	尿が自動的に吸引されるものであって、難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの	5



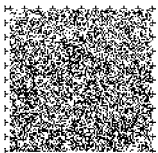


種 目	対象者	基準額 (円)	性 能	耐用 年数	
体位変換器	寝たきりの状態にある方	15,000	介護者が難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	5	
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるものであって、難病患者等または介助者が容易に使用し得るもの。	8	
移動・移乗 支援用具	下肢が不自由な方	60,000	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8	
T字杖つえ・ 棒杖つえ※	下肢が不自由な方	4,200	十分な強度を有する木材または軽金属を主体とした一本杖	3	
電気式 たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方	56,400	難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの	5	
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある方	36,000	難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの	5	
移動用リフト	下肢または体幹の機能に 障害のある方	159,000	介護者が難病患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4	
居宅生活動作 補助用具	下肢または体幹の機能に 障害のある方	200,000	難病患者等の移動を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	—	
特殊便器	上肢機能に障害のある方	151,200	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	5	
訓練用ベッド	下肢または体幹の機能に 障害のある方	159,200	腕または脚の訓練を行うことができる器具を備えたもの	8	
自動消火器	火災発生感知・避難が 著しく困難な難病患者等 のみの世帯およびこれに 準ずる世帯	28,700	室内温度の異常な上昇または炎との接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	
動脈血中 酸素飽和 度測定器 (パルスオ キシメー ター)	常時モ ニタリ ング型	人工呼吸器の装着が必要 な者でかつ24時間をつ うじて呼吸器管理が必要 な方	157,500	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができる機能を有するものであって、難病患者等が容易に使用し得るもの	5
	簡易型	人工呼吸器の装着が必要 な方	50,000	難病患者等が容易に使用し得るもの	

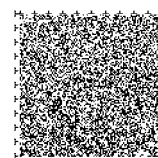


## 【難病患者等以外の方用】

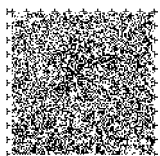
種 目		障害および程度	対象年齢	基準額(円) [費用限度額]	性 能 等	耐用年数 (年)	
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	下肢または体幹機能障害2級以上	18歳以上	154,000	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8	
	特殊マット	簡易型	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	18歳以上	19,600	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの。	5
			下肢または体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満			
		重度または最重度の知的障害者(児)	3歳以上				
	褥瘡予防型	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)であって、必要と認められる方	18歳以上	84,000	褥瘡予防のためのものであって、送風装置もしくは空気圧調整装置を備えた空気マットまたは水等によって減圧による体圧分散効果を有するもの。		
		下肢または体幹機能障害2級以上であって、必要と認められる方	3歳以上 18歳未満				
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)	学齢以上	67,000	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)または介護者が容易に使用できるもの。	5	
	入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	3歳以上	82,400	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5	
体位変換器	下肢または体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	学齢以上	15,000	介助者が障害者(児)の体位を変換するにあたって、容易に使用できるもの。	5		
移動用リフト	下肢または体幹機能障害2級以上	3歳以上	159,000	介護者が障害者(児)を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4		
訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上	3歳以上 18歳未満	33,100	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5		
訓練用ベッド	下肢または体幹機能障害2級以上	学齢以上 18歳未満	159,200	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8		
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢または体幹機能障害を有する者であって、入浴に介助を必要とする方	18歳以上 3歳以上 18歳未満	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)または介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8 5	
	便器	下肢または体幹機能障害2級以上	学齢以上	4,450	障害者(児)が容易に使用できるもの。手すりを設ける場合は、5,400円の範囲内で必要な額を加えるものとする。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8	



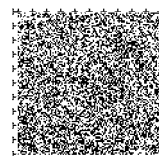
種 目	障害および程度	対象 年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)
自立生活 支援 用具	T字状・棒状のつえ ※	—	4,200	十分な強度を有する木材または軽金属を主体とした一本杖。	3
	移動・移乗支援用具	3歳以上	60,000	障害者（児）の身体機能の状態を充分踏まえたもので、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具である手すり、スロープ等。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8
	頭部保護帽※	—	36,750	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3
	特殊便器	学齢児 以上	151,200	足踏ペダルにて温水温風を出し得るものまたは知的障害者（児）を介護している者が容易に使用できるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8
	火災警報器	—	15,500	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8
	自動消火器	—	28,700	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8
	電磁調理器	18歳以上	41,000	視覚障害者、知的障害者が容易に使用できるもの。	6
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	学齢児 以上	12,000	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	10
	聴覚障害者用 屋内信号装置	18歳以上	87,400	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10



種 目	障害および程度	対象 年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)	
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方	3歳以上	51,500	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる方	学齢児 以上	36,000	障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる方	学齢児 以上	56,400	障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う方	18歳以上	17,000	障害者が容易に使用できるもの。	10
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	学齢児 以上	9,000	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	18歳以上	18,000	視覚障害者が容易に使用できるもの。	5
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	18歳以上	13,200	視覚障害者が容易に使用できるもの。	5
パルスオキシメーター	呼吸器機能障害、心臓機能障害または同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法者または人工呼吸器装着者	—	50,000	障害者(児)が容易に使用できるもの。	5	
情報・ 意思疎 通支 援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者(児)または肢体不自由者(児)であって、発声発語に著しい障害を有する方	学齢児 以上	98,800	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの。	5
	パーソナルコンピュータ 周辺機器・ アプリケーションソフト	・上肢障害または視覚障害2級以上 ・体幹機能障害2級以上(上肢障害2級以上と同程度の障害に限る。)	学齢児 以上	100,000	自らが所有するパーソナルコンピュータの操作に必要な身体障害者用の周辺機器またはアプリケーションソフトであること。	5
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上であって、必要と認められる方	—	383,500	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6



種 目		障害および程度	対象 年齢	基準額(円) [費用限度額]	性 能 等	耐用年数 (年)	
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	点字器 ※	両面書用	—	10,400	点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規および点筆を組み合わせたもの。	7	
		片面書用		7,200		5	
	点字タイプライター		視覚障害2級以上（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる者に限る。）	—	63,100	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	5
	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	録音 ・ 再生用	視覚障害2級以上	学齢児 以上	85,000	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの。	6
		再生用			35,000	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用できるもの。	
	視覚障害者用 活字文書読上げ装置		視覚障害2級以上	学齢児 以上	99,800	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	6
	視覚障害者用 拡大読書器		視覚障害を有する方	学齢児 以上	198,000	画像入力装置により、読みたいものの（印刷物等）を拡大表示または読み上げるもの。	8
	視覚障 害者用 時計	触読式	視覚障害2級以上	学齢児 以上	10,300	視覚障害者が容易に使用できるもの。	10
		音声式			13,300		
	聴覚障 害者用 通信装 置	FAX	聴覚障害または音声言語機能障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡時の手段として必要と認められる方	学齢児 以上	30,000	音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。	5
テレビ電話 または ウェブカメラ		71,000			音声の代わりに、映像により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。	5	
聴覚障害者用 情報受信装置		聴覚障害を有する者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる方	—	88,900	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの。	6	

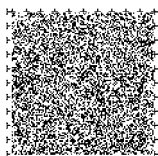


種 目		障害および程度	対象 年齢	基準額(円) 【費用限度額】	性 能 等	耐用年数 (年)	
情報・ 意思疎 通支 援用 具	人工喉 頭※	笛式	—	8,100	呼気によりゴム等の膜を振動させ、 ビニール等の管を通して音源を口 腔内に導き構音化するもの。	4	
		電動式		70,100	顎下部等にあてた電動板を駆動さ せ、経皮的に音源を口腔内に導き 構音化するもの。	5	
	視覚障害者用音声 ICタグレコーダー		視覚障害2級以上	—	59,800	視力に障害を有する者の物の識別 を容易にする製品であって、点字、 凸線等により操作ボタンが知覚で き、かつ、ICタグその他の集積 識別情報と音声データを関連付け、 音声データを音声信号に変換して 出力する機能および音声により操 作方法に関する案内を行う機能を 有するもの。	2
	点字図書		主に、情報の入手を点字によっ ている視覚障害者(児)	—	別に定め るところに よる。	点字により作成された図書	—
	人工内耳 用電池	電池	聴覚障害を有する者であって、 人工内耳を装着している方	—	3,000	人工内耳に使用するもの。	—
充電電池		19,000			1		
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ用 装具※	消化器系	—	8,600	低刺激性の粘着剤を使用した密封 型または下部開放型の収納袋	—	
		尿路系		11,300	低刺激性の粘着剤を使用した密封 型または尿処理用のキャップ付	—	
	紙おむつ等※		・先天性疾患(先天性鎖肛を除く。) に起因する神経障害による高度の 排便または排尿機能障害 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術 に起因する高度の排便機能障害 ・脳原性運動機能障害を有し、か つ意思表示困難な者など	3歳以上	12,000	紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、 洗腸装具	—
	収尿器 ※	男性用・普通型	高度の排尿機能障害	—	7,700	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆 流防止装置をつけたもの。	1
男性用・簡易型		5,700					
女性用・普通型		8,500					
女性用・簡易型		5,900					
住宅 改修 費	居室生活動作補助用具		下肢、体幹機能障害または乳幼 児期以前の非進行性の脳病変に よる運動機能障害(移動機能障 害に限る。)3級以上(特殊便器 取替の場合は上肢障害2級以上)	学 齡 児 以 上	200,000	障害者(児)の移動等を円滑にす る用具で設置に小規模な住宅改修 を伴うもの。	—

※印の種目については、在宅以外(入院・施設入所等)も給付対象となります。

〔費用〕 種目についての価格の1割が自己負担となります(ただし自己負担上限月額があり)。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)



## 5 難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に補聴器等を購入する際に、経費の一部を助成します。ただし、補聴器購入後の申請は助成の対象外です。

- 〔対 象〕 ① 市内に住所がある18歳未満の難聴児  
 ② 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること  
 ③ 身体障害者手帳の交付対象でないこと

- 〔助 成 額〕 1 補聴器購入費  
 購入費と、本市の基準価格とを比較していずれか少ない方の額の3分の2  
 2 イヤーモールド交換費  
 交換費と、本市の基準価格とを比較していずれか少ない方の額の3分の2  
 ※ 補聴器を購入した年度を除き、1年度に1回に限る。  
 3 修理費  
 修理費と、補装具費の掲げる修理基準とを比較していずれか少ない方の額の3分の2  
 ※ 補聴器を購入した年度を除き、1年度に1回(両耳装用の場合は2回)に限る。

〔所得制限〕 世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

## 6 点字図書<sup>てんじ としょ</sup>の給付<sup>きゅうふ</sup>

主に、情報の入手を点字で行っている視覚障害者（児）の方に、点字図書を給付します。

- 〔登録・申込〕 ① 登録されていない方は、電話で登録の申し込みをしてください。  
 ② 登録後、直接点字図書出版施設に点字図書発行証明書の送付を依頼し、その後出版施設から送られてくる証明書を添えて申し込んでください。

〔給付の限度〕 一人につき、年間6タイトルまたは24巻

〔費 用〕 一般図書相当分の自己負担があります。

〔問 合 せ 先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

## 7 身体障害者<sup>しんたいしょうがいしゃ</sup>パソコン<sup>とうきゅうふ</sup>等給付

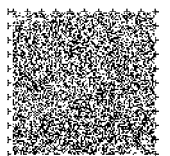
在宅で初めてパソコンに取り組む方に給付します（ただし、同居者が所有している場合等は除く。）。

- 〔対 象〕 ① 視覚障害1級、2級の方  
 ② 上肢機能障害1級、2級の方  
 ③ 体幹機能障害1級、2級の方で、かつ上肢の機能に前号と同程度の障害があると市長が認めた方  
 ④ 言語・上肢機能障害複合1級、2級の方

〔自己負担〕 価格の1割（ただし、10万円を超える部分は全額自己負担）

〔所得制限〕 世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円以上の場合

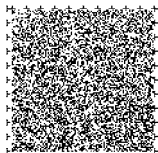
〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



## 8 ファックスの設置<sup>せっち</sup>

次の広島市関係機関には、ファックスを設置しています。

設 置 場 所	F A X 番 号	設 置 場 所	F A X 番 号
市役所健康福祉局障害福祉課	504-2256	植 物 公 園	923-6100
中福祉事務所(区福祉課)	504-2175	安 佐 動 物 公 園	838-1711
東福祉事務所( 〳 )	568-7781	中 央 図 書 館	222-5545
南福祉事務所( 〳 )	254-9184	5-Days こども図書館	222-7020
西福祉事務所( 〳 )	294-6311	映像文化ライブラリー	228-0312
安佐南福祉事務所( 〳 )	879-8565	文化創造センター	246-5808
安佐北福祉事務所( 〳 )	819-0602	現 代 美 術 館	264-1198
安芸福祉事務所( 〳 )	821-2832	広 島 城	221-7519
佐伯福祉事務所( 〳 )	923-1611	郷 土 資 料 館	253-6772
ろうあ者専門相談室 (広島県聴覚障害者センター内)	254-0087	ヌマジ交通ミュージアム	878-3128
消防局(119番通報)	246-8222	江 波 山 気 象 館	234-1013
広 島 市 民 病 院	223-5514	心身障害者福祉センター	261-7789
安 佐 市 民 病 院	814-1791	西部障害者デイサービスセンター	279-6375
舟 入 市 民 病 院	232-6156	東部障害者デイサービスセンター	824-1037
広島市立リハビリテーション病院	848-8003	北部障害者デイサービスセンター	815-0541
広島市立自立訓練施設	849-2872	三滝少年自然の家	238-6302
身体障害者更生相談所	848-8003	似島臨海少年自然の家	259-2767
知的障害者更生相談所	263-0705	青少年センター	228-7074
こども療育センター	261-0545	中央勤労青少年ホーム	222-7971
北部こども療育センター	815-0541	安佐勤労青少年ホーム	879-1542
西部こども療育センター	943-6865	佐伯勤労青少年ホーム	924-8870
市総合福祉センター	264-6437	広島市シルバー人材センター	223-8528
保 健 所	241-2567	5-Days こども文化科学館	502-2118
精神保健福祉センター	245-9674	青少年野外活動センター	835-1445
広 島 国 際 会 議 場	242-8010	中区社会福祉協議会	242-1956
平 和 記 念 資 料 館	542-7941	東区社会福祉協議会	264-9254
消 費 生 活 セ ン タ ー	221-6282	南区社会福祉協議会	256-0990
皆 賀 園	921-0821	西区社会福祉協議会	291-7096
健康づくりセンター	241-0414	安佐南区社会福祉協議会	831-5013
健 康 科 学 館	246-9109	安佐北区社会福祉協議会	814-1895
神 田 山 荘	228-7311	安芸区社会福祉協議会	821-2504
広 島 サ ン プ ラ ザ	278-5353	佐伯区社会福祉協議会	924-2349





## 9 あんしん<sup>でんわ</sup>電話<sup>せっち</sup>の設置

ひとり暮らしの重度身体障害者が、自宅で、急病や事故などの緊急時に、通報機器（あんしん電話）や胸にかけたペンダント型の発信機（固定電話型あんしん電話にのみ付属）のボタンを押すと、電話相談センターが通報を受信し、近隣の協力員や消防局に事態を知らせて、安全を確保します。

また、電話相談センターは、健康や困りごとに関する相談に応じ、定期的に声かけも行います。

〔対 象〕 18歳以上の重度身体障害者（障害等級1級・2級）で、次の世帯に属する人です。

- ① ひとり暮らし
- ② 18歳以上の重度身体障害者、知的障害者（療育手帳<sup>㊤</sup>・A）のみの世帯

〔費 用〕

区 分	固定電話型	携帯電話型
市民税課税世帯	月額 1,683 円	月額 2,233 円
市民税非課税世帯	月額 169 円	月額 224 円
生活保護受給世帯等	無 料	無 料

〔協 力 員〕 緊急時の連絡先となり、利用者宅に出向いて事態に対応していただきます。利用者が原則として協力員2名を確保してください。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

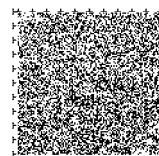
## 10 ファックスによる<sup>さいがい ひ なんじょうほう</sup>災害避難<sup>ていきょう</sup>情報の提供

災害時において、避難情報を音声で伝達することが困難な聴覚障害者で、あらかじめ登録している方に対し、避難に関する緊急情報をファックスで送信します。送信は、24時間体制で配信している「広島市防災情報メール配信システム」を活用し、防災情報メールの配信と同時に、ファックスでその内容を自動送信します。

また、これに合わせて、希望される方には、気象情報や地震・津波情報など、緊急情報以外の情報についても送信します。

〔対 象〕 聴覚機能に障害がありファックスを所有する方

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



ちょうかくしょうがいしゃとうきんきゅうつうほうよう

## 11 聴覚障害者等緊急通報用ファックス

### 緊急通報用 FAX 番号

119 または 082-246-8222

市消防局が管轄する地域（広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和地区。以下、「市消防局管内」という。）を対象に、聴覚または音声・言語機能に障害のある方などが、緊急通報（火災や救急などの通報）を行う手段として、ファックスを利用し、市消防局に緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。

〔対 象〕 市消防局管内で、聴覚または音声・言語機能に障害のある方などが対象です。

〔注意事項〕 1 通報用紙には、あらかじめ住所（部屋番号を含む。）、氏名、目標物、ファックス番号、緊急連絡先、手話通訳者等の派遣の要否を記入しておいてください。

2 通報用紙は、ファックスのそばに常置してください。

3 通報するときは、必要な事項を記入（救急の場合は、状態を簡潔に書いてください。）し、通報用紙の表裏を間違えないようファックスにセットして、送信してください。

4 通報後、火災の場合は、急いで屋外の安全な場所へ避難してください。また、救急の場合は、安静にして救急車の到着を待ってください。

5 停電によりファックスが使えない場合、ファックスからの119番通報についても、発着信ができなくなりますので、ご注意ください。

※ 詳しくは、次の窓口に置いてある「聴覚障害者等緊急通報用ファックスによる火災・救急等通報要領」をご覧ください。

〔窓 口〕 各区福祉課および各出張所、市消防局警防部警防課指令係、各消防署および各消防出張所、海田町役場、坂町役場、熊野町役場、安芸太田町役場および各支所、廿日市市役所吉和支所

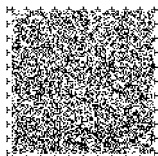
〔通 報〕 FAX：119 または 082-246-8222

〔問合せ先〕 市消防局警防部警防課指令係

TEL：546-3456

FAX：542-1007

（〒730-0051 広島市中区大手町五丁目20-12）



## 12 <sup>ひろしまし</sup>広島市 eメール <sup>ばん</sup>119番

市消防局が管轄する地域（広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和地区以下「市消防局管内」という。）を対象に、聴覚または音声・言語機能に障害がある方などから、緊急通報（火災や救急などの通報）を行う場合の補助的手段として、携帯電話やインターネット端末機などの電子メール機能を利用し、市消防局に緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。  
〔対 象〕 市消防局管内に居住または通勤・通学されている聴覚または音声・言語機能に障害がある方などで、利用条件および注意事項について承諾が得られる方が対象です。

- 〔利用条件〕
- 1 利用場所は、市消防局管内に限ります。
  - 2 他の手段により緊急通報することができない場合の補助的な手段です。
  - 3 事前登録が必要です。
  - 4 画像等の添付ファイルや通報位置表示等の特別なソフトには、対応しません。
  - 5 利用時の通信料およびプロバイダ利用料については、利用者の負担となります。
- 〔注意事項〕
- 1 一般電子メールサービスを利用するため、回線状況等によっては、届くまで時間がかかったり、または、届かないことがあります。
  - 2 電子メールは、通信可能な場所から送信・受信してください。
  - 3 通報に用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
  - 4 市消防局では、「eメール119番」受信後は「返信メール」を送信しますが、「返信メール」が届かない場合は、市消防局が「eメール119番」を受信していない可能性がありますので、再送信するか、他の手段で通報してください。
  - 5 「eメール119番」で通報した後は、身の安全を守るため以外には、電波の届かない場所へ移動したり、電源を切ったり、着信拒否設定等はしないでください。
  - 6 利用は、登録制となっています。通報用アドレスは他の方には教えないでください。
  - 7 事前に名前・性別・勤務地・既往歴・かかりつけ医療機関・緊急連絡先などを登録しておいてください。
  - 8 通報時には、場所、内容、服装、手話通訳者等の要否を入力してください。  
なお、場所等が詳細でない場合、消防車・救急車の到着が遅れることがあります。
  - 9 緊急時、すぐ通報できるように「eメール119番」のアドレスや通報例を登録しておいてください。
  - 10 「eメール119番」は緊急通報用ですから、問合せや相談には利用できません。  
※ ご利用には、事前に利用登録が必要です。詳しくは、次の窓口においてある利用案内書をご覧ください。

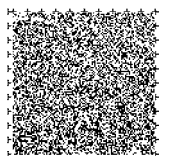
〔窓 口〕 各区福祉課および各出張所、市消防局警防部警防課指令係、各消防署および各消防出張所、海田町役場、坂町役場、熊野町役場、安芸太田町役場および各支所、廿日市市役所吉和支所

〔問合せ先〕 市消防局警防部警防課指令係

TEL：546-3456

FAX：542-1007

（〒730-0051 広島市中区大手町五丁目20-12）



### 13 Net119 きんきゅうつうほう緊急通報システム

市消防局が管轄する地域（広島市、海田町、坂町、熊野町、安芸太田町、廿日市市吉和地区以下「市消防局管内」という。）を対象に、聴覚または音声・言語機能に障害がある方などから、緊急通報（火災や救急などの通報）を行う場合の補助的手段として、携帯電話やスマートフォン、パソコン等からインターネット上にある専用の通報画面で「火災」や「救急」等の種別を選択することにより、市消防局に通報がつながり、その後チャット方式によって、リアルタイムに詳細情報をやり取りし、消防車や救急車の要請ができるものです。

また、携帯電話やスマートフォン等で通報した場合には、GPS 情報により、通報された方の現在地を速やかに市消防局で把握することができます。

〔対 象〕 市消防局管内に居住または通勤・通学されている聴覚または音声・言語機能に障害がある方などで、利用条件および注意事項について承諾が得られた方が対象です。

〔利用条件〕 1 他の手段により緊急通報することができない場合の補助的な手段です。  
2 事前登録が必要です。  
3 利用時の通信料については、利用者の負担となります。

〔注意事項〕 1 インターネットに接続できない携帯電話、スマートフォン等では利用できません。

2 通報に用いる言語は日本語とし、絵文字などは使用しないでください。

3 市消防局では、「Net119」を受信後に、チャット方式で「返信メール」を送信しますので、端末の電源は切らないでください。

4 返信メールが届かない場合や、あなたの居る場所の住所がわからない場合などは、近くの方に助けを求めるなど、別の手段で 119 番通報してください。

5 「Net119」で通報した後は、身の安全を守るため以外には、電波の届かない場所へ移動しないでください。

6 「Net119」は緊急通報用ですから、問合せや相談には利用できません。

※ ご利用には、事前に利用登録が必要です。詳しくは、次の窓口に置いてある利用案内書をご覧ください。

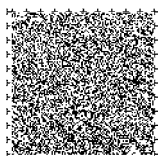
〔窓 口〕 各区福祉課および各出張所、市消防局警防部警防課指令係、各消防署および各消防出張所、海田町役場、坂町役場、熊野町役場、安芸太田町役場および各支所、廿日市市役所吉和支所

〔問合せ先〕 市消防局警防部警防課指令係

TEL：546-3456

FAX：542-1007

（〒730-0051 広島市中区大手町五丁目20-12）



## 14 広島県警察ファックス110番・メール110番・110番アプリシステム

聴覚または音声・言語機能に障害がある方が各種犯罪の被害者や事故等の関係者となった場合には、ファックス110番・メール110番・110番アプリシステムをご利用ください。ファックス110番・メール110番・110番アプリシステムは、110番通報の補助的手段としてファックスや電子メール、スマートフォンのアプリを利用して、広島県警察本部総合通信指令室に緊急通報（事件や事故状況の通報）を行い、警察官やパトカーの派遣要請をするものです。

ファックス110番・メール110番を利用する場合ですが、必ず警察官やパトカーを派遣する場所を知らせてください。また、ファックス110番・メール110番を受信したら、必ず返信します。

メール110番を使用する場合、迷惑メール防止設定により、警察からの返信を受信できない場合がありますので、設定の解除をお願いします。なお、返信の無い場合はメールが届いていない可能性があるため、メールアドレスや電話番号を確認し、再度通報するか、近くの人に通報を依頼してください。

110番アプリシステムは、スマートフォンのアプリを利用し、110番通報の内容について定型文等での入力を行った後、警察官とチャットでやりとりをするものです。

ファックス110番・メール110番は広島県内の事件・事故でのみ利用できますが、110番アプリシステムは、全国どこでも利用することができ、通報場所を管轄する警察本部の通信指令室とやりとりができるようになっています。

〔対象〕 事件・事故等にあわれたり見たりした方のうち、聴覚または音声・言語機能障害により110番通報が困難な方

〔ファックス110番、メール110番および110番アプリシステム〕

○ファックス110番

0120-110-842

○メール110番

hiroshima-police@beetle.ocn.ne.jp

○110番アプリシステム

スマートフォンに「110番アプリ」をダウンロードしてください。

〔ファックス110番の利用条件〕

フリーダイヤルのため無料です。

〔メール110番の利用条件〕

パケット通信料が必要です。

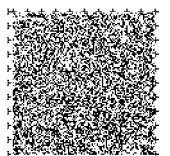
〔110番アプリシステムの利用条件〕

事前に「110番アプリ」をダウンロードし、利用者情報を登録する必要があります。また、パケット通信料が必要です。

〔問合せ先〕 広島県警察本部地域部通信指令課

TEL 228-0110（内線3614・3615）

（〒730-8507 広島市中区基町9-42）



## 15 重度身体障害者入浴サービス

家庭での入浴が困難な重度の肢体不自由の方に、入浴サービスを行います。

〔事業内容〕

区 分	施 設 入 浴	訪 問 入 浴
対 象 者	年齢が原則18歳以上で肢体不自由1・2級の方	年齢が原則18歳以上で肢体不自由1・2級で施設への移送が困難な方
場 所	市内の特別養護老人ホーム	自宅
実 施 方 法	家族または施設が車で送迎し、施設の特別浴槽で入浴	利用者の居宅を訪問し、搬入する入浴用機材で入浴
利 用 回 数	週1回程度	
費 用	利用者および扶養義務者の所得税額等により費用の負担があります。	

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

## 16 視覚障害者宛て文書にかかる点字・音声コードサービス

事前に点字サービスに登録された視覚障害者に、市から特定の文書を送付する際、「ヒロシマシ」と点字したシールを貼付するとともに、文書の概要を説明する点字文書を同封します。また、音声コードサービスに登録された視覚障害者には、音声コードを貼付した文書を送付します。

〔対 象〕 視覚障害者で希望される方

〔問合せ先〕 市障害福祉課または区福祉課（裏表紙）（電話による申込み可）

## 17 視覚障害者用ワードプロセッサ（点字ワープロ）の共同利用

視覚障害者の方々やボランティアの方々に共同利用していただくために、点字ワープロを設置しています。

〔設置・申込場所〕 広島市心身障害者福祉センター（92頁）

## 18 視覚障害者ICT活用支援ボランティアの派遣

視覚障害者でパソコン・スマートフォンの活用が十分に進んでいない方の自宅などに、ICTボランティアを派遣し、パソコン・スマートフォンの操作方法などを個人指導します。

〔対 象〕 市内在住で、視覚に障害がある方

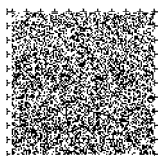
〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕（公社）広島市視覚障害者福祉協会

広島市視覚障害者情報センター

TEL：240-1220

FAX：258-4018



## 19 図書館の障害者向けサービス

広島市立図書館では、広島市に居住または通勤・通学している方で、①身体障害者手帳1級～4級、療育手帳④もしくはA、精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちの方には図書の郵送貸出を、②視覚に障害がある方などで活字による読書が困難な方には録音図書（カセットブック・CDブック・デージー図書（※））とデージー図書再生機（プレクストーク）の郵送貸出、対面朗読を行っています。

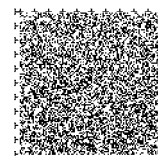
また、全館に拡大読書器を、中央図書館に点字ディスプレイと活字自動読み上げ機を設置しています。

※デージー図書とは、一般の印刷物を読むことが困難な方のために開発されたデジタル録音図書のことで、見出しやページの検索などができ、専用ソフトをインストールしたパソコンや再生機（プレクストーク）で再生することができます。

〔利用方法〕 各図書館に直接お問い合わせください。

〔所在地〕

施設名	所在地	TEL (FAX)	備考
中央図書館	〒730-0011 中区基町3-1	222-5542 (222-5545)	図書・デージー図書・カセットブック・デージー図書再生機（プレクストーク）郵送貸出、対面朗読、拡大読書器等読書支援機器・補助具の利用
5-Days とも図書館 (広島市とも図書館)	〒730-0011 中区基町5-83	221-6755 (222-7020)	CDブック・図書郵送貸出、対面朗読、拡大読書器の利用
中区図書館	〒730-0812 中区加古町4-17	248-9300 (247-8447)	対面朗読、拡大読書器の利用
東区図書館	〒732-0055 東区東蟹屋町10-31	262-5522 (264-2610)	対面朗読、拡大読書器の利用
南区図書館	〒732-0816 南区比治山本町16-27	251-1080 (252-4120)	対面朗読、拡大読書器の利用
コジマホールディングス 西区図書館 (広島市立西区図書館)	〒733-0013 西区横川新町6-1	234-1970 (295-9287)	対面朗読、拡大読書器の利用
マエダハウジング 安佐南区図書館 (広島市立安佐南区図書館)	〒731-0122 安佐南区中筋一丁目22-17	879-5060 (879-8536)	対面朗読、拡大読書器の利用
安佐北区図書館	〒731-0221 安佐北区可部七丁目28-25	814-0340 (814-0604)	対面朗読、拡大読書器の利用
安芸区図書館	〒736-8508 安芸区船越南三丁目2-16	824-1056 (824-1057)	対面朗読、布絵本・点訳絵本の貸出、拡大読書器の利用
佐伯区図書館	〒731-5128 佐伯区五日市中央六丁目1-10	921-7560 (924-0742)	対面朗読、拡大読書器の利用



施設名	所在地	TEL (FAX)	備考
佐伯区図書館 湯来河野閲覧室	〒738-0601 佐伯区湯来町大字和田353-1	0829-40-4005 (0829-83-0134)	拡大読書器の利用
まんが図書館	〒732-0815 南区比治山公園1-4	261-0330 (262-5406)	拡大読書器の利用
まんが図書館 あさ閲覧室	〒731-0154 安佐南区上安二丁目30-15	830-3675 (830-3676)	拡大読書器の利用

※「点字図書館」については92頁参照。

#### ※広島県立図書館の障害者向けサービス

県内に居住または通勤・通学している障害者向けに①対面朗読②郵送貸出し（図書、録音図書（CD、カセットテープ、デイジーなど。視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」でダウンロード可能な資料を含みます。））③視覚障害者等用資料の貸出し④レファレンス・サービス（調べものや求める資料を探すお手伝い）⑤県立図書館の録音図書の目録である「声の目録」をカセットテープ、デイジー、点字、墨字で配布・貸出ししています。

##### 1 対面朗読

対象：視覚やその他の障害により、活字による読書が困難な方

##### 2 郵送貸出し

対象：身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、病気療養中の方（入院中の方、自宅療養中の方等）、高齢の方など

##### 3 視覚障害者等用資料の貸出し

対象：視覚に障害のある方、活字による読書が困難な方

〔利用方法〕 県立図書館に直接お問い合わせください。

〔所在地〕

施設名	所在地	TEL (FAX)	備考
広島県立図書館	〒730-0052 中区千田町三丁目7-47 広島県情報プラザ内	241-4972 (241-9799)	利用条件など、市立図書館とは異なります

## 20 点字広報紙・声の広報の発行

視覚障害者の方に市政のニュースを知っていただくために、市広報紙「ひろしま市民と市政」、市議会広報紙「ひろしま市議会だより」の点字版、デイジーCD版を発行しています。

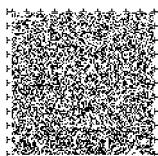
〔配布方法〕 希望者に直接郵送します。

〔問合せ先〕 市広報課（ひろしま市民と市政……通常号月2回と四季号年4回）

（TEL：504-2117、FAX：504-2067）

市議会事務局秘書広報室（ひろしま市議会だより……年6回、改選年の臨時号1回）

（TEL：504-2439、FAX：504-2448）





## 21 <sup>しゅわつうやく</sup>手話通訳・<sup>ようやくじまくつき</sup>要約字幕付<sup>こうほうばんぐみ</sup>テレビ広報番組

「鈴木福のミミヨリ!ひろしま」(RCC テレビ)、「元就。二百万一心!」(RCC テレビ)に手話通訳および字幕(クローズドキャプション・要約字幕)を付けて放送しています。

## 22 <sup>しゅわつうやく</sup>手話通訳・<sup>じまくつき</sup>字幕付<sup>はいしんどうが</sup>インターネット配信動画

インターネットで配信する「市長記者会見」、「市議会定例会・臨時会」の中継動画に手話通訳を付けています。また、「市長記者会見」は、会見後に配信する動画に字幕(クローズドキャプション)を挿入しています。

## 23 <sup>せん</sup>選<sup>きよ</sup>挙

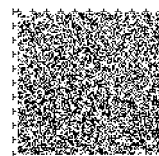
身体障害者手帳の交付を受けている次の方のうち、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けている方は、「郵便等による不在者投票」制度(自宅などで投票用紙に候補者の氏名等を記載し、これを郵便等により送付する制度)が利用できます。なお、証明書の交付を受けた方は、選挙期日前4日までに投票用紙などの請求を行う必要があります。

区 分	障害の程度
両下肢、体幹または移動機能の障害	1・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害	1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能または肝臓の障害	1～3級

※両下肢などの障害の程度が上記の障害の程度に該当することにつき市長が書面により証明した方も含まれます。

なお、郵便等による不在者投票制度の対象者で、自ら投票用紙等に記載できない方で身体障害者手帳の上肢または視覚の1級に該当している方は、「代理記載制度」が利用できます。これらの方が代理記載制度の利用を希望される場合、手続を行っていただく必要があります。

〔問合せ先〕 区選挙管理委員会(綴じ込み)



## 24 大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業

ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合、住宅内からの持ち出しを無料で支援します。

ただし、大型ごみの収集運搬手数料は、通常どおり必要となります。

※収集員は、大型ごみの解体や取外しは行いません。

※大型ごみは、収集員2人で容易に持ち出せるものに限ります。

※玄関から容易に持ち出せないようなものは収集できません。

※ひとり暮らしの方、またはすべての同居人が次の①～⑤のいずれかに該当する場合は排出支援の対象になります。

このほかにも、排出支援の対象となる場合がありますので、詳しくは大型ごみ受付センターへお問い合わせください。

- ① 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 母子健康手帳の交付を受けている出産前の方および出産後1年以内の方
- ④ 65歳以上の方
- ⑤ 義務教育終了までの方

〔申込方法〕 お住まいの地区の大型ごみ収集日の2週間前までに大型ごみ受付センターに電話かファックスまたは広島市ホームページに掲載するインターネット予約の方法により申し込んでください。

大型ごみ受付センター

TEL 0570-082530

（携帯電話各社の通話料金定額プランの対象外となりますのでご注意ください）

082-544-5300

（携帯電話各社の通話料金定額プランをご利用の方は、この番号におかけください）

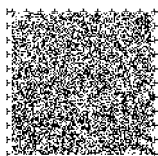
※電話またはインターネット、ウェブチャットでの予約ができない方のみ

FAX0570-082531 での予約が可能です。

インターネット予約

広島市ホームページ（大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業）参照

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kateigomi/13285.html>



## 25 重度障害者入院時コミュニケーション支援

介護者がいない意思疎通が困難な重度の障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達したヘルパーを派遣し、病院スタッフとのコミュニケーションを支援します。

〔対象者〕 次の要件をすべて満たす身体障害者

- ① 障害支援区分4以上
- ② 重度訪問介護を現在利用している方（区分6の方は重度訪問介護で支援するため除きます。）。または、全身性障害者（両上肢、両下肢のいずれにも障害がある肢体不自由1級の者）のうち、居宅介護を現在利用している方。
- ③ 障害支援区分認定に係る認定調査項目のうち、意思疎通等に関連する項目「3-3 コミュニケーション」が「日常生活に支障がない」以外とされている方（障害程度区分の認定を受けている方については、障害程度区分認定に係る認定調査項目のうち、コミュニケーションに関する「6-3 ア 意思の伝達」「6-3 イ 本人独自の表現方法を用いた意思表示」項目がいずれも「できる」とされている者以外の方）、または入院時において同等の状態である方。
- ④ 単身の方またはこれに準ずる世帯に属する方。

〔費用〕 サービス費の1割（ただし、所得に応じた上限月額あり。）。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

## 26 市営住宅の入居など

心身障害者世帯、または、単身入居の心身障害者に該当する場合は、市営住宅の入居者募集（定期公募）において、抽選時の持ち玉数の優遇を行っています。

心身障害者世帯	<p>入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方</li> <li>2 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症までまたは第1款症）の交付を受けている方</li> <li>3 療育手帳（A、A、B）または精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方</li> <li>4 障害基礎年金（1、2級）または障害厚生年金（1、2級）を受給している方</li> </ol>
心身障害者（単身入居）	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方</li> <li>2 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症までまたは第1款症）の交付を受けている方</li> <li>3 療育手帳（A、A、B）または精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方</li> <li>4 障害基礎年金（1、2級）または障害厚生年金（1、2級）を受給している方</li> </ol>

また、車いすを常用されている方を対象とした住宅も、整備しています。

〔入居者募集〕 2月、5月、8月、11月に定期募集しています。

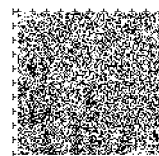
ただし、一部の住宅については、常時募集しています。

なお、市営住宅附設駐車場の使用料の減免制度もあります。

（障害の程度・収入により該当しない場合あり。）

〔問合せ先〕 区建築課

詳しくは （市住宅政策課管理係（TEL 504-2293、FAX 504-2308）  
区建築課（綴じ込み）



## 27 民間住宅への入居支援

障害者をはじめとした住宅確保要配慮者が円滑に住まいを探ることができ、安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的として、「広島市居住支援協議会」を設立しています。

本協議会のホームページでは、住宅確保要配慮者に対し民間住宅への入居相談などの生活支援を実施している居住支援法人や、住宅確保要配慮者の住まい探しを協力的に行うお店を紹介しています。

ホームページ： <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/144/327559.html>

〔問合せ先〕 市住宅政策課 TEL 082-504-2292

## 28 放課後等デイサービス・児童発達支援

障害児に対して、通所の方法により日常生活における基本的動作の指導および集団生活への適応訓練を行っています。

(1) 放課後等デイサービス（就学児が対象）

(2) 児童発達支援（未就学児が対象）

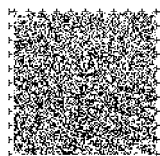
〔利用相談〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

## 29 保育所等訪問支援

保育所等における集団生活適応のため、専門的な支援を必要とする場合に保育所等訪問支援を提供し、保育等の安定した利用を促進します。

〔対 象〕 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害のある児童

〔利用相談〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



## かつどう 〈活動〉

### 1 手話通訳者の派遣

聴覚障害者などが外出する時などで、手話通訳が必要な場合に手話通訳者を派遣します。

〔対 象〕 聴覚または音声・言語機能に障害があり、手話通訳を希望される方

〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

### 2 要約筆記者・奉仕員の派遣

聴覚障害者などが外出する時などで、要約筆記が必要な場合に要約筆記者・奉仕員を派遣します。

〔対 象〕 聴覚または音声・言語機能に障害があり、要約筆記通訳を希望される方

〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

### 3 移動支援事業

障害者（児）が外出する際、市と協定を締結した事業者が移動を支援するサービスです。利用者と事業者の間で個別の契約が必要です。障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーの派遣（次項）、障害福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、同行援護（41 頁）と利用時間の調整を行います。

〔対 象〕 ① 肢体不自由者（児）※

② 視覚障害者（児）

③ 知的障害者（児）

④ 精神障害者（児）

⑤ 難病患者等※

※一定の要件があります。

〔費 用〕 生活保護受給世帯等や市民税非課税世帯は無料です。

市民税課税世帯は、1,500 円、4,600 円または 9,300 円までの 1 割の定率負担です。

（一部実費負担あり。）

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

### 4 障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーの派遣

単独で外出することが困難な障害者（児）で外出する場合に家族などに適当な付添人がいない方に、ガイドヘルパーを派遣して付添介助を行います。移動支援事業（前項）、障害福祉サービスの重度訪問介護、行動援護または同行援護（41 頁）と利用時間の調整を行います。

〔対 象〕 ① 肢体不自由者（児）

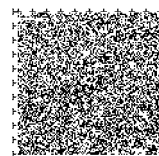
② 視覚障害者（児）

③ 知的障害者（児）

④ 精神障害者（児）

〔費 用〕 無料（一部実費負担あり。）

〔問合せ先〕 区社会福祉協議会（119 頁）



## 5 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

盲ろう者（視覚と聴覚に重複して障害のある方）が外出する時などで通訳介助が必要な場合に通訳・介助員を派遣します。

〔対 象〕 視覚と聴覚に重複して障害があり、両方の障害をあわせた障害程度等級が2級以上の方

〔費 用〕 無料（一部実費負担あり。）

〔問合せ先〕 特定非営利活動法人 広島盲ろう者友の会  
TEL 258-2966 FAX 258-2961

## 6 障害者自動車運転免許取得費の助成

自動車運転免許（第一種準中型免許および普通免許に限る。）を取得した身体障害者、知的障害者および精神障害者に対し必要経費の一部を助成します。

〔対 象〕 市内に1年以上住所を有する方（免許取得後1年以内に助成の申請が必要）

〔助 成 額〕 自動車学校などに納入した費用の3分の2  
限度額：10万円

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

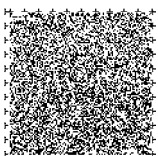
## 7 身体障害者自動車改造費の助成

身体障害者の方が、就労などに伴い自動車を利用する場合、その自動車を自ら運転するために改造に要した経費の一部を助成します。（普通自動車・小型自動車および軽自動車で四輪以上のもの）

〔対象：助成額〕 ※自動車改造前の申請が必要

対 象 者	助 成 額
課税所得金額が特別障害者手当所得制限額以下の方 （障害の制限はありません。）	10万円を限度に要した額
上肢、下肢、体幹または移動機能障害1～3級で 課税所得金額が特別障害者手当所得制限額を超える方	5万円を限度に要した額の1/2

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



## 8 障害者公共交通機関利用助成（いきいき乗車券）

心身障害者（児）の社会参加を促進するため、そのきっかけづくりとして、市内のバス・電車などの利用券等を助成します。

〔助成額〕 6,000円相当（助成額については、障害の種別・程度、年齢、選択交通機関により、額が変わります。）

※重度障害者福祉タクシー利用助成対象者は、福祉タクシー乗車券または下記の利用券等のどちらかを選択することができます。

※65歳以上の方は、利用券等と高齢者いきいき活動ポイント事業を併用することができますが、その場合の高齢者いきいき活動ポイント事業の奨励金の上限は4千円となります。

〔支給の内容〕 次のいずれかの利用券等を助成します。

- ① パスピーを利用する助成
- ② JRを利用する助成
- ③ 似島汽船乗船回数券
- ④ 金輪島会乗船回数券
- ⑤ 雲出線、宇佐線、鹿の道・峠線バス回数券
- ⑥ 福田地区乗合タクシー
- ⑦ 美鈴が丘地区乗合タクシー回数券
- ⑧ 大塚西地区乗合タクシー回数券
- ⑨ 口田地区、中野・中野東地区乗合タクシー回数券
- ⑩ 可部・亀山地区乗合タクシー回数券
- ⑪ タクシーチケット

〔利用券の有効期間〕 9月1日から翌年の8月31日まで

〔手続〕 ① 毎年6月下旬に新しく対象となる方等へ申請書を送付し、申請された方について所得金額を確認したうえで、所得要件に該当される方には、8月下旬に利用券等を郵送します。

② すでに申請された方には、翌年度以降は申請書を送付せず、毎年所得金額を確認したうえで、所得要件に該当される方に、申請済の助成内容と同じ利用券等を、8月下旬に郵送します。

③ 申請内容を変更する場合は、市障害福祉課または各区福祉課へお問い合わせください。

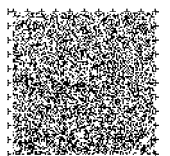
### 《障害者に対する交通運賃の割引について》

身体障害者手帳または療育手帳所持者に対しては、身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより、交通運賃の割引制度があります。

詳しい割引内容は、100頁～に掲載しています。

### 《高齢者いきいき活動ポイント事業について》

高齢者の社会参加を促進するため、そのきっかけづくりとして、介護予防・健康増進に資する活動や地域でのボランティア活動に参加した高齢者（毎年9月1日現在、市内に住所を有する65歳以上の方）に奨励金（1ポイント＝100円、上限1万円（ただし、障害者公共交通機関利用助成を併用する場合の奨励金の上限は4千円となります））を支給します。事業への参加を希望される方は、広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター、市高齢福祉課または各区福祉課へお問い合わせください。



## 9 重度障害者福祉タクシー利用助成

心身障害者（児）がタクシーを利用する場合、タクシー料金を一部助成します。

〔対 象〕 ① 身体障害者

ア 身体障害者手帳所持者で、次の表の障害に該当する方

障 害 区 分	障 害 の 程 度
視覚障害	1・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の各機能障害	1・2級 (それぞれの機能障害ごと)
肢体不自由	第1種

イ ア以外で補装具として車いすの交付を受けている方

② 知的障害者

療育手帳所持者で、㉠・Aに該当する方

※障害者公共交通機関利用助成を受けた方および、高齢者いきいき活動ポイント事業を選択された方は対象となりません。

〔助成額等〕 1年間に500円を限度額とする乗車券を、52枚を限度に交付します。

(じん臓1級の人工透析治療者は1年間に52枚を限度として追加交付します。)

〔利用方法〕 タクシー事業者が実施している1割引の適用があるため、身体障害者手帳または療育手帳を提示し、割引後のタクシー乗車料金を福祉タクシー乗車券と現金等で支払ってください。

(注) 広島市と契約しているタクシー事業者に限り使用できます。

〔所得制限〕 本人の所得により対象とならない場合があります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

### 《障害者に対するタクシー料金割引について》

〔対 象〕 身体障害者手帳または療育手帳所持者

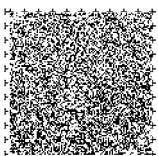
〔内 容〕 「タクシーメーター器表示額」に0.9を乗じ、10円未満の端数を切捨てた額がタクシー料金になります。

〔利用方法〕 身体障害者手帳または療育手帳※を提示して料金を支払ってください。

※「ミライロID」については、タクシー事業者に直接お問い合わせください。

### 《高齢者いきいき活動ポイント事業について》

重度障害者福祉タクシー利用助成と高齢者いきいき活動ポイントを併用することはできません。他の利用券等を選択した場合は併用することができますが、その場合の高齢者いきいき活動ポイントの上限は4千円となります。





## 10 障害者福祉バスの運行

障害者団体やグループが各種の講演会・研修会やスポーツ・レクリエーションなどに参加する場合に、車いす用リフト付バスを運行しています。

なお、申込みは利用日の3か月前から受け付けます。(3か月前が受け付けできない日にあたる時は次の受付日)(ただし、毎月1日～15日利用分については、“重度身体障害者のうちリフト付きでなければ外出が“困難な方”を1名以上含む団体”に限り、利用日の“3か月と10日前”から受け付けます。)

〔運行台数〕 2台(ただし、そのうち1台は、土・日・祝日のみ運行)

〔利用要件〕 10人以上定員以内で、構成員のおおむね半数以上が、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受け、かつ、広島市内に居住していること。

〔定員〕 26人(座席24人、車いす固定4人)、土・日・祝日運行バスについては26人(座席22人、車いす固定4人)

〔利用料〕 無料 (ただし、燃料費、有料道路通行料金、駐車料金、  
1泊2日で利用する場合の運転手の宿泊料などは利用者負担)

〔申込先〕 (公社) 広島市身体障害者福祉団体連合会

TEL 263-4524 FAX 263-9713

定休日 土、日、祝日

6

## 11 リフト付タクシーの運行

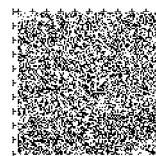
車いす使用者などの社会参加の促進および移動手段の確保を図るため、市の補助を受けて、車いすや電動車いすのまま乗り降りできる(2台まで乗車可能)車いす専用または寝台・車いす兼用のリフト付きタクシーが次のとおり運行しています。

〔市の補助を受けてリフト付タクシーを運行しているタクシー事業者〕

事業者名	所在地	TEL (FAX)
関西タクシー(株)	〒732-0045 東区曙一丁目8-1 〒739-0311 瀬野(営) 安芸区瀬野一丁目14-29	262-9151 (263-4169) 894-8484
(有)やぐちタクシー	〒739-1742 安佐北区亀崎二丁目19-1	842-1175 (845-4801)

〔利用方法〕 タクシー事業者に直接お問い合わせください。

〔利用料〕 利用者負担 (タクシー事業者に直接お問い合わせください。)



せいかつくんれん  
12 生活訓練など

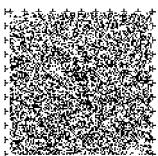
日常生活上必要な一般知識や技術を身につけるとともに、意見・情報の交換、交流の場を設け円滑な社会生活を営めるよう、次の事業を実施しています。

## (1) 視覚障害者を対象とした訓練など

事業名	訓練内容	問合せ先
視覚障害者 家庭生活訓練	女性に対して、家庭での日常生活に必要な訓練を行っています。 (編物教室、生花教室、料理教室、 研修会など)	(公社) 広島市視覚障害者福祉協会 TEL: 264 - 4966 (FAX: 567 - 4977)
視覚障害者 社会生活教室開催	社会生活に必要な知識の習得や交流の 行える場を設けています。 (研修会、講演会、パソコン教室、 コーラス、カラオケ教室など)	同 上
中途失明者 緊急生活訓練	中途失明者に対して、緊急的な生活訓練 を行います。 〔感覚訓練、点字教室〕	同 上
中途失明者 歩行訓練	専門の歩行訓練士による歩行訓練、助 言・指導を行っています。 訓練期間 原則として1年以内	区福祉課(裏表紙) 市障害福祉課 TEL: 504 - 2147 FAX: 504 - 2256

## (2) 聴覚障害者を対象とした訓練など

事業名	訓練内容	問合せ先
ろうあ者 社会生活教室開催	社会生活に必要な知識の習得や交流の 場を設けています。 (手話研究会、映画研究会、 料理教室、国語教室など)	(一社) 広島市ろうあ協会 TEL: 262 - 2579 (FAX 兼用)
中途失聴者 社会生活教室開催	社会生活に必要な知識の習得や交流の 場を設けています。 (要約筆記研究、中途失聴・難聴者 相談、難聴者教室など)	広島市中途失聴・難聴者協会 TEL: 263 - 4698 (FAX 兼用)



## (3) 肢体不自由者を対象とした訓練など

事業名	訓練内容	問合せ先
肢体障害者 生活行動訓練	義肢装着訓練や機能回復訓練（グラウンドゴルフ等）を行っています。	（公社）広島市身体障害者福祉団体連合会 TEL：263-4524 FAX：263-9713
在宅障害者 青年教室開催	脳性まひ者などを中心として、スポーツやレクリエーションの集いを開催します。	広島市中心身障害児者父母の会 TEL：231-1142 (FAX 兼用)

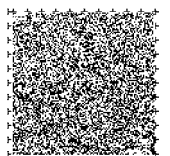
## (4) 知的障害者を対象とした訓練など

事業名	訓練内容	問合せ先
生活自立訓練	保護者のもとで在宅生活を営んでいる知的障害者（児）を対象に、保護者のもとを離れて、短期間の宿泊生活訓練を行い、独立自活のための能力、自覚を養います。	（福）広島市手をつなぐ育成会 TEL：537-1772 FAX：537-1778
レクリエーション 教室開催	保護者のもとで在宅生活を営んでいる知的障害者を対象に、スポーツやレクリエーションの集いを開催します。	同上

## 13 けんこう健康づくり事業 じぎょう

障害者のグループや団体からの依頼等に基づいて地域に出向き、簡単な体操・運動の実技指導等を実施することにより、外出機会の少ない在宅の障害者（こどもから高齢障害者）の方の健康づくりを行います。

〔申込先〕 広島市障害者スポーツ協会（TEL・FAX 263-3394）



## 14 スポーツの振興<sup>しんこう</sup>

障害者のスポーツの振興を図るため、次のようなスポーツ大会・スポーツ教室などを開催しています。

### (1) 障害者スポーツ大会（個人競技）

大会名	問合せ先
ボウリング大会	広島市障害者スポーツ協会 （広島市心身障害者福祉センター内） TEL・FAX 263 - 3394
陸上競技大会	
フライングディスク大会	
ポッチャ大会	
水泳大会	
卓球大会	

※ なお、この大会に参加された方の中から、全国障害者スポーツ大会への本市代表選手を派遣しています。

### (2) スポーツ教室など

広島市心身障害者福祉センターで、車いすバスケットボール、車いすテニス・水泳などの教室を開催しています。

詳しくは、心身障害者福祉センター（92頁）にお問い合わせください。

### (3) スポーツ大会出場費補助金

障害者の社会参加とスポーツ競技力の向上等を促進するため、各種障害者スポーツ大会に出場する選手またはチームに対し、参加費用の一部を補助します。

〔補助対象となる大会〕

- ① 全国障害者スポーツ大会中国・四国ブロック予選会
- ② 全国規模の大会（全国障害者スポーツ大会を除く。）
- ③ 国際大会

（注）ただし、広島市内で開催される大会は除く（その他、要綱に掲げる条件を満たす大会に限る。）。

〔補助金額（上限）〕

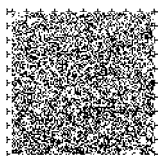
- ① チーム 選手×1万円
- ② 選手 1万円（各年度上限5万円） / チーム 選手×1万円（各年度1回限り）
- ③ 選手 5万円（ただし国内開催の場合は1万円）

〔提出書類〕 ※大会の7日前までに提出

- ・障害者スポーツ大会出場費補助金交付申請書
- ・チーム構成員（団体競技のみ）
- ・収支予算書
- ・出場する大会の概要が確認できる書類（開催要綱等）
- ・大会に出場することが確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

〔補助対象経費〕 交通費、宿泊費、保険料、参加負担金

詳しくは、市障害福祉課（裏表紙）にお問い合わせください。



## 15 交通用具として使う自転車等の利用促進

一定の障害を持つ方自らが交通用具として使う自転車（原動機付自転車（50cc 以下）を含む。）について、放置自転車の撤去の対象から除外することにより、障害を持つ方の自立した日常生活や社会活動を支援することを目的としています。

〔対象者〕 身体の障害により、長距離の歩行（300m 程度の連続歩行）や駐輪場のスロープ・階段の通常の昇降が困難と認められる方で次のいずれかに該当する方

- (1) 次に掲げる身体障害者障害程度等級表に該当する方  
下肢、体幹、移動機能、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能の障害
- (2) (1)以外の方で、症状が固定している病気により、歩行が困難であることが、医師の診断書により確認できる方

〔問合せ先〕 申請に当たっては、市自転車都市づくり推進課（TEL 504-2349）にお問い合わせください。

## 16 身体障害者補助犬健康管理費の支給

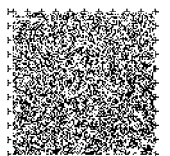
身体障害者補助犬法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用し、かつ、養育している方に、身体障害者補助犬の養育に要する費用の一部を支給します。

〔対象〕 次のすべてに該当される方

- ① 市内に居住している方
- ② 身体障害者補助犬を使用し、かつ、養育している方
- ③ 原則としてその年度の市町村民税のうち所得割の額が4万円未満の方

〔支給額〕 1頭につき、1か月あたり5,000円

〔問合せ先〕 市障害福祉課（TEL 504-2147 FAX 504-2256）



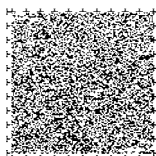
## 17 広島県思いやり駐車場利用証の交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方などに、広島県思いやり駐車場利用証の交付を行います。利用証を掲示している車両は、県内の公共・民間施設の協力により「思いやり駐車場」として登録された駐車区画を利用する車両であることが一目で分かるので、安心して駐車できます。

ただし、利用証をお持ちの方が、必ず駐車できることを保証するものではありません。また、利用証を持っていないことで、制度対象となる駐車区画に駐車できなくなるものではありません。

交付にあたっては、一定の基準がありますので広島県地域共生社会推進課等にお問い合わせください。

- 〔問合せ先〕 広島県地域共生社会推進課 (TEL 513-3144 FAX 511-6715)  
 市健康福祉企画課 (TEL 504-2144 FAX 504-2169)
- 〔交付窓口〕 市障害福祉課 (TEL 504-2147 FAX 504-2256)  
 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)



# 7 まな 学 ぶ

## 1 特別支援学校 とくべつしえんがっこう

障害のある幼児児童生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」をつちかうことをねらいとして、特別支援学校の専門性にに基づき、一人一人の障害の状態等に応じて、様々な工夫と配慮のもとに、きめ細かな教育を行う学校です。  
〔所在地〕

### ① 特別支援学校（視覚障害）

学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
県立広島中央 特別支援学校	幼・小・中・高	〒732-0009 東区戸坂千足二丁目1-4	229-4134 (229-4136)

### ② 特別支援学校（聴覚障害）

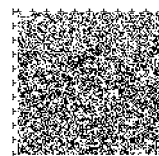
学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
県立広島南 特別支援学校	幼・小・中・高	〒730-0822 中区吉島東二丁目10-33	244-0421 (244-0423)

### ③ 特別支援学校（知的障害）

学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
市立広島 特別支援学校	小・中・高	〒734-0013 南区出島四丁目1-1	250-7101 (250-7102)
県立広島北 特別支援学校	小・中・高	〒731-0212 安佐北区三入東一丁目25-1	818-1201 (818-1203)
県立広島 特別支援学校	小・中・高	〒739-1743 安佐北区倉掛二丁目47-1	843-1811 (843-1813)
県立廿日市 特別支援学校	小・中・高	〒738-0034 廿日市市宮内877-2	(0829) 39-1995 ((0829) 39-6643)
県立呉特別支援学校	小・中・高	〒737-0911 呉市焼山北三丁目22-1	(0823) 33-0300 ((0823) 33-0308)

### ④ 特別支援学校（病弱）

学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
県立広島西 特別支援学校	小・中・高	〒739-0651 大竹市玖波四丁目6-10	(0827) 57-1000 (0827) 57-1001)



## ⑤ 特別支援学校（肢体不自由）

学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
県立広島 特別支援学校	小・中・高	〒739-1743 安佐北区倉掛二丁目47-1	843-1811 (843-1813)
県立西条 特別支援学校	小・中・高	〒739-0036 東広島市西条町田口314	(082) 425-1377 ( (082) 425-5185)

## とくべつし えんがっきゅう 2 特別支援学級

小・中学校には、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性などに応じた教育を行うために、特別支援学級が設けられています。（年度によっては、設置されていない学級種別があります。）

〔学級種別〕 知的障害、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

## つうきゅう し どうきょうしつ 3 通級指導教室

小・中・高等学校には、通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた指導の場として通級指導教室が設けられているところがあります。

〔教室種別〕 小：言語障害、情緒障害、弱視

中：情緒障害

高：情緒障害

## きょういく そうだんかっどう 4 教育相談活動

障害のある子どもについての就学・教育相談を行っています。

〔対 象〕 幼児、児童、生徒、その保護者および教育関係職員

〔手 続〕 保護者または教育関係職員が事前に電話などで申し込んでください。

〔申 込 先〕 広島市青少年総合相談センター

所在地 中区国泰寺町一丁目4-15

（市役所北庁舎別館1階）

T E L 504-2197

広島市青少年総合相談センター（分室）

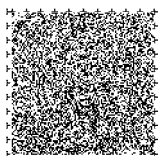
所在地 東区光町二丁目15-55

（広島市児童総合相談センター3階）

T E L 264-0422

F A X 264-0436

〔相 談 日〕 毎週月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始、8月6日を除く。）





## 5 特別支援学校就学奨励費の支給

特別支援学校に就学している幼児児童生徒の保護者に対し、学用品購入費などの経費が援助されます。

〔対 象〕 特別支援学校に就学している幼児児童生徒の保護者

〔援助の種類〕 ①教科用図書購入費 ②学校給食費 ③交通費（通学費（本人・付添人）・交流および共同学習費） ④寄宿舍居住に伴う経費（帰省費（本人・付添人）含む。） ⑤修学旅行費（本人・付添人） ⑥校外活動等参加費（本人・付添人） ⑦職場実習に係る経費（交通費・宿泊費） ⑧学用品・通学用品購入費 ⑨新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費 ⑩オンライン学習通信費

（注）・世帯の所得額や所属学部などに応じて、対象となる援助の種類および援助の額が異なります。

・生活保護（教育扶助）等他の補助を受けている場合は、重複支給できない費目があります。

・負担した実費額について、領収書を提出していただくものがあります。

〔手 続〕 幼児児童生徒が就学している特別支援学校に所定の申請書を提出してください。原則、全員申請していただきます。

## 6 特別支援教育就学奨励費の支給

障害のある児童生徒が広島市内の公立または私立の小・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、家庭の経済状況等に応じて、保護者が負担する学用品購入費などの経費を援助します。

〔対 象〕 (1) 特別支援学級の児童・生徒

(2) 通級指導教室の児童・生徒（(3)に該当する方を除く。）

(3) 通常の学級（通級指導教室を含む。）の児童・生徒のうち学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する方

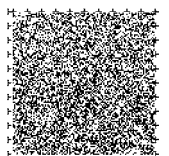
〔援助の種類〕 ①新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ②学用品・通学用品購入費 ③校外活動費 ④学校給食費 ⑤修学旅行費 ⑥野外活動費 ⑦通学費 ⑧通学付添費 ⑨交流学习交通費 ⑩職場実習交通費 ⑪拡大教材費

（広島市立の小・中学校の通級指導教室に通う場合は通学費・通学付添費のみ対象）

（注）・世帯の所得額に応じて、対象となる援助の種類および援助の額が異なります。

・就学援助や生活保護など他の教育扶助を受けておられる場合、学用品費など重複した費目については就学奨励費の支給対象外となります。

〔手 続〕 児童生徒が就学している小・中学校に所定の申請書を提出してください。



# 8 はたら 働 <

## 1 しょうがいしゃ しょうぎょうしょうかい 障害者の職業紹介

障害者の就職については、公共職業安定所に専門の係が置かれ、求人・求職の受付から就職後のアフターケアまで一貫して行われています。

〔所在地〕

安定所名	所在地	管轄地域 (広島市域のみ記載)	TEL (FAX)
ハローワーク広島	〒730-8513 中区上八丁堀8-2	中区、西区、安佐南区、 佐伯区(湯来町・杉並台を 除く。)	223-8609 (223-5122)
ハローワーク 広島東	〒732-0051 東区光が丘13-7	東区、南区、安芸区	264-8609 (264-1355)
ハローワーク可部	〒731-0223 安佐北区可部南三丁目3-36	安佐北区	815-8609 (814-6222)
ハローワーク 廿日市	〒738-0033 廿日市市串戸四丁目9-32	佐伯区のうち 湯来町・杉並台	0829-32-8609 (0829-32-3350)

## 2 ひろしましょうがいしゃしょうぎょう 広島障害者職業センター

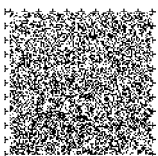
公共職業安定所と連携し、障害のある方の就職・継続就労、事業主の採用・雇用管理をお手伝いするための次の業務を行っています。

- ①就職活動の方向性などを検討するための職業相談・職業評価
- ②自分に合った仕事選びや継続就労を実現するための職業準備支援
- ③ジョブコーチによる職場適応支援
- ④メンタルヘルス不調で休職中の方が職場に復帰するための支援
- ⑤障害者の雇用や雇用継続に係る事業主への相談、支援
- ⑥その他 障害者の就労および職業の安定に係る相談、情報提供など

〔相談方法〕 事前に電話等で予約して来所してください。ハローワーク等で職業相談を行っている方は、担当者を通してご連絡ください。

〔所在地〕

施設名	所在地	設置主体	TEL (FAX)
広島障害者 職業センター	〒730-0004 中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル12F	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構	502-4795 (211-4070)



### 3 障害者就業・生活支援センター

障害者の職業的自立のため、身近な地域で就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、関係機関と連携しながら、就業およびそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等を行っています。

- 〔事業内容〕
- ① 就業に関する相談支援
  - ② 雇用管理に係る事業主への助言
  - ③ 職場定着の支援
  - ④ 日常生活・地域生活に関する助言

〔手続〕 直接申し込んでください。

〔所在地〕

施設名	所在地	設置主体	TEL (FAX)
広島障害者就業・生活支援センター	〒733-0011 西区横川町二丁目5-6 メゾン寿々屋201号	(福) 広島市 手をつなぐ育成会	297-5011 (297-5012)
広島東障害者就業・生活支援センター	〒732-0053 東区若草町15-20 就労サポートセンター SOAR 5階	(福) つつじ	262-5100 (262-5102)

### 4 障害者合同面接会の開催

ハローワークなどとの共催により、就職を希望する障害者と障害者の雇用を希望している事業所とが一堂に会して、面接を行う合同面接会を開催しています。

〔時期〕 10月

〔問合せ先〕 ハローワーク (86頁)

### 5 トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)

就職が困難な障害者を、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成し、求職者の適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。

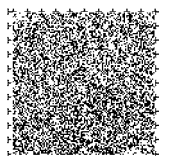
事業主に対して、障害種別とトライアル期間に応じて、一定額の助成金が支給されます。

〔助成機関〕 最長3か月 (精神障害者：最長6か月)

短時間で働ける障害者のためには、「障害者短時間トライアルコース」をご活用ください。

(助成期間：最長12ヶ月)

〔問合せ先〕 ハローワーク (86頁)



## 6 広島障害者職業能力開発校

ひろしましょうがいしゃしよくぎょうのうりよくかいはつこう

障害のある方々に、様々な職種についての知識や技術、技能を習得していただくために、国が設置し、県が委託を受けて運営する職業能力開発施設です。

〔訓練の種類〕

- 1 施設内訓練：普通職業訓練として、2年課程3科、1年課程3科・6か月課程1コースの訓練を下記所在地で実施しています。
- 2 委託訓練：離職者等の再就職を目的として、民間教育機関等に委託して、県内各地（広島・福山・呉等）で実施しています。
- 3 在職者訓練：在職者の能力開発のための短期間の訓練を実施しています。

〔訓練対象者〕 就労する意思があり、職業訓練を通じ職業的自立が見込まれる方

- 身体障害者：障害の状況が固定している方
- 精神障害者：症状が安定しており、通校が可能な方
- 知的障害者
- 発達障害者、高次機能障害者、その他

〔訓練科目および訓練期間〕

施設内訓練：2年課程 CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科  
 1年課程 OA事務科、OA事務科(音声パソコンコース)、総合実務科、事務実務科  
 6か月課程 総合実務科（チャレンジコース）  
 （事務実務科・総合実務科は15歳以上、その他は18歳以上の方）

委託訓練：1か月から3か月

パソコンビジネス科、介護サービス科等  
 （科目によって訓練対象者が異なります。）

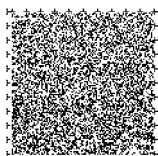
在職者訓練：12時間以上

要望に応じて科目を設定します。

〔所在地〕

施設名	所在地	設置主体	TEL (FAX)
広島障害者 職業能力開発校	〒734-0003 南区宇品東四丁目1-23	国	254-1766 (254-1716)

〔問合せ先〕 ハローワーク（86頁）、同校



## 7 障害者職業能力開発事業（障害者職業能力開発プロモート事業）

市内の障害福祉サービス事業所、地域活動支援センターⅢ型、特別支援学校や、民間企業等にニーズを合わせ、参加する障害者の障害特性に配慮しながら、実施方法や内容などを事業所等と協議して決めるなど、きめ細やかに対応した障害者職業能力開発説明会等を実施しています。  
〔問合せ先〕市障害自立支援課（TEL 504-2148 FAX 504-2256）

## 8 重度障害者雇用モデル企業

重度身体障害者を雇用するとともに、民間企業に対する障害者の雇用についての意識啓発を図るため、広島市、広島県および㈱サンネットの共同出資により設立した第3セクター企業です。

- 〔事業内容〕
- ① システムインテグレーション
  - ② ソフトウェア開発
  - ③ アウトソーシング（受託処理）
  - ④ ネットワークシステム構築
  - ⑤ データエントリ（データ入力）

〔所在地〕

施設名	所在地	TEL (FAX)
㈱広島情報シンフォニー	〒732-0068 東区牛田新町二丁目2-1	222-8211 (223-8010)

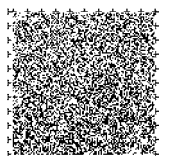
## 9 障害福祉サービス事業所通所者交通費助成

就労継続支援事業所、生活介護事業所に通所するための交通費を助成します。

〔対象者〕 支給決定を受けて上記サービスを利用している障害者（通所による利用に限ります。）のうち、市内に住所を有する方で、対象収入から助成金相当額を控除した後の額が27万円以下の方（生活保護受給者は除く。）

〔対象施設〕 就労継続支援事業所、生活介護事業所

〔助成額〕 本人が居住地から施設の通所に要する、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路および方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した金額



## 10 地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成

地域活動支援センターⅢ型に通所するための交通費を助成します。

〔対 象〕 本市が地域活動支援センターⅢ型の運営費補助の算定対象としている施設に通う障害者で、本人の費用徴収対象収入から通所経費を控除した額が27万円以下の方

〔助 成 額〕 本人が居住地から施設の通所に要する、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路および方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した金額

## 11 広島市就労支援センター

市内の障害者就労施設の仕事の受注拡大や、そこで作った製品の販路拡大等を行うとともに、企業等への営業活動を行っています。

〔所 在 地〕 〒733-0011 西区横川町三丁目2-46

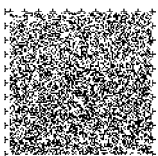
TEL 537-1331 FAX 537-1332

## 12 広島県就労振興センター

県内の障害者就労施設で作った製品の、販路拡大や開発支援をしています。紙屋町地下街にある「ふれ愛プラザ」は、直営販売店です。一般就労の相談も実施しています。

〔所 在 地〕

施 設 名	所 在 地	TEL (FAX)
広島県就労振興センター	〒732-0816 南区比治山本町12-2	252-3100 (252-3155)



### 13 更生訓練費の支給

就労移行支援事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。

〔支給対象〕 上記サービスの支給決定を受けて更生訓練を受けている障害者のうち、生活保護受給者または対象となる収入（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の方。

〔支給内容〕 参考書・ノート・訓練用具の購入費等および通所の場合の交通費など訓練に要する費用について、サービス等の種類・訓練日数に応じて支給されます。

### 14 公共施設内の売店設置

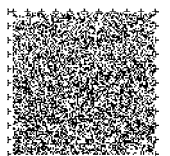
身体障害者が、公共的施設内で新聞・書籍・たばこ・事務用品・食料品などを販売する売店を設けようとするときは、内容によって便宜が与えられることがあります。

〔手続〕 売店を設置しようとする公共的施設の管理者に申請して、許可を受けてください。

### 15 専売品の販売

身体障害者が、たばこ小売人の指定を受けようとするときは、特別の配慮を受けることができます。

〔手続〕 日本たばこ産業株式会社の各支店または営業所に申請してください。



## 9 しょうがいふくし いがい しせつ 障害福祉サービス以外の施設サービス

身体障害者（児）や知的障害者（児）のために種々の施設があり、生活訓練、職業訓練等を行っています。なお、施設によっては、本人および扶養義務者の収入により、費用の一部を負担していただきます。

### しんたいしょうがいしゃ しせつ <身体障害者施設>

#### ふくし 1 福祉ホーム

家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備の利用とともに日常生活に必要な便宜を提供する施設です。

[所在地]

施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
福祉ホーム ハッピーホーム	〒730-0823 中区吉島西二丁目3-20	8	(福) もみじ福祉会	545-1100
福祉ホーム 夢トピア	〒733-0036 西区観音新町三丁目9-9	10	(福) もみじ福祉会	503-5757 (295-0303)

[利用方法] ホームに直接お問い合わせください。

#### しんたいしょうがいしゃふくし 2 身体障害者福祉センター

心身障害者に対し、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなどのために必要なサービスを提供する施設です。

[所在地]

施設名	所在地	経営主体	TEL (FAX)
広島市心身障害者 福祉センター	〒732-0052 東区光町二丁目1-5	広島市（運営主体：(福) 広島市社会福祉事業団）	261-2333 (261-7789)

[利用方法] センターに直接お問い合わせください。

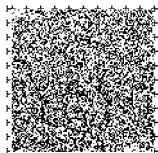
#### てんじとしょかん 3 点字図書館

視覚障害者情報提供施設で、点字図書、録音図書の貸出および閲覧等を行う施設です。

[所在地]

施設名	所在地	経営主体	TEL (FAX)
広島県立視覚障害者 情報センター	〒732-0009 東区戸坂千足二丁目1-5	広島県（運営主体：(福) 広島 県視覚障害者団体連合会）	229-7878 (229-7909)

[利用方法] 情報センターに直接お問い合わせください。





## じどうふくし しせつ 〈児童福祉施設〉

### 1 医療型児童発達支援センター

障害児の日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応を図るとともに、必要な医療を提供する施設です。

〔所在地〕

施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
広島市こども療育センター二葉園	〒732-0052 東区光町二丁目15-55	40	広島市(運営主体:(福)広島市社会福祉事業団)	263-0683 (261-0545)
広島市北部こども療育センターわかば園	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70	20	〃	814-5801 (815-0541)

〔入所相談〕 児童相談所(裏表紙)

### 2 医療型障害児入所施設

障害児を入所させて保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識の付与および治療を目的とした施設です。

〔所在地〕

施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
重症児・者福祉医療施設 鈴が峰	〒731-5122 佐伯区五日市町皆賀104-27	100	(福) 三 篠 会	943-8888 (943-7788)

〔入所相談〕 児童相談所(裏表紙)

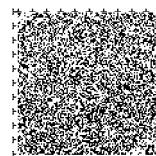
### 3 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、または保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を主として行い、あわせて退所した方について相談その他の援助を行う施設です。

〔所在地〕

施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
広島市こども療育センター愛育園	〒732-0052 東区光町二丁目15-55	入所 28 通所 15	広島市(運営主体:(福)広島市社会福祉事業団)	263-0683 (261-0545)

〔入所相談〕 療育相談所または児童相談所(裏表紙)



#### 4 福祉型障害児入所施設

障害児を入所させて保護し、日常生活の指導、知識・技能の付与を図ることを目的とした施設です。

〔所在地〕

施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
似島学園高等養護部	〒734-0017 南区似島町長谷1487	40	(福) 似島学園	259-2165 (259-1021)
太田川学園 児童部	〒731-3164 安佐南区伴東三丁目16番1	21	(福) 三矢会	848-0130 (848-0810)
瀬野川学園	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	20	(福) 柏学園	894-8958 (894-0403)
見真学園児童部	〒731-5102 佐伯区五日市町石内1920	20	(福) 順源会	928-0815 (928-1007)

〔入所相談〕 児童相談所（裏表紙）

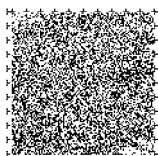
#### 5 福祉型児童発達支援センター

障害児の日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応を図ることを目的とした施設です。

〔所在地〕

施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
広島市こども療育 センター育成園	〒732-0803 南区南蟹屋二丁目1-11	30	広島市(運営主体: (福) 広島市社会福祉事業団)	287-3810 (287-3866)
広島市こども療育 センター山彦園	〃	30	〃	287-3830 (287-3866)
こども発達支援センター ひゅーるぼん	〒731-0102 安佐南区川内六丁目28-15	40	特定非営利活動法人コミュニ ティリーダー ひゅーるぼん	831-6888 (831-6889)
広島市北部こども療育 センターくすのき園	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70	40	広島市(運営主体: (福) 広島市社会福祉事業団)	814-5801 (815-0541)
広島市西部こども療育 センターなぎさ園	〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18	80	〃	943-6831 (943-6865)
児童発達支援センター エポック幼稚舎	〒733-0822 西区庚午中四丁目3番34号	40	社会福祉法人 尾道さつき会	507-5222 (507-5223)

〔入所相談〕 児童相談所（裏表紙） ※ こども発達支援センターひゅーるぼん、児童発達支援センターエポック幼稚舎については直接事業所へご相談ください。



## 6 保育園等

保護者が働いていたり、病気などのため、家庭で育児をすることができない場合に、保護者に代わって保育を行う施設です。

〔保育園数〕 185 か所（公立 87 か所、私立 98 か所）

〔認定こども園数〕 61 か所（公立 1 か所、私立 60 か所）

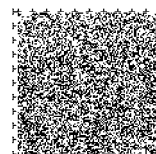
〔小規模保育事業所数〕 50 か所（私立）

〔事業所内保育事業所数〕 13 か所（私立）

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課児童福祉係）（綴じ込み）

### 《障害児保育》

保育園等での集団生活が可能の場合は入園できますので、福祉事務所へご相談ください。



## 《その他の施設》

### 1 地域活動支援センターⅡ型事業

就労が困難な在宅障害者に対し、創作的活動や機能訓練、社会との交流の促進などのサービスを実施します。

〔所在地〕

施設名	所在地	経営主体	TEL (FAX)
集いの場 あゆみ	〒730-0813 中区住吉町10-2-102	NPO法人エス・アイ・エヌ	567-5584 (567-4607)
広島市心身障害者福祉センター	〒732-0052 東区光町二丁目1-5	(福) 広島市 社会福祉事業団	261-4853 (261-4853)
広島市西部障害者 デイサービスセンター	〒733-0833 西区商工センター八丁目3-12	(福) 広島市 手をつなぐ育成会	279-6075 (279-6375)
広島市北部障害者 デイサービスセンター	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70	(福) 広島市 社会福祉事業団	815-0510 (815-0541)
デイサービスセンター “美&はっぴー”	〒739-1732 安佐北区落合南一丁目53-8-3	NPO法人みんなでスク ラム生活支援センター	845-0267 (841-4331)
広島市東部障害者 デイサービスセンター	〒736-0082 安芸区船越南三丁目2-16	(福) 広島市 手をつなぐ育成会	824-1036 (824-1037)
湯来障害者 デイサービス事業所	〒738-0601 佐伯区湯来町和田333	NPO法人 サンピアゆき	0829-83-0858 (0829-83-0195)

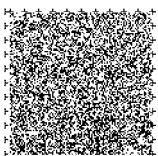
〔窓 口〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

### 2 地域活動支援センターⅢ型事業

一般企業で就労することが困難な障害者に、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う施設です。

〔所在地〕

施設名	所在地	経営主体	TEL (FAX)
ワークショップ 西風舎	〒733-0815 西区己斐上2-6-7	特定非営利活動法人 ワークショップ西風舎	274-0924 (FAX兼用)
アイ・サン・サン (輝く瞳) 作業所	〒733-0852 西区鈴が峰町41-1	有限会社 キングリバース	277-4410 (FAX兼用)
みのり作業所	〒731-0102 安佐南区川内一丁目34-11	特定非営利活動法人 みのり会	877-6099 (FAX兼用)
あかね作業所	〒731-0153 安佐南区安東二丁目4-12	特定非営利活動法人 あかね福祉会	872-5070 (FAX兼用)
木の花作業所	〒731-0235 安佐北区可部町勝木1698-1	特定非営利活動法人 KONOHANA	819-1233 (FAX兼用)



# 10 りょうきん げんめん 料金の減免など

## 1 ぜい きん 税 金

障害のある方、障害のある方を扶養している方については、所得税や市県民税、相続税などの軽減が行われています。

### (1) 所得税、市県民税

#### 〈所得税・市県民税の所得控除〉

##### ア 障害者控除

〔対 象〕 障害者および同一生計配偶者または扶養親族が障害者である方  
次の区分に応じて、該当する欄の控除額が所得金額から控除されます。

区 分	所得税控除額	市県民税控除額
①本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族（※）が （身体障害者手帳3～6級） （療育手帳B、B） などに該当する場合	27万円	26万円
②本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族（※）が （身体障害者手帳1、2級） （療育手帳A、A） などに該当する場合	40万円	30万円
③同一生計配偶者または扶養親族（※）が上記の区分②（特別障害者）に該当し、かつ、本人など同居を常況としている場合	75万円	53万円

※本人と生計を一にする配偶者または親族で、所得税はその年中の、市県民税は前年の合計所得金額が48万円以下の方。

##### イ 小規模企業共済等掛金控除

心身障害者扶養共済制度の契約に基づく掛金について、所得金額から控除されます（なお、この制度の給付金（脱退一時金を除く。）については非課税になります。）。

#### 〈所得税・県民税利子割の非課税〉

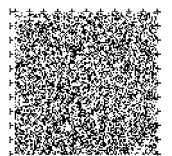
身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方や、障害基礎年金・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している方などは、銀行などの預貯金、公債それぞれの元本350万円までの少額貯蓄非課税制度の適用対象とされている預貯金などの利子などについて、所得税および県民税利子割が非課税になります（この制度を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などで手続きが必要です）。  
注）上記の所得税に関する内容は、令和5年4月1日現在の法令に基づいて説明したものです。

#### 〈市県民税の非課税〉

障害のある方は、前年の合計所得金額が135万円以下の場合には、市県民税は非課税になります。

〔手 続 き〕 税務署または市税事務所・税務室（123頁）に申告してください（勤務先で年末調整された方や前年の所得が公的年金等に係る所得のみの方などで、申告が不要な方を除きます。）。ご不明な点がある場合は、所得税については税務署、市県民税（県民税利子割を除く。）については市税事務所・税務室にお問い合わせください。

〔 広島東税務署 TEL 227-1155	〔 廿日市税務署 TEL (0829)32-1217
南 〃 〃 253-3281	海 田 〃 〃 823-2131
西 〃 〃 234-3110	吉 田 〃 〃 (0826)42-0008
北 〃 〃 814-2111	



## (2) 相続税の障害者控除

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

## (3) 特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、①特別障害者および②障害者のうち精神に障害がある方をいいます。

## (4) 消費税の非課税

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負および身体障害者用物品の修理のうち一定のものについては消費税が課せられません。

〈例〉身体障害者用の改造自動車

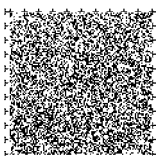
身体障害者による運転に支障がないよう、一定の改造が施されている自動車および車いすまたは電動車いすを使用する者を車いすなどととも搬送できるよう、昇降装置の装備など一定の改造が施されている自動車は、その譲渡、貸付けおよび製作の請負と、一定の修理について消費税が課せられません。

## (5) 事業税の非課税

重度の視力障害者（失明者または両眼の視力（屈折異常のある方については矯正視力について測定したものをいう。）が0.06以下）の方が、あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を営まれる場合は事業税が課せられません。

〔手続〕 県税事務所に申告してください（税務署または市税事務所・税務室に申告した方は、事業税の申告は必要ありませんが、この場合はそれぞれの申告書の「事業税に関する事項」欄に必要事項を記入してください。）。

（西部県税事務所 個人課税課 TEL：513-5361）



### (6) 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

障害者または障害者の家族が所有し、専ら障害者のために使用される場合などの自動車や軽自動車は、自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免される場合があります。なお、減免の対象となる方は、障害の区分、程度などに一定の基準があります。

〔手続〕 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）については西部県税事務所に、軽自動車税（種別割）については中央市税事務所軽自動車税係または各市税事務所管理係・税務室（123頁）に申請してください。

・自動車税（種別割）

西部県税事務所 自動車税課 自動車課税第二係 TEL：0570-017-707

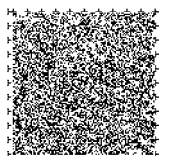
※IP電話・一部のダイヤル回線をご利用の方は、513-5374をご利用ください。

※減免申請については西部県税事務所廿日市分室（0829-32-1181）でも受付を行っています。

・自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

西部県税事務所 観音庁舎（中国運輸局広島運輸支局内）

TEL 232-7694



こうつううんちん わりびき  
**2 交通運賃の割引**

※交通運賃の割引制度の適用については、それぞれの交通事業者の定める方法によりますので、詳細については各交通事業者にご確認ください。

※株式会社ミライロが提供するスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」のご利用については、各交通事業者にお問い合わせください。

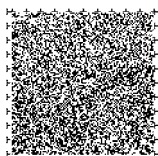
(1) 第1種の身体障害者手帳または第1種の療育手帳所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR (バス・フェリーを除く。)	普通乗車券	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口(またはみどりの券売機プラス)で手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	〃	対象外	〃	対象外	
	普通急行券	〃	対象外	〃	対象外	
	定期乗車券	〃	対象外	介護者のみ5割引	対象外	

※障害者および介護者が12歳以上の場合、自動券売機で小児片道乗車券を購入し、乗車することができます。この場合は、改札時に係員が手帳を確認させていただきます。

※障害者が6歳未満の場合は、介護者が5割引、本人は無料になります。

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時および搭乗時に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時および降車時に手帳を提示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引(介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	割引PASPY(こども用はこども割引PASPY)	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引(介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	バスの場合と同じ
	定期乗車券	1ヶ月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引(介護者2人まで無賃)	1ヶ月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
	割引PASPY	本人のみ5割引(介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があった場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	窓口での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	割引PASPY(こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	対象外	
旅客船(似島汽船株)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船(同バンカーサプライ)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船(同金輪島会)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	





## (2) 第2種の身体障害者手帳または第2種の療育手帳所持者

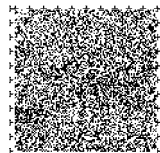
交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR (バス・フェリーを除く。)	普通乗車券	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口(またはみどりの券売機プラス)で手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	対象外	対象外	対象外	対象外	
	普通急行券	対象外	対象外	対象外	対象外	
	定期乗車券	対象外	対象外	介護者のみ5割引	対象外	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時および搭乗時に手帳を提示
バス	普通乗車券	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時および降車時に手帳を提示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引(介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	割引PASPY(こども用はこども割引PASPY)	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島 電車	普通乗車券	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	バスの場合と同じ
	定期乗車券	1ヶ月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引(介護者割引なし)	1ヶ月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
	割引PASPY	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
アスト ラム ライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があった場合提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	
	割引PASPY(こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	対象外	
旅客船 (似島汽船株)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (周パンカー サブライ)	普通乗船券	本人のみ5割引	5割引	本人のみ5割引	5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	対象外	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船 (周金輪島会)	普通乗船券	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	割引後の10円未満端数は切り上げ。手帳を提示
	定期乗船券	対象外	対象外	介護者のみ3割引	対象外	

(注1) 「第1種」 第1種身体障害者または第1種知的障害者(㉠、A)

「第2種」 第2種身体障害者または第2種知的障害者(㉡、B)

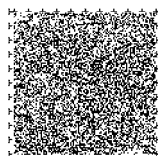
身体障害者については、身体障害者障害程度等級表(縦じ込み)に、その区分を表示しています。

(注2) 大人割引PASPYの有効期限はカードを発行した日から2年間、こども割引PASPYの有効期限は12歳になった年度の3月31日まで(4月1日生まれは11歳の誕生日後の3月31日まで)



## (3) 1級の精神障害者保健福祉手帳所持者

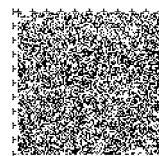
交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時、窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時および降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島 電 鉄 電 車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	バスの場合と同じ
	定期乗車券	1ヶ月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引 (介護者2人まで無賃)	1ヶ月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	定期乗車券または割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示。(ただし、本人のみの場合、降車時の提示は係員からの請求があったときのみ)
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	
アストラムライン	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	窓口での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	対象外	
旅客船 (広島汽船)	普通乗船券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	割引後の10円未満端数は切り上げ。 手帳を提示
	定期乗船券	介護者とも3割引	対象外	介護者のみ3割引	対象外	
旅客船 (南バンカーサブライ)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (南金輪島)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	



## (4) 2・3級の精神障害者保健福祉手帳所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時、窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時および降車時に手帳を提示 (普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	本人のみ3割引 (介護者割引なし)	3割引	対象外	対象外	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島 電鉄 電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	バスの場合と同じ  定期乗車券または割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示。(ただし、障害者が12歳以上の場合、降車時の提示は係員からの請求があったときのみ)
	定期乗車券	1ヶ月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引 (介護者割引なし)	1ヶ月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	対象外	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	対象外	手帳を携帯、係員から請求があった場合提示  窓口での購入時に手帳を提示し、利用時に係員から請求があった場合手帳を提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	対象外	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	対象外	
旅客船 (似島汽船株)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (南バンカーサブライ)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	
旅客船 (南金輪島会)	普通乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	—
	定期乗船券	対象外	対象外	対象外	対象外	

(注1) 大人割引PASPYの有効期限はカードを発行した日から2年間、こども割引PASPYの有効期限は12歳になった年度の3月31日まで(4月1日生まれは11歳の誕生日後の3月31日まで)



### 3 JR特急料金などの割引（「ジパング倶楽部（特別会員）」への入会）

「JR 東日本のジパング倶楽部（特別会員）」に入会することにより、JRの特急料金などが割引になります。

〔対象〕 身体障害者手帳をお持ちの方で、男性満 60 歳以上、女性満 55 歳以上の方

※次の期間にご乗車の場合は、ジパング倶楽部の割引は適用になりません。

4月27日～5月6日、8月10日～8月19日、12月28日～1月6日

〔割引内容〕 ① 割引の対象料金

JR 線を片道・往復・連続のいずれかで 201km以上利用される場合に、特急券（新幹線・在来線）、急行券、グリーン券、座席指定券の料金が対象となります。

※ 寝台料金、新幹線グリーン個室料金、新幹線「のぞみ」・「みずほ」の特急料金とグリーン料金、特急グリーン個室料金、寝台列車の個室料金は対象外です。

② 割引率

新規会員は 1～3 回までは 20%、4～20 回までは 30%

更新会員は初回から 30%

割引は 1 年間に 20 回まで、再度の発行は出来ません。

第 1 種の身体障害者手帳をお持ちの方で、介護者が同伴される場合は、介護者も同様の割引となります。

③ 入会手続

身体障害者手帳と年会費 1,400 円をお持ちになり、問合せ先へ申し込んでください。

「ジパング手帳」は申込日より約 3 週間後 JR 東日本からご自宅へ郵送されます。

④ 利用方法

乗車券などを購入される際は、ジパング手帳に必要事項を記入の上、身体障害者手帳とともに JR の主な駅、駅の旅行センター窓口または取扱いしている旅行会社の営業所窓口にご提出ください。この場合、代理の方でもお取扱いいたします。

⑤ 更新手続

更新手続は期限前月の 1 日から有効期限内に行っています。更新のお知らせは JR 東日本が行っていないため有効期限にはご注意ください。なお、期限を過ぎてから手続をした場合は「新規手帳」となります。年会費 1,400 円は銀行振込み、持参、郵送（定額小為替）のいずれかでお願います。（振込み手数料はご負担願います。）

振込み先

広島銀行 本店営業部 普通預金 0947814  
(公益社団法人) 広島市身体障害者福祉団体連合会

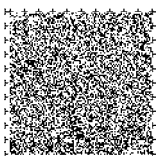
〔問合せ先〕 (公社) 広島市身体障害者福祉団体連合会

所在地 〒732-0822 南区松原町 5-1

(BIG FRONT ひろしま 5 階)

TEL : 263-4524 FAX : 263-9713

〔受付日〕 土日祝日等を除く平日 10:00～16:00



## 4 有料道路通行料金の割引

西日本高速道路株式会社などが管理する有料道路を自動車で通行する際、通行料金が半額になります（ただし、営業用の自動車などは本割引の対象外です。）。

〔対 象〕 次のいずれかに該当する場合

- ・身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合
- ・第1種の身体障害者手帳所持者または第1種の療育手帳所持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合

〔内 容〕 料金所係員に身体障害者手帳または療育手帳の証明部分を提示してください（事前に区福祉課で手続きが必要です。）。

※スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロID」を含む。

E T Cノンストップ走行時の割引適用については、区福祉課で手続きの際にお渡しする書類を備え付けの封筒に入れ、投函してください。投函後約2週間程度でお手元に登録済結果通知が届き、以後E T C利用時に割引を受けることができます。

※ なお、2年間の有効期限が設定されていますので、引続き割引を受けるためには、期限満了日の2か月前から区福祉課で上記と同様の手続きが必要です。有効期限は身体障害者・療育手帳に貼り付けたシールに記載しています（E T C利用者は、より早目の手続きが必要ですのでご注意ください。）。

〔手 続〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）へ以下をご持参ください。

①身体障害者手帳または療育手帳 ②登録を希望する自動車の車検証 ③運転免許証（障害者本人が運転する場合）など

E T C利用者はこれらに加え、E T Cカード（原則として本人名義）、E T C車載器セットアップ申込書・証明書も必要です。

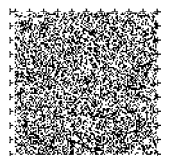
※ マイナンバーカードおよびマイナポータルへの登録があれば、ご自宅等でオンライン申請が可能です。

## 5 保育料・副食費の軽減

次のいずれかに該当する方がいる世帯（ただし、保育料・副食費の算定の基となる市町村民税所得割額77,101円未満の世帯に限ります。）の保育料・副食費を軽減します（4月分から8月分保育料・副食費は前年度分市町村民税額、9月分から翌年3月分までは当年度分市町村民税額で保育料・副食費を算定します。）。

- 〔対 象〕
- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
  - ② 療育手帳の交付を受けている方
  - ③ 特別児童扶養手当の支給対象児童
  - ④ 国民年金の障害基礎年金を受給している方

〔問合せ先〕 保育園等が所在する区の福祉事務所（区福祉課児童福祉係）（綴じ込み）



ゆうびんりょうぎん けいげん  
**6 郵便料金の軽減**

区 分		内 容		重量・サイズ	料 金
郵便物	心身障害者用低料第三種 ※1	心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物（発行人から差し出されるものに限る。）	毎月3回以上発行する新聞紙	50gまで	8円
				50gを超える1kgまで50gまでごとに	3円増
			上記以外のもの	50gまで	15円
	第四種	① 点字郵便物 ② 特定録音物等郵便物 ※2	3kg以内	無 料	
ゆうメール		心身障害者用ゆうメール ※3		150gまで	92円
				250gまで	110円
				500gまで	150円
				1kgまで	180円
				2kgまで	230円
				2kg超	310円
ゆうパック	点字ゆうパック	30kg以下	サイズ ※4	料 金	
				60	100円
				80	210円
				100	320円
	聴覚障害者用ゆうパック ※2			120	420円
				140	520円
				160	630円
				170	730円

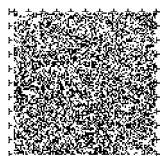
※1 心身障害者用低料第三種郵便物の料金適用を受けるためには、第三種郵便物の承認を受けることに加え、心身障害者団体であること等を証明する資料等が必要です。

※2 指定施設との間での発受に限る。

※3 指定の図書館との間での発受に限る。

※4 「サイズ」は、長さ、幅および厚さの合計（cm）をその数字までとする区分を示す。

〔問合せ先〕 詳しくは郵便局へご確認ください。



## 7 NHK放送受信料の減免

対象	通用条件	内 容
市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む。）非課税の場合	全 額 免 除
市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の場合	
市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む。）非課税の場合	
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合	半 額 免 除
重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	
重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	
重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合	

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

## 8 携帯電話基本使用料などの割引

携帯電話事業者では、基本料などの割引を行っているところがあります。詳しくは各携帯電話事業者へお問い合わせください。

〔対 象〕 身体障害者手帳、療育手帳所持者

〔問合せ先〕 携帯電話の取扱店

## 9 NTT電話番号の無料案内

事前登録することで、NTTの電話番号案内（104）が、無料をご利用いただけるサービス（ふれあい案内）です。ふれあい案内については、NTT西日本およびNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話を含む。）から、104をダイヤルした場合が対象となります。

〔対 象〕 (1) 身体障害者手帳所持者

① 視 覚 障 害 1～6級

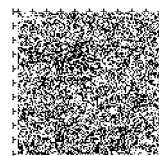
② 肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1・2級

③ 聴覚障害 2級・3級・4級・6級

④ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3級・4級

(2) 療育手帳所持者

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者



〔問合せ先〕 NTT西日本ふれあい案内担当

TEL 0120 - 104 - 174 FAX 0120 - 104 - 134 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日および年末年始を除く。)

※ FAXによるお問合せに関する注意事項

・お客様のお名前と連絡先ファックス番号を用紙に記載して、送信してください。

## 10 施設設置負担金の分割払い

心身障害者で市民税非課税世帯の場合、施設設置負担金の分割払い(1年以内で2回～12回払い)ができます。

〔問合せ先〕 TEL 1 1 6へお問い合わせください。

受付時間 午前9時～午後5時(年末年始を除く。)

## 11 水道料金および下水道使用料の減免

次のいずれかに該当する方(ただし、入院や施設に入所されている場合は除きます。)がいる世帯の水道料金と下水道使用料を減免します。

〔対象〕 ① 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方

② 療育手帳(A・A・B)の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方

④ 特別児童扶養手当、障害基礎年金、障害年金1・2級を受給している方

〔減免額〕 1か月につき水道料金の0～10㎡相当額

1か月につき下水道使用料の0～10㎡相当額

〔所得制限〕 本人やその扶養義務者などの所得により、対象とならないことがあります。

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)または水道局業務管理課

## 12 市営駐車場の駐車料金の減免

次の方が自ら運転するか、または介護者の運転する車両に同乗して、市営駐車場を利用する場合に、駐車料金を減免します。

〔対象〕 ① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方

② 療育手帳(A・A)の交付を受けている方

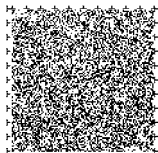
③ 公安委員会の発行する駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている方

〔減免額〕 駐車後2時間までの駐車料金を免除します。

(ただし、定期料金、1泊料金は除く。)

〔手続〕 市営駐車場において、①については身体障害者手帳※、②については療育手帳※、③については標章および身体障害者手帳または療育手帳(色素性乾皮症患者の方は除きます。)※を提示してください。無人の駐車場は現地に掲示してある案内に従い、精算機備え付けのインターフォンで、または係員のいる各駐車場の窓口で料金減免の手続を行ってください。

※スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロID」を含む。





### 13 市営駐輪場の駐輪料金の減免

次の方が市営駐輪場の一時利用および登録利用をする場合に、駐輪料金を減免します。

- 〔対 象〕 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方  
② 療育手帳の交付を受けている方

〔減 免 額〕 一時利用は免除

登録利用は半額（自転車 750 円／月、バイク 1,250 円／月 稲荷町、大手町三丁目、小町第一～三、富士見町第一～三駐輪場は自転車 650 円／月、バイク 1,150 円／月）

〔手 続〕 一時利用の場合は、市営駐輪場において、身体障害者手帳または療育手帳※を提示してください。

登録利用の場合は、登録利用申請時に所定の減免手続きをしてください。

手続きの窓口は、各駐輪場、広島県ビルメンテナンス協同組合（TEL 242-7330）です。

※スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロ ID」を含む。

### 14 自動車保管場所の証明申請手数料等の免除

次の対象に該当する身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で

- 身体障害者または知的障害者（以下「身体障害者等」という。）が保有する自動車
- 身体障害者等と生計を一にする方が保有し、当該身体障害者等の通学、通院または生業のために利用する自動車

の自動車保管場所証明書交付申請、保管場所標章交付申請および保管場所標章再交付申請の手数料が免除されます（自動車保管場所証明書再交付申請は上記申請に準じて免除されます。）。

なお、自動車保管場所証明の申請を電子申請で行う場合は、手数料（自動車保管場所証明通知手数料および保管場所標章交付手数料）は免除されません。手数料免除を希望される方は、警察署で書面による申請をしてください。

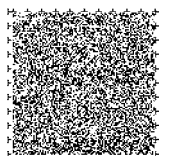
〔対 象〕 (1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳

- ・ 視覚障害 1～3級、4級の1
- ・ 聴覚障害 2級、3級
- ・ 平衡機能障害 3級
- ・ 上肢不自由 1級、2級の1、2級の2
- ・ 下肢不自由 1～6級
- ・ 体幹不自由 1～3級、5級
- ・ 心臓機能障害 1級、3級
- ・ じん臓機能障害 1級、3級
- ・ 呼吸器機能障害 1級、3級

を持っている方

(2) 療育手帳(A)またはAを持っている方

〔問合せ先〕 自動車の保管場所を管轄する警察署

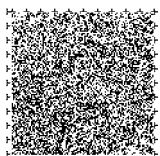


## 15 公共施設使用料の減免

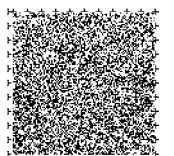
〔対 象〕 身体障害者手帳、療育手帳所持者、特定医療費（指定難病）受給者証所持者、小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者

〔対象施設〕（注）施設によっては、手帳の等級により割引・免除について違いがあるところもありますので、詳細については事前にご利用になる各施設へお問い合わせください。

区 分	所 在 地	TEL	FAX	割引・免除	備 考
広島平和記念資料館	中区中島町1-2	241-4004	542-7941	免除	※ 8
広 島 城	〃 基町21-1	221-7512	221-7519	〃	
中央公園ファミリープール	〃 〃 4-41	211-0063	228-1891	〃	
5-Days こども文化科学館	〃 〃 5-83	222-5346	502-2118	〃	※ 1
映像文化ライブラリー	〃 〃 3-1	223-3525	228-0312	〃	※ 2
青少年センター	〃 〃 5-61	228-0447	228-7074	〃	※ 3
広島翔洋テニスコート	〃 〃 2-18	224-2191	224-2192	〃	※ 3
広島県立総合体育館	〃 〃 4-1	228-1111	228-4992	〃	
縮 景 園	〃 上幟町2-11	221-3620	221-0515	〃	
コジマホールディングス中区スポーツセンター	〃 千田町三丁目8-12	241-9355	241-9379	〃	
〃 吉島屋内プール	〃 光南五丁目1-53	249-8591	249-2231	〃	
吉 島 体 育 館	〃 吉島西三丁目2-11	240-5003	240-5003	〃	※ 3
健康づくりセンター（健康科学館）	〃 千田町三丁目8-6	246-9100	246-9109	〃	
江 波 山 気 象 館	〃 江波南一丁目40-1	231-0177	234-1013	〃	
心身障害者福祉センター	東区光町二丁目1-5	261-2333	261-7789	〃	
マエダハウジング東区スポーツセンター	〃 牛田新町一丁目8-3	222-1860	222-1861	〃	
ひろしんビッグウェーブ	〃 〃	〃	〃	〃	
総合屋内プール等共用駐車場	〃 〃	〃	〃	〃	※ 6
森林公園昆虫館	〃 福田町藤ヶ丸173	899-8964	899-8233	〃	
森林公園山城展望台昇降用モノレール	〃 〃	〃	〃	〃	
森林公園駐車場	〃 〃	〃	〃	〃	
戸坂庭球場・運動広場	〃 戸坂新町三丁目1916	220-2044		〃	※ 3
南区スポーツセンター	南区楠那町7-31	251-7721	251-7701	〃	
〃 宇品体育館	〃 宇品海岸三丁目6-54	255-3022	255-3022	〃	
〃 東雲屋内プール	〃 東雲三丁目16-3	286-6909	286-6909	〃	
〃 出島屋内プール	〃 出島一丁目32-92	254-2891	254-2892	〃	
郷 土 資 料 館	〃 宇品御幸二丁目6-20	253-6771	253-6772	〃	



区 分	所 在 地	TEL	FAX	割引・免除	備 考
現 代 美 術 館	南区比治山公園1-1	264-1121	264-1198	免除	※9
広島港栈橋駐車場	◇ 宇品海岸一丁目13	251-0165	251-0165	半額割引	※10
広島みなと公園駐車場	◇ 宇品海岸一丁目	250-7160	250-7161	◇	※10
宇品波止場公園駐車場	◇ 宇品海岸三丁目1303-12	◇	◇	◇	※10
西区スポーツセンター	西区庚午南二丁目41-1	272-8211	272-8242	免除	
南観音庭球場・運動広場	◇ 観音新町二丁目90	293-5900		◇	※3
コカ・コーラボトラーズジャパン広島総合グラウンド	◇ 観音新町二丁目11-124	231-3077	295-8850	◇	※7
三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	◇ 三滝本町一丁目73-20	238-6301	238-6302	◇	※4
大芝公園ゴーカート	◇ 大芝公園1-50	230-0260		◇	
竜王公園野球場・テニスコート・エスキーテニス場・卓球場	◇ 竜王町	237-9880	237-9880	◇	※3
草津公園野球場	◇ 庚午南二丁目38	272-6030	272-6030	◇	※3
西部埋立第五公園駐車場	◇ 商工センター三丁目2	278-3794	278-3794	◇	※6・※7
安佐南区スポーツセンター	安佐南区伴東三丁目13-16	848-2411	848-2432	◇	
沼田庭球場・運動広場	◇ 伴北四丁目3987-1	848-2294		◇	※3
祇園運動広場	◇ 祇園一丁目85	871-3368		◇	※3
広島広域公園(エディオンスタジアム広島(陸上競技場)、補助競技場、第一球技場、第二球技場)	◇ 大塚西五丁目	848-8484	848-8460	◇	※3
広島広域公園テニスコート	◇ 大塚西五丁目2-1	848-9540	848-9540	◇	※3
ヌマジ交通ミュージアム	◇ 長楽寺二丁目12-2	878-6211	878-3128	◇	※5
大和興産安佐北区スポーツセンター	安佐北区深川二丁目50-1	843-4999	843-4998	◇	
安佐動物公園	◇ 安佐町大字動物園	838-1111	838-1711	◇	
安佐動物公園駐車場	◇	◇	◇	◇	※10
高陽体育館	◇ 深川六丁目19-15	845-3221	845-3221	◇	※3
青少年野外活動センター	◇ 安佐町小河内5135	835-1444	835-1445	◇	※4
寺迫公園野球場・テニスコート・エスキーテニス場	◇ 真亀一丁目9	843-1150	847-4480	◇	※3
可部運動公園野球場・テニスコート・卓球場	◇ 可部町大字勝木1410	815-5181	815-5181	◇	※3
筒瀬運動広場	◇ 安佐町筒瀬岡田10823-4	838-1020		◇	※3
安芸区スポーツセンター	安芸区中野東二丁目3-1	893-1998	893-1857	◇	



区 分	所 在 地	TEL	FAX	割引・免除	備 考
瀬野川公園野球場・屋内運動場・アーチェリー場 ・ソフトボール場・テニスコート・卓球場・クロー ケール場・ホースシューズ場・パークゴルフ場	〃 上瀬野町	894-3210	894-3210	免除	※3
佐伯区スポーツセンター	佐伯区楽々園六丁目1-27	924-8198	924-8199	〃	
〃 湯来体育館	〃 湯来町大字白砂1215-1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	〃	
湯来庭球場・運動広場	〃 〃 大字和田94-20	(0829)40-4899		〃	※3
湯来南庭球場・運動広場	〃 〃 大字白砂1215-1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	〃	※3
上河内庭球場・運動広場	〃 五日市町大字上河内字中山693-1	927-3701		〃	※3
下河内庭球場・運動広場	〃 五日市町大字下河内字峠平561	928-8494		〃	※3
新宮苑庭球場	〃 新宮苑9-1	921-7478		〃	※3
河内体育館	〃 五日市町大字上河内537	924-8198	924-8199	〃	※3
佐伯運動公園テニスコート・卓球場	〃 五日市町大字保井田	924-5012	942-3378	〃	※3
植 物 公 園	〃 倉重三丁目495	922-3600	923-6100	〃	
植物公園駐車場	〃	〃	〃	〃	※10
クアハウス湯の山	〃 湯来町大字和田443	(0829)83-1198	(0829)83-1177	半額割引	

※1 プラネタリウムのみ免除

※2 映画鑑賞料のみ免除

※3 減免額は、使用団体の全体人数に占める減免該当者の割合に応じて決定

※4 宿泊料（宿泊室、キャンプ場）免除

※5 観覧料のみ免除

※6 最初の2時間のみ免除

※7 特定医療費（指定難病）受給者は対象外

※8 常設展示のみ免除

※9 改修工事に伴い現在休館中。令和5年3月リニューアルオープン予定

※10 特定医療費（指定難病）受給者および小児慢性特定疾病医療受給者は対象外

## 16 映画鑑賞料の減免

〔対 象〕 身体障害者手帳、療育手帳所持者（重度障害者は介護者1名を含みます。）

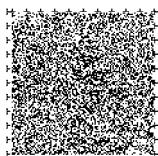
〔料 金〕 各館所定の割引料金

※ 映画の日（12月1日）は無料招待（重度障害者は介護者1名も無料）

※ 一部該当しない所もありますので各館にお問い合わせください。

※ 適用地域は県下全般です。

〔手 続〕 映画館入口において、身体障害者手帳、療育手帳の証明部分を提示してください。



# 11 ほか その他

## 1 ふくし「福祉のまちづくり」すいしんの推進

障害者や高齢者をはじめ、市民の誰もが活動しやすく、安全で快適に生活できる「福祉のまちづくり」が重要な課題となっています。

このため、総合的かつ計画的な公共施設の改善・整備、人にやさしい市民意識の醸成等、ハード・ソフト両面に及ぶ「福祉のまちづくり」を推進しています。

### (1) 新規施設の福祉環境整備

本市の施設については、平成7年（1995年）に「広島市公共施設福祉環境整備要綱」を施行して以降、この要綱に定める基準により福祉環境整備を推進するとともに、民間施設については、「広島県福祉のまちづくり条例」に定める基準により指導や助言をしています。

### (2) 福祉のまちづくり環境整備事業

「広島市公共施設福祉環境整備要綱」の施行までに整備された本市施設についても、順次、バリアフリー化を進めています。

### (3) 広島市バリアフリーマップによる情報提供

市内中心部やJR駅周辺等の、多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー設備の整備状況等についての情報を取りまとめ、マップ形式によりインターネット上（<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity-bfm/Portal>）で公開し、市民に情報を提供しています。

〔問合せ先〕 ・市の公共施設の福祉環境整備、広島市バリアフリーマップについて

市健康福祉企画課（TEL 504 - 2144）

・民間施設の福祉環境整備について

市建築指導課（TEL 504 - 2288）または各区建築課（綴じ込み）

## 2 けいはつかつどう啓発活動<sup>すいしん</sup>の推進

### (1) ひろしまフラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置

① 期 間 5月3日から5月5日

（ひろしまフラワーフェスティバル期間中）

② 場 所 平和大通り「国際会議場」前緑地帯

③ 内 容 パレードへの参加、広場でのステージ、就労支援製品の販売など

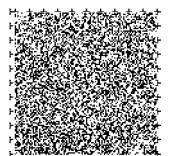
### (2) 障害者週間記念行事

12月3日から9日までの1週間は「障害者週間」として法律で定められており、この期間内に、次のような事業を実施しています。

① 広島市中心身障害者更生援護功労者等表彰

② 障害者週間記念のつどい「文化祭」の開催

③ ポスターの作成、配布



### 3 車いすの貸出し

社会福祉協議会では、市民・企業などの皆様の温かい善意によりご寄附いただいた車いすを配置し、在宅で車いすが緊急かつ一時的に必要な方などに対して無料で貸出しを行っています。

車いすの貸出し期間は原則として2か月単位で、最長6か月までとなっています。

車いすの貸出しなどについては、各区社会福祉協議会、または広島市社会福祉協議会地域福祉推進課事業係（119頁）にお問い合わせください。

### 4 視聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出し

障害者同士、あるいは障害者と健常者が一緒にイベントを楽しむことができるよう視聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出しを行っています。

#### ○点字カラオケ

〔対 象〕 原則として、市内に住所を有する視覚障害の身体障害者手帳の交付を受けた方が複数人含まれる5人以上の団体。

〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕（公社）広島市視覚障害者福祉協会

TEL：264-4966、FAX：567-4977

#### ○ヒアリンググループ

〔対 象〕 原則として、市内に住所を有する難聴者で補聴器を利用している方が複数人含まれる5人以上の団体。

〔費 用〕 無料

〔問合せ先〕 広島市中途失聴・難聴者協会

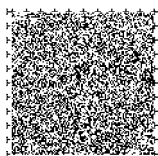
TEL：263-4698（FAX 兼用）

### 5 広島市ボランティア情報センター・区ボランティアセンター

ボランティア活動に関心のある方、活動を希望する方やボランティアの援助を希望する方々などのために、広島市社会福祉協議会（119頁）に広島市ボランティア情報センター、各区社会福祉協議会（119頁）に区ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する相談、活動の調整、併せて社会福祉関係図書、資料・ビデオ（DVD）・福祉機材の貸出しを行っています。

また、福祉に関する体験学習を通じて市民の助けあいの心を育むことを目的とし、「体験！発見！！ほっとけん!!!」を合い言葉にやさしさ発見プログラム事業も実施しています。

ホームページ <https://shakyo-hiroshima.jp/>



## 6 広島市視覚障害者情報センター

ひろしま し しかくしょうがいしゃじょうほう

視覚障害者がICT等を活用して、より豊かで質の高い生活を送れるよう、視覚障害者向けの情報通信機器や日常生活用具に関する情報提供を行っています。

〔場 所〕 広島市中区富士見町 11 - 27 広島市保健所等合築施設 2 階

〔T E L〕 240-1220 FAX 258-4018

〔開設時間〕 月曜日～金曜日（国民の祝日、8月6日、年末年始は除く。）の9時から17時

## 7 広島市障害者支援情報提供サイト

ひろしま し しょうがいしゃ し えんじょうほうていきょう

障害者に役立つ情報や本市・障害者団体の開催するイベント・大会等の情報を提供しています。登録団体の活動情報や障害者福祉バス（77頁）の運行状況もご覧いただけます。

〔U R L〕 <https://shougai-hiroshimacity.jp/>

〔QRコード〕



## 8 青い鳥郵便葉書の無償配付

あお とりゆうびん は がき むしょうはいふ

身体障害者および知的障害者の福祉に対する理解と認識を更に深めることを目的として、重度の身体障害者および知的障害者の方で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書をお入れして無料で差し上げる施策を令和5年度は次のとおり実施しました。

令和6年度以降の実施については、引き続き検討して参ります。

〔対 象〕 ・重度の身体障害者（1級または2級の方）

・重度の知的障害者（療育手帳にA（または1度・2度）と表記されている方）

〔受付期間〕 令和5年4月3日（月）から令和5年5月31日（水）まで

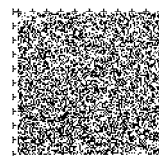
〔配付葉書〕 通常郵便葉書（「くぼみ入り」、「無地」または「インクジェット紙」）

通常郵便葉書 胡蝶蘭（「無地」または「インクジェット紙」）

※ 「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように、葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏がわかるようにした葉書です。

〔配付枚数〕 1人につき20枚

〔申 込 先〕 郵便局



## 9 駐車禁止除外指定車標章の交付

次の対象に該当する身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

〔対 象〕 (1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳

- ・視覚障害 1～3級、4級の1
- ・聴覚障害 2級、3級
- ・平衡機能障害 3級
- ・上肢不自由 1級、2級の1、2級の2
- ・下肢不自由 1～4級
- ・体幹不自由 1～3級
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能) 1級、2級  
(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
- ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能) 1～4級
- ・心臓機能障害 1級、3級
- ・じん臓機能障害 1級、3級
- ・呼吸器機能障害 1級、3級
- ・ぼうこうまたは直腸の機能障害 1級、3級
- ・小腸機能障害 1級、3級
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級
- ・肝臓機能障害 1～3級

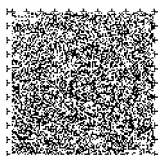
を持っている方

(2) 療育手帳(A)またはAを持っている方

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、現に使用中の車両で、公安委員会の交付する駐車禁止除外指定車標章を掲示している場合は、公安委員会による駐車禁止および時間制限駐車区間の規制対象から除きます(ただし、バス専用レーン時間帯に駐車出来ません。)

〔問合せ先〕 住所地を管轄する警察署





## 10 自動車事故被害者援護制度

自動車事故被害者を支える、「介護料支給業務」、「生活資金貸付」、「療護施設設置・運営」の支援を行っています。

### (1) 介護料支給

〔支援概要〕 自動車事故により脳、脊髄等に重い損傷を負い、常時または随時の介護を要する方等に、介護サービスおよび介護用品の購入等の費用を介護料として支給しています。また、介護料受給者や介護者を対象に訪問支援や交流会も行っています。

〔対象要件等〕 介護料支給の要件として、自動車事故損害賠償法施行令等の基準がありますので、お気軽にご相談ください。

(参考)

交通事故による介護料支給対象者		支給額（月額）
特Ⅰ種	Ⅰ種該当者のうち、一定の要件に該当する方	85,310円～211,530円
Ⅰ種（常時要介護）	自賠法施行令別表第一第1級第1号または2号	72,990円～166,950円
Ⅱ種（随時要介護）	自賠法施行令別表第一第2級第1号または2号	36,500円～83,480円

※「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。

### (2) 生活資金貸付

〔支援概要・対象要件等〕 自動車事故により死亡または重度の後遺障害となった被害者の児童の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の、中学校卒業までのお子様を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。

また、お子様を対象とした交通遺児等友の会活動を年に1回実施し、会員参加者同士でさまざまな体験会を通して交流をしています(会費等は一切不要です。)

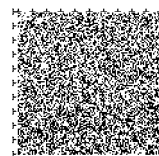
〔貸付内容〕

- 一時金 155,000円
- 生活資金（月額） 10,000円または20,000円（選択制）
- 入学支度金 44,000円（小・中学校入学時、希望者のみ貸付）

### (3) 相談業務

〔支援概要〕 ○ 「介護料受給資格を有する方を対象に、在宅介護等に関する相談」、「交通遺児等の家庭の身近な生活全般にわたる問題の相談」

・NASVA 広島主管支所 TEL：297-2255



- 交通事故に関する各種相談窓口、NASVA のサービスについてのご案内  
土・日・祝日・年末年始を除く 10 時～ 12 時、13 時～ 16 時  
・NASVA 交通事故被害者ホットライン  
TEL : 0570-000738  
[PHS・IP 電話] 03-6853-8002

〔問合せ先〕 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）広島主管支所  
〒733-0036  
広島市西区観音新町二丁目 4-25 第一菱興ビル 1 階  
TEL 297-2255

## 11 ヘルプマーク・ヘルプカード

### ○ヘルプマーク

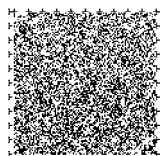
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくするためのマークです。

### ○ヘルプカード

障害のある方などが、災害や緊急時、また、日常生活で困ったときなどに、緊急連絡先や必要とする支援内容などを記載し、周囲の方に提示して支援を求めるカードです。

〔配付場所〕 市障害福祉課、各区福祉課（裏表紙）、出張所（121 頁）

- 〔配付方法〕
- ご希望の方に無償で配付します。
  - 配付にあたり、障害者手帳、身分証明書等の提示、申請書等の提出は不要です。
  - 配付はお一人につき、1 個 1 枚です。
  - ご家族や支援者等の代理人による受け取りも可能です。
  - 広島県内にお住まいの方に限ります。



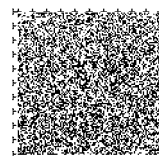
# 12 社協・団体

## 1 社会福祉協議会

市民の社会福祉に対する理解と関心を深め 各社会福祉関係団体などの行う福祉活動の連絡調整を図り、社会福祉に関する調査研究・広報を行い、住民による地域組織化活動を育成・推進し、もって市民の福祉増進を図ることを目的とする民間団体です。

〔所在地〕

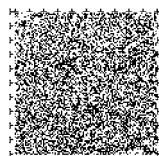
区 分	所 在 地	TEL (FAX)
(福) 広島市 社会福祉協議会	〒732-0822 南区松原町5-1 市総合福祉センター内 (BIG FRONT ひろしま6階)	総務課(代表) : 264-6400 (264-6437) 地域福祉推進課 地域福祉係 : 264-6403 (264-6413) 地域共生係 : 236-6172 ( / ) 事業係 : 264-6404 ( / ) シニア応援センター : 264-6415 (264-6439) 権利擁護課 福祉サービス利用援助係 : 264-6406 (264-6437) 成年後見係 : 236-7120 ( / ) くらしサポート課 : 264-6405 (264-6413) ボランティア情報センター : 264-6408 (264-6416)
広島市 中区社会福祉協議会 (中区事務所)	〒730-0051 中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 中区地域福祉センター内	249-3114 (242-1956)
広島市 東区社会福祉協議会 (東区事務所)	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター内	263-8443 (264-9254)
広島市 南区社会福祉協議会 (南区事務所)	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館内	251-0525 (256-0990)
広島市 西区社会福祉協議会 (西区事務所)	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター内	294-0104 (291-7096)
広島市 安佐南区社会福祉協議会 (安佐南区事務所)	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター内	831-5011 (831-5013)
広島市 安佐北区社会福祉協議会 (安佐北区事務所)	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター内	814-0811 (814-1895)
広島市 安芸区社会福祉協議会 (安芸区事務所)	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター内	821-2501 (821-2504)
広島市 佐伯区社会福祉協議会 (佐伯区事務所)	〒731-5135 佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館内	921-3113 (924-2349)



2 市内の主な心身障害者（児）団体
 し ない おも しんしんしょうがいしゃ じ だんたい

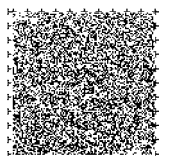
団 体 名	代表者名	住 所	TEL (FAX)	窓口開設日/ 時間 ※
(公社) 広島市身体障害者 福祉団体連合会	向井 助三	〒732-0822 南区松原町5-1 (BIG FRONT ひろしま5階)	263-4524 (263-9713)	土日祝日等を除く 平日9:00~17:00
広島市肢体障害者 福祉協会	上野 玲子	〒732-0052 東区光町二丁目1-5 広島市中心身障害者福祉センター内	208-2957 (FAX 兼用)	(自宅)
(公社) 広島市視覚 障害者福祉協会	中神 誠	〒732-0052 東区光町二丁目1-5 広島市中心身障害者福祉センター内	264-4966 (567-4977)	土日祝日等を除く 平日9:00~16:00
広島市中途失聴 ・難聴者協会	内 惻	〒732-0052 東区光町二丁目1-5 広島市中心身障害者福祉センター内	263-4698 (FAX 兼用)	火・金 13:00 ~ 16:00
(一社) 広島市 ろうあ協会	宮田 明雄	〒732-0052 東区光町二丁目1-5 広島市中心身障害者福祉センター内	262-2579 (FAX 兼用)	月・火・木・金 9:30 ~ 12:00
(公社)日本オストミー協会 広島県支部	寛久 静雄	〒736-0013 安芸郡海田町東二丁目17-19	082-822-2285 (FAX 兼用)	(自宅)
広島市中心身障害児者 父 母 の 会	江本 桂子	〒733-0036 西区観音新町 一丁目7-61-903	231-1142 (FAX兼用)	(自宅)
(福) 広島市 手をつなぐ育成会	山本 一隆	〒733-0004 西区打越町17-27	537-1772 (537-1778)	土日祝日等を除く 平日8:30~17:15

※ 年末年始やお盆などはお休みです。また団体によっては常駐事務員の方が1人のためお電話して頂いてもつながらない場合もあります。



しゅっちょうしょ れんらくしょ  
**出張所・連絡所など**

区	機 関 名	所 在 地	TEL
中	市役所サービス・コーナー	〒730-0011 基町9-32 水道局基町庁舎1階	225-3161
	旅券センター	〒730-0011 基町9-32 水道局基町庁舎1階	221-8911 221-8912
東	戸籍・住民票事務センター	〒732-0055 東蟹屋町9-38	568-7766
	温品出張所	〒732-0033 温品五丁目1-18	289-2000
	戸坂連絡所	〒732-0016 戸坂出江二丁目10-26	229-0127
南	似島出張所	〒734-0017 似島町字家下752-74	259-2511
	青崎連絡所	〒734-0053 青崎一丁目12-7	281-3802
西	井口連絡所	〒733-0843 井口鈴が台二丁目14-8	278-1087
安 佐 南	佐東出張所	〒731-0103 緑井六丁目29-28	877-1311
	祇園出張所	〒731-0138 祇園二丁目48-7	874-3311
	沼田出張所	〒731-3164 伴東七丁目64-8 沼田合同庁舎2階	848-1111
	戸山連絡所	〒731-3271 沼田町阿戸343-1	839-2002
安 佐 北	白木出張所	〒739-1414 白木町秋山2391-4	828-1211
	高陽出張所	〒739-1751 深川五丁目13-7	842-1121
	安佐出張所	〒731-1142 安佐町飯室3052-1	835-1111
安 芸	中野出張所	〒739-0321 中野三丁目20-9	893-2121
	阿戸出張所	〒731-4231 阿戸町6257-2	856-0211
	矢野出張所	〒736-0083 矢野東五丁目7-18	888-1112
	畑賀連絡所	〒736-0088 畑賀三丁目30-15	827-0600
佐 伯	湯来出張所	〒738-0601 湯来町和田166	(0829) 83-0111
	砂谷連絡所	〒738-0513 湯来町伏谷13-1	(0829) 86-0607





ち いまきょうせいしやかい じつげん め げ  
地域共生社会の実現を目指して

# ひろしまし 広島市

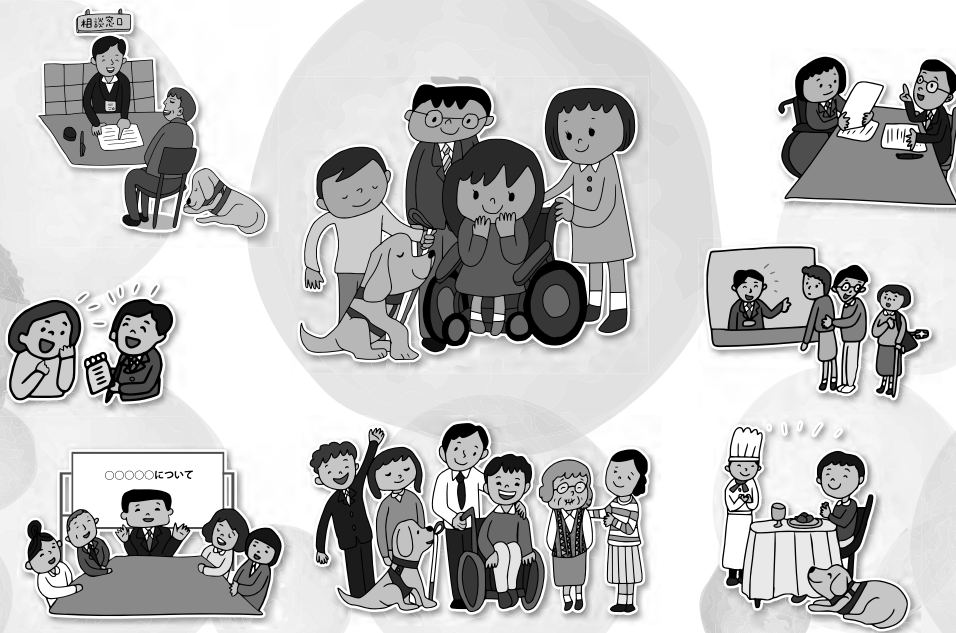
## しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別の かいしょう すいしん かん じょうれい 解消の推進に関する条例

ひろしまし しょうがいしや さべつかいしょうすいしんじょうれい  
(広島市障害者差別解消推進条例)

しょうがい りゆう さべつ かいしょう たが たちば ふ どうじしやかん  
障害を理由とする差別を解消するためには、お互いの立場を踏まえた当事者間  
けんせつてきたいわ じゆうよう  
の建設的対話が重要です。

しょうがい うむ あいて おも きも も ひろしまし じぎょうしやおよ  
障害の有無にかかわらず、相手を思いやる気持ちを持ち、広島市、事業者及び  
しみん いったい しょうがい りゆう さべつ かいしょう とく  
市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいきましょう。

れいわ ねん がつ にちしこう  
令和2年10月1日施行



じょうれい かわ ないよう そうだんまどぐち ひろしまし らん  
条例の詳しい内容や、相談窓口については、広島市のホームページをご覧ください。

ページ番号でさがす

147092



市ホームページ▶



じょうれい かん と あ  
条例に関するお問い合わせ

ひろしまし けんこうふくし きょくしょうがいふくし ぶしょうがいふくし か  
広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

〒730-8586 ひろしまし なかくこくたいじまちゅうめ ばん 34 号  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
でんわ ふあつぐ  
電話：082-504-2147 FAX：082-504-2256  
メールアドレス：shougai@city.hiroshima.lg.jp

障害のある人もない人も、誰もが利用しやすく心あたたまる

# みんなのお店 ひろしま宣言



あなたのお店も  
宣言店になりませんか

広島市では、障害を理由とする差別をなくし、誰もが安心してサービスを利用できるようにするために大切な3つの心構えを掲げ、そのための取組を行っていることを宣言するお店を「みんなのお店ひろしま」宣言店として公表し、その取組内容等を、広島市のホームページで紹介します！

広島市内の全ての飲食店・小売店・サービス事業所が対象です。

筆談ボードやコミュニケーションボードを用意しています！



スロープや手すりを設置しています！



点字メニューや手話の音訳を行っています！



手話の勉強会や対応マニュアルを策定しています！



宣言店になったら、市ホームページでお店の情報や取組内容を紹介し、シンボルマークの入った宣言書やステッカーを交付します！

## 「みんなのお店ひろしま」が大切にする3つの心構え

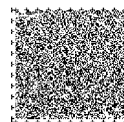
- **入店・サービス拒否をしません**  
障害を理由として、正当な理由なく入店やサービス提供の拒否、制限、条件を付けるなどの対応をしません。
- **合理的配慮の提供に努めます**  
障害のある人から何らかの配慮を求める要望などがあった場合には、負担になり過ぎない範囲で対応します。
- **心のバリアフリーを大切にします**  
障害のある人に対する無関心や誤解等をなくし、一人のお客様として受け入れ、こころよくおもてなしをします。



詳しい内容や、宣言店となる手続きについては、広島市のホームページをご覧ください。

「みんなのお店ひろしま」宣言

検索



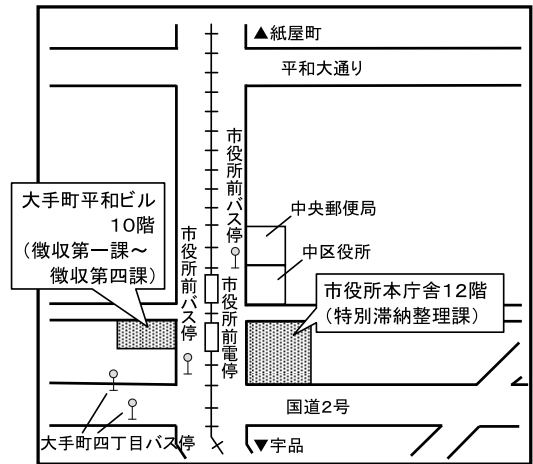


しゅうのうたいさくぶ  
収納対策部

《主な業務》市税等の納付相談および滞納整理に関すること

担当区域	担当部署	TEL	所在地
中区	徴収第一課	504-0131 504-0134	〒730-8567 広島市中区大手町 四丁目1番1号 大手町平和ビル10階
東区	徴収第三課	504-0321	
南区	徴収第一課	504-0132 504-0133	
西区	徴収第二課	504-0211 504-0212 504-0214	
安佐南区	徴収第四課	504-0411 504-0412	
安佐北区	徴収第四課	504-0413 504-0414	
安芸区	徴収第三課	504-0322	
佐伯区	徴収第二課	504-0213	
市外	徴収第三課	504-0323 504-0324	
全域 (高額滞納分)	特別 滞納整理課	504-2128	

【徴収第一課～徴収第四課および特別滞納整理課の場所】



しぜいじむしょ ぜいむしつ  
市税事務所・税務室

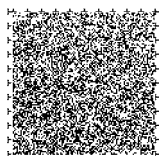
◎市税事務所

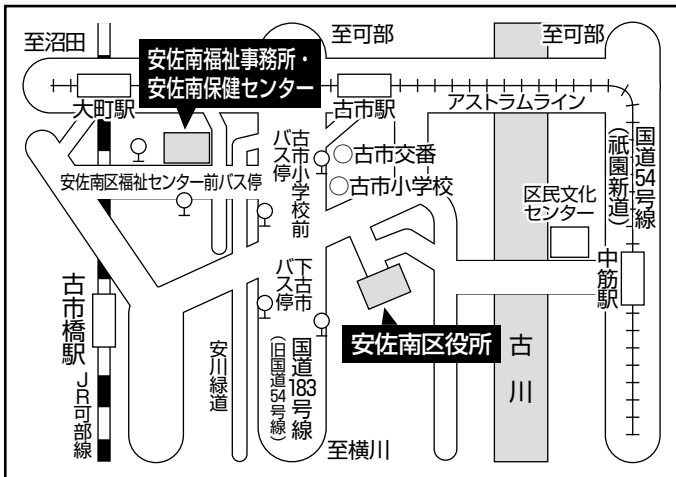
主な業務 (★マークがついている業務は、担当の区に限らず、すべての市税事務所 所で全区分を取り扱います)	担当部署	TEL			
		中央市税事務所 (中区役所内)	東部市税事務所 (東区役所内)	西部市税事務所 (西区役所内)	北部市税事務所 (安佐南区役所内)
・市税証明書の交付★ ・市税等の収納★ ・原動機付自転車等の標識交付・返納★ ・市税の過誤納金の還付・充当に関する事 ・市税の口座振替に関する事	管理係	504-2558	568-7715	532-0937	831-4932
・個人市民税(普通徴収、年金所得に かかる特別徴収)の賦課 ・個人市民税の申告受付★	市民税係	504-2564 (中区担当) 504-2751 (南区担当)	568-7719	532-0942 (西区担当) 532-1012 (佐伯区担当)	831-4935 (安佐南区担当) 831-5016 (安佐北区担当)
・固定資産税・都市計画税 の賦課 ※償却資産については、財 政局税務部固定資産税 課償却資産係へ (☎504-2127)	土地係  家屋係	504-2565	568-7720	532-0943 (西区担当) 532-1014 (佐伯区担当)	831-4937 (安佐南区 祇園・沼田担当) 831-4938 (安佐北区 白木・高尾・可部担当) 831-5019 (安佐南区 佐東・安古市担当) (安佐北区 安佐担当)
・軽自動車税(種別割)の賦課	軽自動車税係	504-2777	(中央市税事務所ですべての区を担当します。)		

◎税務室

主な業務 (すべての税務室で全区分を取り扱 います)	TEL			
	南税務室 (南区役所内)	安芸税務室 (安芸区役所内)	佐伯税務室 (佐伯区役所内)	安佐北税務室 (安佐北区役所内)
・市税証明書の交付 ・市税等の収納 ・個人市民税の申告受付 ・原動機付自転車等の標識交付・返納 ・市税の賦課に関する相談など	250-8946	821-4913	943-9716	819-3913

※ 住宅用家屋証明は、家屋が所在する区を担当する市税事務所・税務室で取り扱います(税務室で請求される場合、即日交付ができないなど交付に時間を要します。)



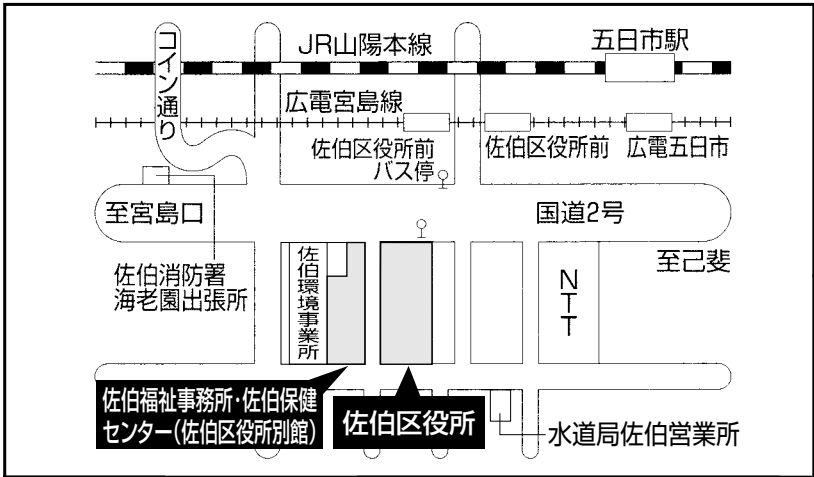


**安佐南区役所**  
 〒731-0193  
 広島市安佐南区古市一丁目33-14  
 【J R】可部線：「古市橋駅」下車徒歩約6分  
 【バス】「下古市」下車徒歩約5分  
 【アストラムライン】「中筋駅」下車徒歩約8分

**安佐南福祉事務所・安佐南保健センター（安佐南区厚生部）**  
 〒731-0194  
 広島市安佐南区中須一丁目38-13  
 （安佐南区総合福祉センター内）  
 【J R】可部線：「古市橋駅」下車徒歩約10分  
 【バス】「安佐南区福祉センター前」下車徒歩約1分  
 「古市小学校前」下車徒歩約3分  
 【アストラムライン】「古市駅」下車徒歩約8分  
 「大町駅」下車徒歩約10分

**安佐北区役所**  
 〒731-0292  
 広島市安佐北区可部四丁目13-13  
 【J R】「河戸帆待川駅」下車徒歩約5分  
 【バス】「可部中央」下車徒歩約5分

**安佐北福祉事務所・安佐北保健センター（安佐北区厚生部）**  
 〒731-0221  
 広島市安佐北区可部三丁目19-22  
 （安佐北区総合福祉センター内）  
 【J R】「可部駅」下車徒歩約15分  
 【バス】「可部上市」下車徒歩約1分



**佐伯区役所**  
 〒731-5195  
 広島市佐伯区海老園二丁目5-28  
 【J R】山陽本線：「五日市駅」下車徒歩約10分  
 【広電電車】宮島線：「佐伯区役所前」下車徒歩約1分  
 【バス】「佐伯区役所前」下車徒歩約1分

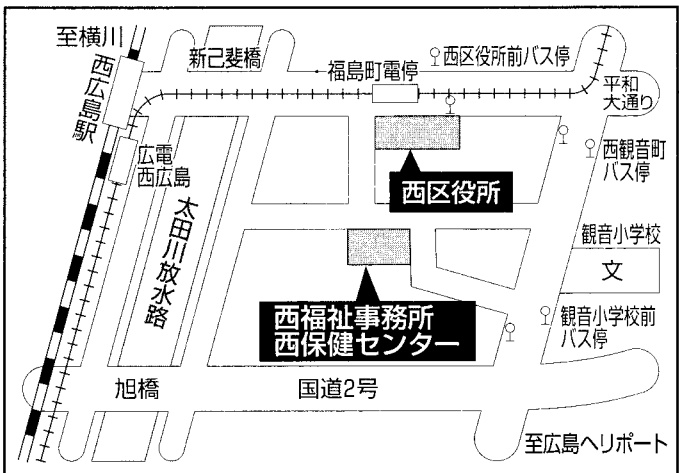
**佐伯福祉事務所・佐伯保健センター（佐伯区役所別館）**  
 〒731-5195  
 広島市佐伯区海老園一丁目4-5

**各区役所などの場所と行き方**

★徒歩での所要時間はあくまでも目安です。

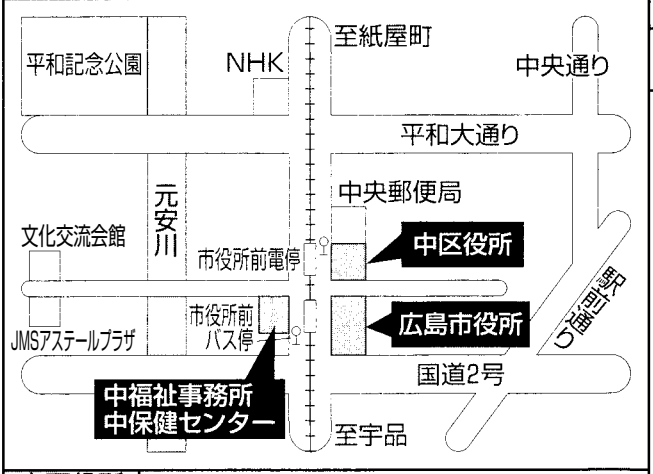
～窓口の開設日・時間～  
 月～金曜日  
 （閉庁日：土日祝日、8月6日、12月29日～1月3日）  
 8時30分～17時15分

なお、戸籍の届出については、  
 開庁時間以外や閉庁日でも受付けています



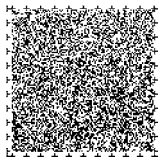
**西区役所**  
 〒733-8530  
 広島市西区福島町二丁目2-1  
 【J R】山陽本線：「西広島駅」下車徒歩約10分  
 【市内電車】「福島町（西区役所前）」下車徒歩約1分  
 【バス】「西区役所前」下車徒歩約1分  
 または「西観音町」下車徒歩約3分

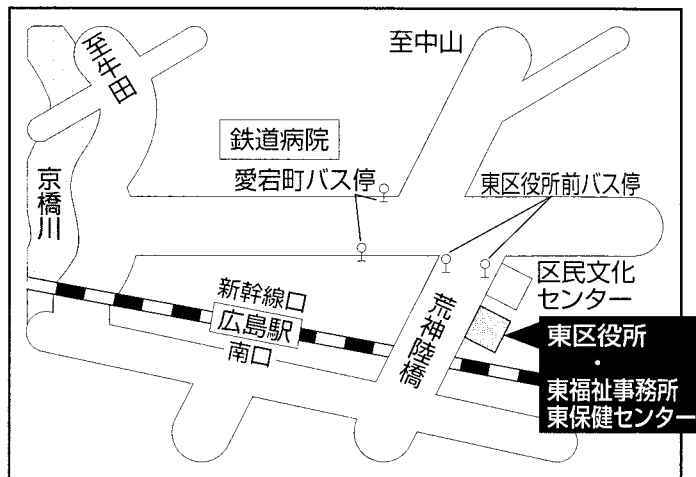
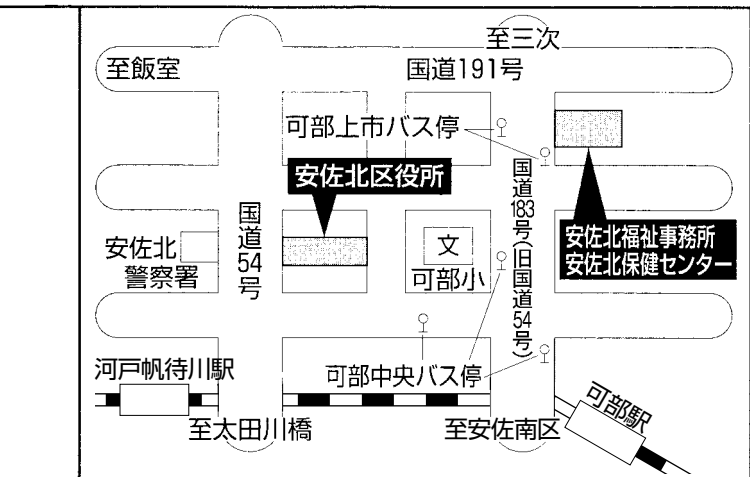
**西福祉事務所・西保健センター（西区厚生部）**  
 〒733-8535  
 広島市西区福島町二丁目24-1（西区地域福祉センター内）  
 【J R】山陽本線：「西広島駅」下車徒歩約13分  
 【市内電車】「福島町（西区役所前）」下車徒歩約4分  
 【バス】「西区役所前」下車徒歩約4分  
 または「観音小学校前」下車徒歩約4分



**中区役所**  
 〒730-8587  
 広島市中区国泰寺町一丁目4-21

**中福祉事務所・中保健センター（中区厚生部）**  
 〒730-8565  
 広島市中区大手町四丁目1-1（大手町平和ビル内）  
 【市内電車】「市役所前」下車徒歩約1分  
 【バス】「市役所前」下車徒歩約1分





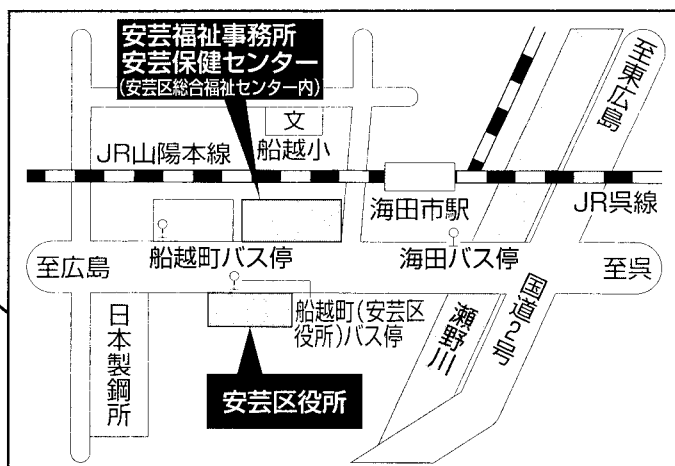
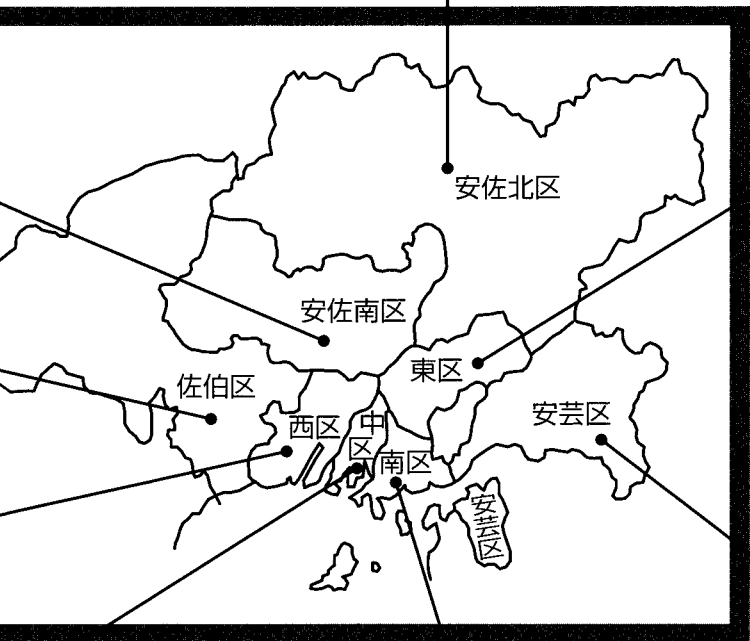
**東区役所**

〒732-8510  
広島市東区東蟹屋町9-38

**東福祉事務所・東保健センター(東区厚生部)**

〒732-8510  
広島市東区東蟹屋町9-34(東区総合福祉センター内)

【バ ス】 「愛宕町」下車徒歩約3分  
「東区役所前」下車徒歩約1分



**安芸区役所**

〒736-8501  
広島市安芸区船越南三丁目4-36

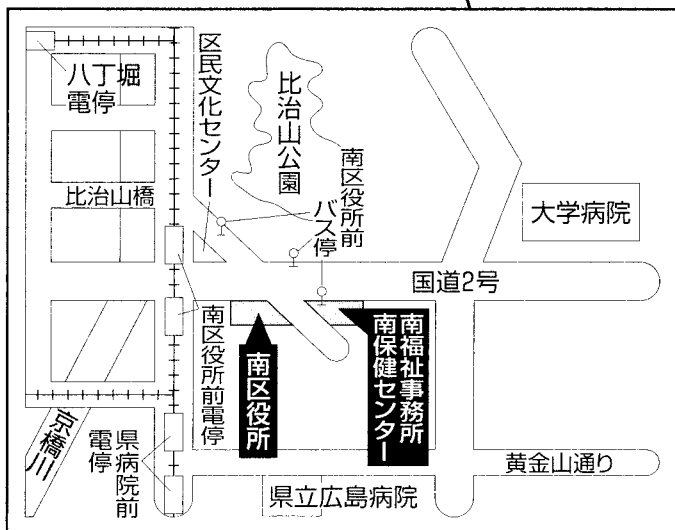
**安芸福祉事務所・安芸保健センター(安芸区厚生部)**

〒736-8555  
広島市安芸区船越南三丁目2-16(安芸区総合福祉センター内)

【J R】 「海田市駅」下車徒歩約10分  
【バ ス】 「船越町(安芸区役所)」下車徒歩約1分

**広島市役所**

〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6-34



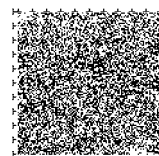
**南区役所**

〒734-8522  
広島市南区皆実町一丁目5-44

**南福祉事務所・南保健センター(南区厚生部)**

〒734-8523  
広島市南区皆実町一丁目4-46(南区役所別館内)

【市内電車】 「南区役所前」下車徒歩約3分  
【バ ス】 「南区役所前」下車徒歩約1分



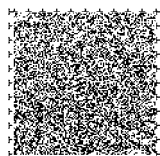
1 福祉事務所（区福祉課）（概要については6頁参照）

区	福祉事務所名	所在地	TEL	FAX	所在階
中	中福祉事務所 （中区福祉課 障害福祉係）	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル内（中区厚生部・中区地域福祉センター内）	504-2588 （直通）	504-2175	2
東	東福祉事務所 （東区福祉課 障害福祉係）	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 （東区総合福祉センター内）	568-7734 （直通）	568-7781	1
南	南福祉事務所 （南区福祉課 障害福祉係）	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 （南区役所別館内）	250-4132 （直通）	254-9184	1
西	西福祉事務所 （西区福祉課 障害福祉係）	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 （西区厚生部・西区地域福祉センター内）	294-6346 （直通）	294-6311	1
安佐南	安佐南福祉事務所 （安佐南区福祉課 障害福祉係）	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 （安佐南区総合福祉センター内）	831-4946 （直通）	879-8565	2
安佐北	安佐北福祉事務所 （安佐北区福祉課 障害福祉係）	〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 （安佐北区厚生部・安佐北区総合福祉センター内）	819-0608 （直通）	819-0602	2
安芸	安芸福祉事務所 （安芸区福祉課 障害福祉係）	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 （安芸区厚生部・安芸区総合福祉センター内）	821-2816 （直通）	821-2832	1
佐伯	佐伯福祉事務所 （佐伯区福祉課 障害福祉係）	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 （佐伯区役所別館内）	943-9769 （直通）	923-1611	2

2 保健センター（6頁に記載）

3～6（概要については7頁参照）

名称	所在地	TEL	FAX	所在階
広島市児童相談所	〒732-0052 東区光町二丁目15-55 北棟	263-0694	263-0705	3
広島市身体障害者更生相談所	〒731-3168 安佐南区伴南一丁目39-1 （広島市総合リハビリテーションセンター内）	849-2802	848-8003	1
広島市知的障害者更生相談所	〒732-0052 東区光町二丁目15-55 北棟	263-3695	263-0705	3
広島市こども療育センター療育相談所	〒732-0052 東区光町二丁目15-55 （広島市こども療育センター内）	263-0683	261-0545	1～2
広島市北部こども療育センター療育相談室	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70 （広島市北部こども療育センター内）	814-5801	815-0541	1～2
広島市西部こども療育センター療育相談室	〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18 （広島市西部こども療育センター内）	943-6831	943-6865	1～2



登録番号	広 G5 - 2023 - 302	主管課	健康福祉局障害福祉部障害福祉課 （本庁舎3階北側） 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34 TEL(代表)245-2111 TEL(直通)504-2147 FAX 504-2256 e-mail shougai@city.hiroshima.lg.jp
名称	心身障害者福祉のしおり		
発行年月日	令和5年11月（第32版）	所在地	
印刷会社名	東広島自立支援センターあゆみ		



その他各区の窓口の問合せ先一覧

(区により、課および係の有無や係名、業務内容などが異なる場合がありますので予めご了承ください)

課名	係名	主な業務内容の具体例	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	
区政調整		区の広報、市民相談、入札・契約、庁舎管理、公文書の開示、大型ごみ収集納付券の販売、各種統計調査、選挙に関する事務	504-2543 504-2544	568-7703	250-8933	532-0925	831-4925 831-4927	819-3903	821-4903	943-9703	
地域起こし推進		防災、区の魅力と活力向上推進事業、交通安全対策の推進、青少年健全育成、集会所の管理運営、児童館の管理運営、住居表示、町内会・自治会、地域コミュニティの振興、農林業の振興(中区、東区、南区、西区のみ)	504-2546 504-2820	568-7704 568-7705	250-8935	532-0927	831-4926	819-3904 819-3905	821-4904 821-4905	943-9704 943-9705	
市民	住民	住民異動の届出、印鑑登録、各種証明の交付、個人番号カードの交付、住民実態調査、児童・生徒の就学事務	504-2551	568-7707 568-7708	250-8938	532-0930	831-4928	819-3907	821-4908	943-9708 943-9709	
	戸籍	郵便による戸籍謄本などの交付	戸籍・住民票事務センター：568-7766								
保険年金		戸籍の届出、埋・火葬の許可、自動車臨時運行許可、特別永住者証明書	504-2552	568-7709	250-8939	532-0931	831-4922	819-3907	821-4908	943-9710	
		保険)国民健康保険の加入・脱退、保険証の交付、保険料の賦課・収納、保険料の口座振替、保険給付など	504-2555	568-7711	250-8941	532-0933	831-4929	819-3909	821-4910	943-9712	
地域支えあい	地域包括支援	地域団体や保健・医療関係団体、民生委員・児童委員等との連携	504-2556	568-7712	250-8944	532-0935	831-4931	819-3910		943-9713	
	保健・医療・福祉の総合相談窓口		504-2852	568-7731	250-4109	294-6512	831-5003	819-0588	821-1707	943-9575	
	こども家庭相談コーナー	親子関係、不登校、非行、発達、虐待の心配など子どもに関する様々な相談	504-2586			294-6289	831-4568	819-0587	821-2810	943-9728	
	地域支援第一	母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査、予防接種、健康相談、栄養相談、健康教育、各種健診(検診)、感染症対策、精神保健福祉相談、原爆被爆者の相談・手当、難病相談	504-2109 504-2528	568-7735 568-7729	250-4133 250-4108	294-6384 294-6235	831-4944 831-4942	819-0616 819-0586	821-2820 821-2809	943-9733 943-9731	
	地域子育て支援センター	乳幼児の育児や子育てに関する相談	504-2174	261-0315	250-4134	503-6288	877-2146	819-0617	821-2821	921-5010	
福祉	高齢介護										
	高齢福祉	高齢者福祉(あんしん電話・配食サービス)、後期高齢者医療	504-2570	568-7730	250-4107	294-6218	831-4941	819-0585	821-2808	943-9729	
	介護保険	介護保険、要介護認定	504-2478	568-7732	250-4138	294-6585	831-4943	819-0621	821-2823	943-9730	
	児童福祉	保育園入所相談、児童手当、こども医療費補助、ひとり親家庭の支援、未熟児養育医療	504-2569	568-7733	250-4131	294-6342	831-4945	819-0605	821-2813	943-9732	
障害福祉		身体障害者・知的障害者の相談、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)、特別児童扶養手当、障害福祉サービス、特定医療費(指定難病)、小児慢性特定疾病、重度心身障害者医療費補助	504-2588	568-7734	250-4132	294-6346	831-4946	819-0608	821-2816	943-9769	
生活	管理	献血の推進、災害見舞金(弔慰金)の支給	504-2568	568-7725	250-4103	294-6109	831-4939	819-0575	821-2804	943-9725	
	保護	生活保護の相談・決定・調査、行旅病人および行旅死亡人に関する事務	504-2571 504-2688 504-2572 504-2689 504-2331 504-2334 504-2443 504-2333	568-7726 568-7727 568-7728	250-4104 250-4105 250-4141 250-4149 250-4155	294-6117 294-6119 294-6583 294-6069 294-6135	831-4940 831-5010 831-4973	819-0576 819-0620	821-2806	943-9726 943-9764	
維持管理	庶務	契約・工事代金の支払い					831-4947	819-3924		943-9752	
	管財	道路・公園などの境界確認・占用・使用許可・道路加工の承認、放置自転車などに関する指導・撤去、屋外広告物の許可(佐伯区は庶務係)、道路・橋りょう・公園・下水道管きよ(中区・東区・南区・西区のみ)の維持補修工事、災害応急復旧工事	504-2576 504-2577	568-7739	250-8956	532-0946	831-4948	819-3925	821-4921 821-4922	943-9738	
	維持		504-2581 504-2582	568-7747 568-7786	250-8962 250-8957	532-0947 532-0948	831-4956 831-4957	819-3941 819-3942	821-4933	943-9737 943-9748	
農林		農林業の振興、有害鳥獣対策、農道・林道・水路・ため池の工事、治山事業など					振興)831-4950 土木)831-4951	振興)819-3932 土木)819-3934	振興)821-4946 土木)821-4947	振興)943-9767 土木)943-9751	
建築	施設	市営住宅の維持管理・入居申込受付 など	(指定管理者事務所) 504-2578	(指定管理者事務所) 568-7744	(指定管理者事務所) 250-8959	(指定管理者事務所) 532-0949	831-4954	819-3937	(指定管理者事務所) 821-4928	(指定管理者事務所) 943-9744	
	建築	建築物確認申請の受付・審査・検査、建築相談 など	504-2579	568-7745	250-8960	532-0950	831-4952 831-4953	819-3938	821-4929	943-9745	
地域整備	地域整備	道路・橋りょう・交通安全施設の新設・改良工事、公園などの新設・改良、急傾斜地の崩壊防止、電線共同溝の工事、災害復旧工事 農道・水路などの工事(東区、南区、西区のみ)	504-2583	568-7748 568-7749	250-8963	532-0952	佐東・沼田) 831-4960 祇園・安古市) 831-4961	白木・高陽) 819-3945 可部)819-3946 安佐)819-3947	821-4935 821-4936	943-9749 943-9750	
	復興工務	市道などの施設整備(復興関連)(安佐南区・安佐北区のみ)					877-3353	819-3928 819-3893			
	下水道整備	下水道管きよの新設・維持管理、宅内の排水設備の指導・検査					831-4963	819-3950 819-3951	821-4941 821-4942	943-9756 943-9758	
水道	業務管理	水道料金等の福祉減免制度に関すること	511-6911								
	営業所	その他 水道料金等に関すること	221-5522								
代表電話			各区共通 245-2111 または「おしえて コール ひろしま」 504-0822								
代表ファックス (問合せ先に迷われた時などにご利用ください)			T E L	541-3835	262-6986	252-7179	232-9783	877-2299	815-3906	822-8069	923-5098
区選挙管理委員会			F A X	504-2544	568-7703	250-8934	532-0925	831-4927	819-3959	821-4903	943-9753